

- 1 | 巻頭言／わたしたちの未来を切り拓くのはテクノロジーの進化だけなのか
- 2 | 企業価値評価 2.0
- 3 | 2024年度少子化対策等のための未婚者の実態調査
- 4 | 新たな政策形成プロセスのあり方とは～国民が政策決定に参画できる仕組み～
- 5 | ヴァーチャルシンクタンク活動を通じてユースの社会参加を後押しする

未来社会価値研究所報

株式会社日本総合研究所 未来社会価値研究所

The Japan Research Institute, Limited The Institute for Societal Values in Future Generations

未来社会価値研究所の設立趣旨

感染症と気候変動というふたつの危機は、私たちに社会と地球の脆弱性についての深い気付きを与えました。それは、これまで私たちが常識としてきた「経済成長」と「自由」という価値概念を相対化させるほどの震度を持つものです。「持続可能な社会と地球」は、それが流行語になっただけで達成されるものではありません。シンクタンクは「様々な問題に光を当て、それに対する解決策を試行し確立していく専門家集団」を語意とします。弊社はシンクタンクの原点に立ち返り、2030年と2050年というスパンで、将来世代が直面するであろう問題に光を当て、その解決策を社内外の叡智を結集して共に考え、提言発信すると同時に、弊社のみならずSMBCグループ、さらには外部の企業・組織と連携して具現化するチームを新たに組織します。「時間軸の悲劇を回避、克服するために今からできるだけの手を打っておく」をスローガンに活動を進めてまいります。

03	1. 巻頭言／わたしたちの未来を切り拓くのはテクノロジーの進化だけなのか
----	---

10	2. 企業価値評価 2.0
11	2-1. 多元的資本の具体化とその方法論 －多元的企業価値評価の実現に向けた段階的検討ステップ－
19	2-2. カーボンニュートラルへの取組が資本コストに与える影響に関する考察 ～日経225企業の企業価値に対する影響度分析を踏まえて～
31	2-3. レピュテーション・ゲームの時代における企業価値 ～企業価値増大とサステナビリティ推進の両立を目指して～

52	3. 2024年度少子化対策等のための未婚者の実態調査
----	------------------------------------

61	4. 新たな政策形成プロセスのあり方とは ～国民が政策決定に参画できる仕組み～
----	---

66	5. ヴァーチャルシンクタンク活動を通じてユースの社会参加を後押しする
67	5-1. コンテストを通じて高校生の社会参加への関心を高める ～玉川大学観光学部の取組～
71	5-2. 被選挙権年齢引き下げが必要な理由 ～先進諸国では選挙権も被選挙権も18歳で統一するのが主流に～

1

巻頭言／

わたしたちの未来を切り拓くのはテクノロジーの進化だけなのか

1. 巻頭言 わたしたちの未来を切り拓くのはテクノロジーの進化だけなのか

足達英一郎

移ろう「サステナビリティ」への眼差し

2023-24年を振り返ると、社会と地球の持続可能性(サステナビリティ)という希望に立ちはだかる出来事が多かった¹。

ウクライナ戦争の終結は見られず、2023年10月にはイスラエルのガザ地区侵攻も始まった。それは、2023年9月の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」で、「(SDGsの)目標のわずか15%しか軌道に乗っておらず、多くは逆行しています。“誰一人取り残さない”どころか、私たちはSDGsを置き去りにするリスクを冒しています」とアントニオ・グテーレス国連事務総長が危機感をあらわにした直後の出来事だった。

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）は2024年6月13日、世界の難民や国内避難民、無国籍者などに関する最新データを集めた年間統計報告書「グローバル・トレンド・レポート2023」を公開、「2024年5月時点で、故郷から避難を余儀なくされた人が12年連続で増加、過去最多の1億2,000万人に到達した」と発表した²。

気候危機に関しても、世界の学者たちから一層の警告が相次いだ。2023年9月にドイツで異常気象会議が開催された。この席で、マックス・プランク気象研究所のヨッヘム・マロツケ局長は「世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えるというパリ協定の目標は、達成されないという事実を受け入れなければならない」と述べ深刻な現状を訴えた。ドイツ気象学会のフランク・ベッチャー議長は「もはや避けることのできない気候変動の影響に備えるために、消費行動を適応させ、資源利用が環境の制約に整合するよう、社会に受け入れられる方法で規制を講じる必要がある」と主張した³。

2024年5月、英国のガーディアン紙は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最近の報告書の主任執筆者843人に連絡を取って実施した調査結果(回答数は380件)を公表した。回答者のほぼ80%が今世紀末には世界の気温が産業革命以前の水準より少なくとも2.5℃上昇すると予測しており、ほぼ半数が少なくとも3℃上昇すると予想、国際的に合意された1.5℃の制限が満たされると考える回答者はわずか6%に過ぎないという結果だった。

加えて、2024年6月に行われた欧州議会選挙で、Group of the Greens/European Free Allianceの会派が議席を71から54に減らし、得票率も10%から7.5%に低下した(2024年6月27日現在の暫定速報に基づく)のも象徴的出来事となった。

¹ 勿論、この一年の間に、楽観論が皆無だったわけではない。例えば、2024年の1月に英国で出版された‘Not the End of the World: How We Can Be the First Generation to Build a Sustainable Planet’は「森林破壊は1980年代にピークを迎えた」「私たちが今吸っている空気は、何世紀も前と比べて大幅に改善されている」などをデータから導き「世界の終わりではない」との主張を展開する。

² 付け加えるなら、この数字は、「災害や気候変動の関連で移動を強いられた人々」を全てカバーしているわけではない。国内避難民監視センター（IDMC）によると2022年には災害により世界で3,260万人の国内避難民が発生したことが報告されている。

³

<https://www.cleanenergywire.org/news/limiting-global-warming-15degc-has-factually-failed-german-scientists>

人々の関心は短視眼的なところに向かっている

2019年から始まった新型コロナウイルス感染症は5年足らずの間に世界中で690万人近くの人間の命を奪った⁴。この間、経済活動の停滞、失業が人々に襲いかかった。パンデミックが終息すると、今度は需給不均衡がインフレを引き起こした。そこに、地政学リスクが顕在化してエネルギー価格、食料価格の上昇が一層の激しさを増した。金利水準も上昇し、債務を抱える人々には大きな負担が生じた。多くの国で、人々は今日、明日の生活の暮らしにくさを実感するようになった。同時に、世界のあちこちで、地域や国を越えて移民が発生し、治安の悪化への懸念が高まることとなり、移民への排斥運動も見られる。これら要素も、人々が目の前の危機に関心を高める傾向を助長させている。

経済的格差の拡大や固定化も、既存の政治体制やリーダーシップへの不信感を高める要因になっている。結果的に政治的スタンスを巡る国内の分断や対立が深刻化する国々が増加している。こうした状況も、人々や政治家、政府の短視眼的な意思決定を招いている。

変化は、欧州や米国の世論調査からも見て取れる。EUの世論調査Eurobarometerが毎回「気候変動をどれだけ深刻な問題だと思うか」を10段階で尋ねており、その設問で「深刻だと思う(7~10)」の回答比率が最高だったのは5年前の2019年4月調査である。直近の2023年5~6月調査では、その比率は2ポイント低下している。米国の民間調査会社ギャロップ社も定期的に「環境保護」に関する世論調査を行っている。ここでも、2019年3月の調査で、「環境保護をより優先すべき」が65%、「経済成長をより優先すべき」が30%だったのが、2024年3月調査では、前者が52%、後者が38%と両者の差は縮小している。

一般的に、長期的な利益を犠牲にして短期的な利益を優先することを、「短期志向 (short-termism)」と呼ぶ。21世紀に入ってサステナビリティやESG投資という言葉が人々の耳目を集めるようになった背景には、1990年代の経済のグローバル化のなかで、企業活動の「短期志向(short-termism)」が極端に強まったことがあった。短期志向の企業行動から生じる副作用を是正するツールとしてサステナビリティという概念やESG投資という手法に一定の支持が集まったという経緯がある。

それが、ここ数年の特徴としては、企業行動ではなく、人々の意識や政治家、政府の意思決定において短期志向が顕著になってきている傾向がある。特に、一般の人々の意識や関心そのものが短期志向になっていることが、政治家や政府の意思決定の短期志向を助長させている構図も否定できない。社会と地球の持続可能性(サステナビリティ)という希望が回復するには、人々の余裕のない状態、すなわち今日、明日の暮らしへの脅威、不安感といった状態が払拭されることが条件になるのだろうか。あるいは、眼前にある脅威、不安感が顕在化する中で本質的な解決が短視眼的な処方箋では導けないという理解に至ることが条件になるのだろうか。いずれにせよ、過度に悲観的になる必要もないが、同時に楽観視もできないというのが、足元の状況だといえよう。

⁴ ジョンズホプキンス大学 (JHU) システム科学工学センター (CSSE) による COVID-19 ダッシュボード

わが国の現状をどう見るか

わが国でも、エネルギー価格、食料価格の上昇が進展⁵し、厚労省が2024年6月に発表した毎月勤労統計調査によると、物価上昇分を差し引いた実質賃金は前年同月比0.7%減と25カ月連続のマイナスとなった。人々の暮らし向きは、やはり厳しさを増している。

では、果たして、日本においても、一般の人々の意識や関心そのものに変化が生じているのか。内閣府が2023年11月に実施した国民生活に関する世論調査では、「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」という設問に対して、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい（小計）」という回答が48.8%(21年9月調査では53.4%)、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい（小計）」という回答が50.0%(21年9月調査では45.1%)となった。

他方で、2023年7月に実施された気候変動に関する世論調査では、「気候変動が引き起こす問題に関心があるか」との設問に対して、「関心がある（小計）」と「関心がない（小計）」の回答比率は、2020年11月調査とほぼ同じとなっている。このふたつの調査結果を解釈することは正直難しい。文字通り解釈すれば「人々は即物的にはなっているが、気候変動への関心は失ってはいない」となる。ただし、日本の場合に気候変動への関心が内発的なものというよりむしろ、政府が矢継ぎ早に施策を講じていること、メディアが関連報道を頻繁に行っていることの影響もあるだろう。

実際、2023-24年を振り返るとき、わが国政府の政策展開の動きは目まぐるしいものがあった。2023年2月に「GX⁶実現に向けた基本方針」が閣議決定されたのに続き、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）が5月12日に成立（5月19日公布）、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法案）が5月31日に成立した。7月には成長志向型カーボンプライシングの実施方針を含む「GX推進戦略」が公表され、12月には「分野別投資戦略」が提示されるに至った。さらに、2024年2月には世界初の国が発行するトランジション・ボンドである「クライメート・トランジション・ボンド」が発行された。

足元では、人々の関心が短視眼的なところに集中し、「気候保護という核心的な争点はもはや魅力がなく、有権者を遠ざける傾向にある⁷」とまで評される欧州の空気感と比較し、「日本は、官民が連携して着々と取組が前進しているように見える。その秘訣はどこにあるのか」という質問が海外から届くほどである。

日本国内からも、G7広島サミット首脳宣言に「トランジション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有することを強調する」とする一文が入ったことなどを例に、日本の取組が世界に認められていると発言する向きもある。

⁵ 2022年3月以降の円安の進展は、こうした価格上昇にさらに拍車をかけた側面もある。

⁶ 「GX」とは、グリーントランスフォーメーションの略であり、経済産業省は「化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動」と定義している。

⁷ 欧州議会選挙後の6月11日のドイツ「ハンデルスブラット」紙の記事の表現。

技術革新、イノベーションに偏る政策への懸念

ならば、わが国の社会と地球の持続可能性(サステナビリティ)を推し進めようとする政策、とりわけ気候変動対策の現状に、死角はないのか？

前述の「分野別投資戦略」では、鉄鋼、化学、紙パルプ、セメント、自動車、蓄電池、航空機、SAF、船舶、くらし、資源循環、半導体、水素等、次世代再エネ（ペロブスカイト太陽電池、浮体式等洋上風力）、原子力、CCSを重点16分野として定め、官民の資金を誘導していく方針を明示している。企業の予見可能性を高め、民間のGX投資を強力に引き出すというのが、この策定意図だと説明されている⁸。

政府が、発電部門、産業部門、運輸部門、家庭部門などにおける脱炭素につながる投資を支援し、早期の脱炭素社会への移行に向けた取組を加速することの意義に疑問を差し挟むつもりはない。ただし、「分野別投資戦略」に示された内容が、技術革新や新技術の導入に関わる研究開発、設備投資、市場創出の促進に主眼を置き、専ら設計されているという点に、やや偏りがあるとの印象を筆者は持つ。一本足打法の危うさと言い換えてもよい。

「人類の活動は、地球の環境収容力、プラネタリー・バウンダリーを超えつつあり、自らの存続の基盤である限りある環境、自然資本の安定性を脅かしつつあると言える」は5月に閣議決定された第六次環境基本計画の一節である。こうした人間の存続基盤が脅威にさらされている現状に対する処方箋には、「技術の革新」⁹とともに「活動制御の制度化」がある。例えば社会科学では、ピグー課税やコースの定理に従った資源配分などで「活動制御の制度化」が合理的に成立しうることが導かれている。また、公共の福祉を念頭に、これまでも化学物質の使用禁止や土地の改変禁止などの直接規制的手法がさまざまに講じられてきた。2023年、フランスで成立した、高速鉄道によって2時間半以内で代替輸送できる短距離航空路線は運航禁止にする法律は、その代表格といえるだろう。

「技術の革新」と「活動制御の制度化」は、ときに対立するアプローチと捉えられることがある。特定の経済活動を抑制しようとするのが、イノベーションの芽を摘むという主張である。しかし、両者を相互補完的なものとも考えることもできる。電気自動車や水素燃料自動車の技術が有望視されるからこそガソリン車の販売停止という規制が検討できるのであり、同時に規制の政策予見性が高まるがゆえに、将来に向けた技術革新に拍車がかかるという構造をポジティブにとらえるべきではないだろうか。

負の外部性を生じさせている財・サービスについては、現時点で一定の効用が発揮されているとしても、税や課徴金で需要者の購入価格を高くすることで、新たな技術によって生まれる代替的な財・サービスの需要を創出することができる。こうして新しい市場が立ち上がるというのも「技術の革新」と「活動制御の制度化」の補完関係の一例である。

⁸ 経済産業省：<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222005/20231222005.html>

⁹ 例えば「気候」の領域に言えば、二酸化炭素の分離回収・貯留や人工光合成の実用化があり、水素社会の実現にも期待が集まる。宇宙開発と宇宙移住の実現は、「技術の革新」を通じた究極的なプラネタリー・バウンダリー克服の方策かもしれない。

なぜ「活動制御の制度化」にアレルギー感が強いのか

過去を振り返っても、わが国では「活動制御の制度化」に強いアレルギー感が示されてきた歴史がある。「温暖化ガス排出量取引」構想について、効果や実現の可能性を探る調査研究を日米共同で進める方針を固め、米環境保護局（EPA）に協力を提案したと伝える新聞記事を筆者が目にしたのは1990年5月に遡る。しかし、「政府は、規制や強制により企業の自主性を損なうことなく、中長期的な技術開発等への支援を強化すべきである」「環境税の導入などさらなる対策を産業界に求めれば、環境コストの上昇により国際競争力は失われ、国内の雇用情勢はさらに悪化する」というのが長らく経済界のスタンスであった¹⁰。

今回、30年あまりの検討を経て、ようやく日本でも排出量取引の道筋がつけられた。といっても、法律で定められたのは、2028年度からの化石燃料輸入事業者に対しての賦課金導入と、2033年度からの発電事業者への二酸化炭素排出量枠の有償又は無償での割り当て導入である。法律制定から導入まで、更に10年もの歳月を要する点に、スピード感はない。

「活動制御の制度化」が疎まれる背景には、複数の理由があるだろう。第一は、「人々の活動に対して、政府はできるだけ制約を課すべきではない」という通念がある。とりわけ、自由な経済活動を最大限尊重すべきとの意見が過半を占め、それは生産者と消費者の双方の経済的自由権として認識されている。欲望を制御することは荒唐無稽である、不便や我慢を強いる政策は許されない等の批判にこの理由は拡がる。

第二には、「活動制御の制度化は経済活動の低迷につながる」との懸念をあげることができる。経済活動を活発にし、より多くの所得を企業や人々にもたらすのが最上位の社会的目標とされている。所得が個人の豊かさを、利益が企業の強さを、経済活動規模が国の競争力を規定すると信じられている。政府関与も、経済活動を促進させる関与は望ましいが、経済活動を抑制する関与には反対が巻き起こる¹¹。環境規制はその典型だとして批判される。

第三には、「割を食う人たちの反発が不可避である」という懸念を乗り越えられないという状況がある。公共の福祉に適合するように、経済の自由、人々の活動の自由との調整が多数から支持される場合にも、具体的に政策を発動しようとする、制約を受ける人々からは頑強な反対が表明される。そうした活動の主体が強力な利益団体を形成している場合には反対は政治的影響力を持つ。また、反対が「雇用を失わせる」などの理由と結びつくと、雇用の流動性が低いわが国においては、世論にも大きな影響を与えることになる。

これら理由を熟知しているからこそ、わが国の政治家や官僚は「活動制御の制度化」に消極的であり続けたし、現在もその姿勢を払しょくできないということなのかもしれない。社会と地球の持続可能性（サステナビリティ）を推し進めようとするとき、技術革新とイノベーションを口にするしかないとの判断が、この国にはある。

¹⁰ こうした経緯については、足達英一郎、『炭素金融』（Carbon Finance）の日本における可能性―国内排出量取引をめぐる相克とJCMを中心に―、JRIレビュー 2016 Vol.9, No.39にまとめている。

¹¹ 「GX実現に向けた基本方針」で「成長志向型カーボンプライシング構想」とのネーミングが採用されたのは、こうした理由が反映したものではないかと想像される。

未来社会価値研究所の問題意識と4つの主要プロジェクト

冒頭で述べたように、欧米で「人々の関心は短視眼的なところに向かっている」のだとすれば、そしてわが国でも「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」という意識が大きくなっているのだとすれば、社会と地球の持続可能性(サステナビリティ)のために「活動制御の制度化」を推し進めようとする機運は一層減退し、その実現性は乏しいと考えるのが、自然かもしれない。

しかし、わたしたち未来社会価値研究所は、やや異なる見解を有している。それは、このまま、社会と地球の劣化が止まらなるとすれば、弱者の保護や資本主義の弊害の是正という点から人や組織の活動に対する制限や誘導もやむを得ないという意見が大きくなる。そうした事態が、かなりの確度で出現するだろうという見通しに根差している。もちろん、技術革新とイノベーションが、社会と地球の劣化を是正してくれる側面はある。ただ、一本足打法では、抜本的な問題解決に至らない現実が、遠からず訪れると想像される。

2024年4月に、「2040年までの世界の動向:ヨーロッパの未来を選択する」というレポートが発表された。作成したのは、政策立案者が適切な政策選択を行えるよう、先見的な支援を提供する欧州戦略政策分析システム(ESPAS)である。このなかに、次のようなコラムが出てくる。「気候変動危機が拡大し、資源不足が進む中、企業に対する排出量と資源(水、エネルギーなど)の制限または割り当ては、現実のものとなっている。1990年代後半から、個人の炭素排出に対して同様の割り当てを導入するというアイデアが繰り返し提案されたが、コスト、人々の受け入れ合意不足、意思決定者の受容性の低さから、このアイデアは採用されなかった。ただ、最近の研究では、テクノロジーツールによって、このようなスキームのコスト効率と実現可能性を高めることができると主張されている」。これは、個人排出権取引という「活動制御の制度化」の展望であり、「技術の革新」の応用の一例である。欧州では、既にこうした政策構想が、着々と展望されている。わが国が「活動制御の制度化」についての熟議を避け、合意形成を放棄し続けていると、いつの間にか、少なくともG7各国のなかでさらに孤立してしまう恐れがある。

未来社会価値研究所は、こうした「活動制御の制度化」の意義を念頭に、2023~24年も4つの主要プロジェクトに精力的に取り組んできた。その内容は、「良き企業像に関する概念を見直し、多元的な評価軸を新たに創出する」(企業価値評価2.0プロジェクト)、「さまざまな婚の今日的な構造を分析し、人と人とのパートナーシップ強化のための政策支援を構想する」(“婚”プロジェクト)、「政治や行政の意思決定の硬直性を直視し、多くの人々が納得感をより獲得できる合意形成プロセスを設計、試行する」(未来政府プロジェクト)、「若い世代の社会参加を促進する制度提言とともに、実際の参加機会創出を支援する」(ヴァーチャルシンクタンクプロジェクト)というものである。

以下、所報2023-24年版には、各々のプロジェクトに参加する研究員の論考や提言レポートを所収している。これらが、読者の皆さんの何らかのインスピレーションを掻き立てるものとなれば、幸いである。

2

企業価値評価 2.0

2. 企業価値評価 2.0

2-1. 多元的資本の具体化とその方法論

－多元的企業価値評価の実現に向けた段階的検討ステップ－

今泉 翔一郎

はじめに

－持続可能な社会に向けた新しい企業価値評価としての「多元的企業価値評価」－

グローバルな規模で地球環境が維持されるところまでを見据えて、持続可能な社会の実現を図るためには、企業行動の変容が究極的な要件となる。

企業行動変容を導くための方策として、筆者は、企業行動を規定している企業価値評価のあり方の変容可能性に着目し、持続可能な社会に向けた新しい企業価値評価として「多元的企業価値評価」を提唱した（今泉[2022]）。

多元的企業価値評価は、「包括的富」と呼ばれる指標概念と、自然資本分野を中心に金銭換算によらない評価の類型化として議論されている「多元的価値評価」を企業価値評価に反映させようとする概念である。

通常の企業価値評価は、株主や銀行といった金融資本家が、投下する金融資本から得られるリターンを占うことを主眼に企業の財務的価値を評価する。これに対して、多元的企業価値評価では、金融資本の観点に加えて、人類の福祉や経済活動の基盤として提唱されている自然資本、人的資本、人工資本の観点を追加する。すなわち、企業活動に、自然資本、人的資本、人工資本、金融資本がどのくらい投下され、その活動の結果として、各々の資本に対し、どのくらいの正のインパクトを与えたのか、いわば資本が増加したのかを評価するのである。

多元的企業価値評価における各資本の活用やインパクトの評価方法においては、財務価値の最大化を目指すシステムから抜け出せなくなることを懸念し、金銭換算（経済的価値への還元）手法を敢えて用いず、金銭換算によらない定量化手法の活用を構想する。また、多元的企業価値評価を行う主体は、金融資本家やその関係者以外にも、各々の資本を所有もしくは管理を寄託された主体を想定する。金融資本家以外にも、例えば自然資本家ともいう存在を構想し、そうした主体が評価を行うとするのである。

多元的企業価値評価の実現に向けた検討ステップ

金融資本以外に、どのような資本を評価の対象とし、各々に呼応する資本家を想定するか、その具体化は継続的な検討事項である。前回の論稿では、主に自然資本を中心に議論を進めたが、人的資本、人工資本についても同様に検討する意義がある。

ここで、改めて多元的企業価値評価の検討の進め方を大まかに以下の3ステップで整理しておきたい。

【ステップ1】多元的企業価値評価で対象とする資本の具体化

多元的企業価値評価で対象とする各資本（以下、「多元的資本」と呼ぶ）の内容を具体化する必要がある。すなわち、資本の種類と、各資本に含まれる具体的な構成要素を定義する必要がある。自然資本

を例にすれば、森林や河川がその構成要素の一例となる。加えて、ステップ2の検討への橋渡しとして、持続可能性の観点から「重要度の高い資本の構成要素」を明らかにする必要がある。

【ステップ2】多元的資本と企業の関係性の具体化

多元的資本の具体化について一定の合意が図られたのなら、企業活動において多元的資本のいずれが活用され、その活動の結果として多元的資本の維持・発展にどのように貢献しているか、あるいは、新たに貢献できる可能性があるのかについて紐づけを行う。例えばTNFDが推奨するLEAPアプローチ（自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチ）では、自然との接点、自然との依存関係の特定部分がこのステップに当たる。企業と多元的資本の関係性は、業界・業種ごとに異なることが想定されるので、業界・業種ごとに具体的な企業活動を想定して検討を進めることが有効だと考える。

【ステップ3】多元的資本家と評価方法の具体化

多元的資本と企業の関係性が明らかになったら、企業の各々の資本の活用と貢献を定量化し評価する方法の具体的な検討を行う。さらにその評価を行う各々の資本を所有もしくは管理を寄託された主体として誰を想定すべきなのか、そうした主体が新たに設立されるのであれば、どのように設立され運営され得るのかについて検討を行う。

ここで、多元的企業価値評価における評価手法や評価者の具体的な検討を、3つのステップの最後に位置付けたのは、多元的企業価値評価で扱う資本の具体化がまずできないと、その評価手法や評価者の検討ができないと考えられるためである。また、ステップ1とステップ2の検討は、それ自体として、足元、企業が社会や地球の持続可能性を経営目標とする際の有用なフレームワークになると想定することができ、評価手法やしかるべき評価者を誰にするかの合意形成には時間がかかると見込まれることから、先行させるべき順番とした。

以下では、ステップ1となる多元的企業評価で対象とする資本の具体化について検討を深める。

多元的企業価値評価で対象とする資本の具体化

多元的企業価値評価で対象とする資本の具体化にあたっては、資本の種類と、各資本に含まれる具体的な構成要素の定義を要する。

まず、資本の種類については、前回の論稿では、金融資本に加えて、包括的富で想定されている自然資本、人的資本、人工資本の4つの資本を対象とした。一方で、人類の生存基盤として重要な資本として、「社会・関係資本」という資本もある。社会・関係資本とは、後段で議論するように、「信頼」「規範」「ネットワーク」が含まれる資本である。

包括的富の概念において、社会・関係資本をそこに含めるべきか否かという議論が存在する。一般的に、包括的富単独の定義では、各資本の社会的価値を最終的に金銭的価値に換算するとしているため、金銭的価値に換算しづらい社会・関係資本は一旦対象外とされる傾向があるようである。しかし、本稿の多元的企業価値評価においては、金銭的価値への換算は行わない方針としていること、持続可能性の観点から、人類の生存基盤として重要な資本は網羅すべきと考えていることから、今回、社会・関係資本も本稿の視点として追加することとした。

次に、各資本に含まれる具体的な構成要素を整理する。金融資本以外の自然資本、人的資本、人工資本、社会・関係資本について、その構成要素に関して、一般的な合意が必ずしも存在しているわけではない。資本概念を用いる各フレームワークの中でそれぞれ議論されている状況にとどまっている。そうした資本概念を用いたフレームワークの例として、その1つが包括的富の概念があり、もうひとつ、国際統合報告評議会（IIRC）¹²が提唱する統合報告フレームワークもその1つである。統合報告フレームワークでは、価値創造プロセスとして、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本の6つの資本と企業活動の関係を説明することを求めている（IIRC[2021]）。

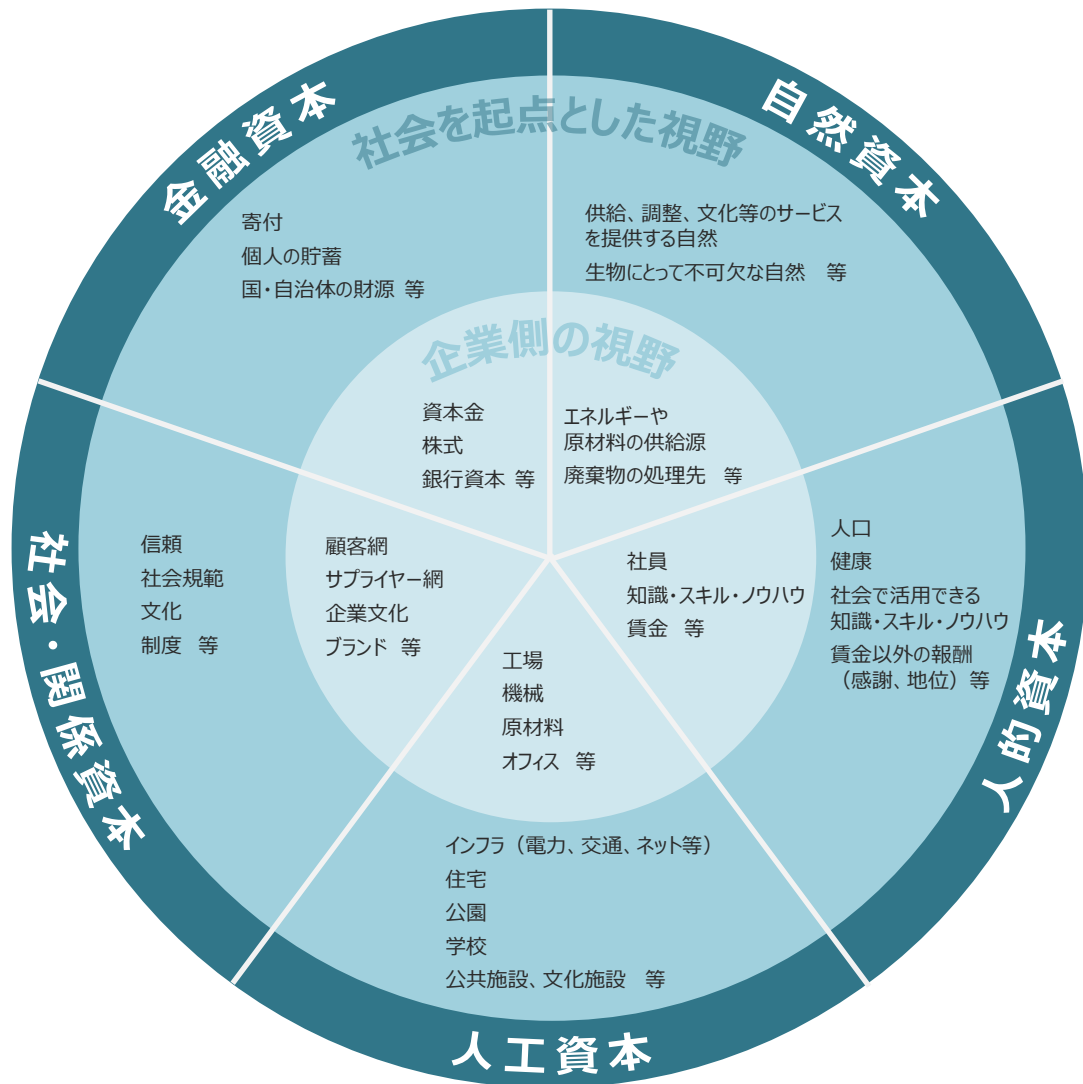
包括的富は、将来世代を含めた人類の福祉・生存の持続可能性の実現を目的として国家レベルの指標として検討された概念なので、ある意味、「社会側」の観点で資本の構成要素を定義している。一方で、IIRCの国際統合報告フレームワークは、企業と各資本の関係性を検討する概念であるので、どうしても「企業側」の観点で資本の構成要素を定義するきらいがある。たとえば、同じ人的資本と言っても、包括的富では社会側の観点でその構成要素を述べ、国際統合報告フレームワークでは企業側の観点でその構成要素を述べることになり、具体的な構成要素としては一致していない可能性がある。

多元的企業価値評価は、「社会」の持続可能性の実現を目的に、「企業」の行動変容を促すことを目指していることから、社会と企業の両面で、資本の構成要素を整理しておくことは今後の議論において有益だろう。

多元的資本について、その構成要素の例を、社会を起点とした視野と企業側の視野で整理すると図表1のようになる。図表は、社会を起点とした視野から見た資本、すなわち、人類の幸福や福祉を支えている資本の構成要素の方が、企業側の視野から見た資本よりも、幅広く対象となることを示している。

¹² IIRC は、2021 年に SASB との合併後、2022 年に IFRS 財団に統合された。

図表1 多元的資本の構成要素の例



出所：筆者作成

なお、本稿で多元的資本として定義した、自然資本、人的資本、人工資本、社会・関係資本、金融資本と、IIRCの国際統合報告フレームワークで定義される資本分類は一部乖離があるが、以下のような対応関係が成立しうると考えている。まず、統合報告フレームワークで対象とする知的資本は、人的資本が含む概念に当たる。次に、統合報告フレームワークで対象とする製造資本は、人工資本が含む概念に当たる。最後に、統合報告フレームワークで対象とする財務資本は、社会側の文脈でも議論ができるように、金融資本と名称を変更して表現した。

持続可能性の観点から重要度の高い資本の構成要素の特定

多元的企業価値評価を行うことの目的は、最終的な社会の持続可能性の実現である。そこで、持続可能性の観点から重要な資本、さらにはその構成要素を特定し、その維持・発展を企業が担うように仕掛けていくことを、この評価は意図している。わかりやすい例で言えば、水道インフラの老朽化（＝人工資本の劣化）が進んでいるという事態を想定してみよう。更新がなされないと、人々の生活に支障が生じる可能性がある。2002年11月、国連の経済的、社会的、文化的権利委員会は、十分な量の清潔な個人・家庭用水に対するアクセスが、すべての人々の基本的人権であることを確認している。言い換えれば、

清潔な水へのアクセスは会の持続可能性の重要な要素である。この脈絡でステップ2の検討に即していえば、水道インフラの整備や維持管理を担う伝統的な企業は、水道インフラの維持・発展に貢献していると言えるし、さらには、最近ではAIを活用し、老朽化した水道インフラの劣化を高度に推定するサービスを提供する企業も注目されている。こうした企業も、水道インフラの維持・発展に貢献していると、企業と水道インフラの関係性を特定することができる。

他方で、持続可能性の観点から重要な資本やその構成要素を特定することが必ずしも容易ではない場合もある。先述の水道インフラのように、全国的に共通の問題として顕在化している問題については、その重要性は容易に理解できるし、企業としてもその問題への関わり方を検討しやすい。一方で、金融資本を除けば、各々の資本の賦存状況には地域性や個別性が大きく、一概にこの資本ではこの構成要素が重要であると普遍的には言いづらい側面もある。

例えば、自然資本である森林について考えてみよう。ある地域において、木材利用と植林などの維持活動がよい循環を生み出しており、なおかつその活動の継続性が担保されていれば、持続可能性が損なわれる懸念は薄いといえる。しかし、別の地域において、森林が地域の土砂災害防止につながっていたり、良質な水源を提供していたりといった価値を提供しながら、木材の活用や手入れが行き届いていない状況であれば、持続可能性が損なわれる懸念は高いと考えられる。

さらに、人工資本である公民館についても考えてみよう。ある地域において長い間、ほとんど利用者がいない状況下で公民館の老朽化が進んでいるなら、そうした人工資本を維持する必然性について疑義が生じるだろうが、別の地域においては、公民館が市民の自主的なイベント会場として積極的に活用され、地域の人々の連帯を促し、なおかつ市民の幸福につながっているとしたら、その場所を維持する行為は、多元的企業価値評価でポジティブに評価されて良い。

このように、同じ資本、同じ構成要素でも、各々の地域の状況によって、社会の持続可能性（＝将来世代も含めた人類の福祉・生存）における重要性は異なるのである。この場合、どのように重要な資本とその構成要素を特定すればよいだろうか。特に、企業と多元的資本の関係性を検討しようとしたときに、企業はどのようにして、自社活動で関わっている地域における重要な資本を特定すればよいだろうか。

次世代中心デザインの活用

その解決策の1つとして、本稿では「次世代中心デザイン」の活用を提案する。次世代中心デザインとは、持続可能性に関する課題解決のアプローチとして、現在に生きる人々だけではなく、将来に生きる次世代の人々に寄り添ったデザイン方法論を意味する。現在、武蔵野美術大学ソーシャルクリエイティブ研究所と株式会社日本総合研究所の共同研究として開発が進められており、筆者もその研究メンバーとして参画している。

方法論の詳細は、今後発表されていく予定の論文やレポート等を参照いただきたいが、本稿では、方法論の概要と、重要な資本の特定に関する課題解決への活用の筋道を示したい。

① 次世代中心デザインの概要

次世代中心デザインは、地域の持続可能性の課題解決に資するコンセプト策定プロジェクトの実践研究の中で得られた知見をもとに、開発が進められている。具体的には、滋賀県長浜市の南長浜地域のまちづくりプロジェクトにおいて実践された経験が活用されている（長浜市[2023]）。

従来のデザイン方法論は、主に現在に生きる人々をユーザーとして想定し、使い勝手や生活をより良くすることを目的としたアプローチを採ることが一般的であった。これに対して、持続可能性の問題は、

現在に生きる人々だけでなく、将来に生きる人々に寄り添う必要があるという問題意識から、新たなデザイン方法論の開発が進められた。

デザインというものを、「誰かにとっての何かをより良いものにするという行為である」と定義するのであれば、次世代中心デザインにおいて、その“誰か”というのは、将来に生きる人々である。ここで、将来に生きる人々をユーザーとして想定するために、「未来ペルソナ」の概念を導入した。“ペルソナ”とは、ユーザー中心のデザインの起点となる架空のユーザー像のことである。従来の一般的なデザインアプローチでは、現在に生きる人々を基にペルソナを設定するが、次世代中心デザインでは、未来に生きる人々を想定してペルソナを設定する。

次に、次世代中心デザインにおいて、デザイン対象の“何か”に該当するのが、多様な資本である。次世代中心デザインでは、包括的富で取り上げられる自然資本、人的資本、人工資本に加えて、社会・関係資本を含めた4つの資本を対象に、地域住民の福祉・生存の観点から重要な資本の構成要素を特定する作業を行った。とりわけ、未来ペルソナの視点に立ち、未来ペルソナにとって重要な資本の構成要素を特定するとともに、今は存在しないが未来に必要な資本の構成要素も特定している。

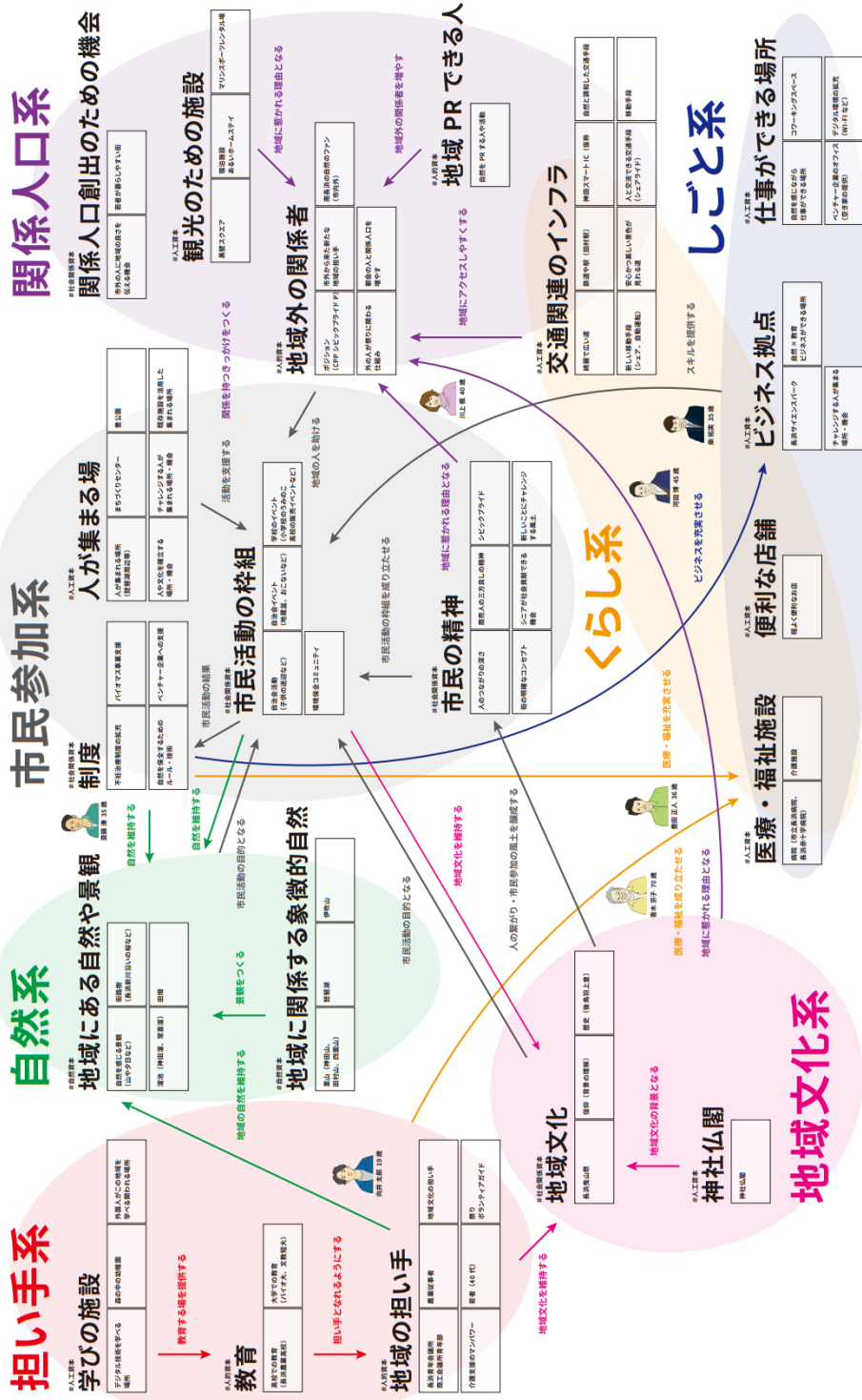
最後に、未来ペルソナと各々の資本の関係性、さらには、資本間の相互の関係性を、「未来エコシステムマップ」として整理した。これによって、各資本が何によって支えられているのかを把握でき、資本の維持・発展のための方策の検討につなげることができるようになる。

南長浜地域のまちづくりプロジェクトでの成果を例にすれば、南長浜エリアの未来エコシステムマップは以下である（図表2）。黒い太文字で表されているのが未来ペルソナにとって重要だと特定された資本であり、ボックスで表されているのが、その資本の構成要素である。各矢印は、資本間の関係性を表現しており、矢印の向きで、資本の依存・貢献の関係を表現している。そして、図中に配置されている人物のイラストが、別途定義した未来ペルソナであり、ペルソナの特性に応じて多く価値を享受している資本の近くに配置し、誰にとって重要な資本なのかを表現している。

例えば、南長浜にとって重要な自然資本の1つに、「自然を感じる景観」がある。具体的には、ある山頂から、水田越しに琵琶湖に沈む夕日が見られる場所があり、その景観はとても美しく感動的なものであるということであった。この資本に関係するもうひとつの資本は、「水田」である。水田があるからこそ、山頂から眺める夕日の美しさが生まれている。その水田に関係するのは、言うまでもなく地域の担い手として示された「農業従事者」という人的資本である。しかし、全国の例にもれず、南長浜においても、農業従事者は高齢化し、減少の一途をたどっている。将来にわたり何も手だてを講じなければ、農業従事者はほとんど存在しなくなる可能性がある。そうすれば、水田も荒れ果てる。結果、その山頂からの夕日の眺めも損なわれる。このように、未来エコシステムマップによって、ある資本が損なわれることによる波及的影響を検討することができる。逆に、未来エコシステムマップは、持続可能性に向けた取組みの検討にも使用できる。例えば、あくまでも筆者独自のアイデアではあるが、先の例に則せば、農業従事者を支援するために、社会・関係資本である「環境保全コミュニティ」のような市民活動として、楽しみながら営農支援ができる仕組みが有効なのではないかと考えられる。さらには、その市民活動を支える取組みとして、人的資本である「南長浜の自然のファン」のような地域外の関係者を巻き込むのが有効だと考えられる。そして、南長浜の自然のファンを巻き込む際に、農業だけでなく、まさに山頂から眺める夕日を活かすような仕掛けが有効なのではないかという仮説を立てることができる。このように、これまでは直接的に関係してこなかった資本を関係させていく活動を構想することで、それぞれの資本が活かされ、保全されていく可能性が生まれる。その道筋を未来エコシステムマップで探ることができる。

図表 2 南長浜エリアの未来エコシステムマップ

2050年 南長浜 エコシステムマップ



② 多元的企業価値評価における重要な資本の特定への活用

滋賀県長浜市の南長浜地域のまちづくりプロジェクトにおいて実践された経験は、持続可能性の観点からの地域における重要な資本の特定化、多元的企業評価に係わる対象とすべき資本の具体化の方法として使用できる可能性が示された。

各々の地域における重要な資本の特定は、このように、地域独自で課題解決のための検討プロジェクトが立ち上がり、地域ごとに検討が進んでいくことに依存せざるを得ない。これは多くの時間とエネルギーを必要とすることになるだろうが、各プロジェクトで一定の成果が蓄積されれば、普遍的に重要な資本が何であるかを抽出できるようになる可能性もあるだろう。この場合のプロジェクト主宰者としては、南長浜まちづくりプロジェクトのように、地元自治体が主導して、次世代中心デザインを用いた検討を行う手法もあるだろうし、企業が社会的価値を追求したいと考える際に、企業が地域と連携しながら、プロジェクト主宰者として検討を進めるという形態も有効であるだろう。

おわりに

本稿では、多元的企業価値評価の実現に向けて、段階的検討ステップを明らかにするとともに、そのファーストステップである、多元的企業評価で対象とする多元的資本の具体化について、可能な限り実例に即して考察を行った。

多元的資本の具体化にあたっては、包括的富とIIRCの国際統合報告フレームワークを参照して、議論対象とする資本について、自然資本、人的資本、人工資本、社会・関係資本、金融資本の5つの資本を対象とすることをひとまず提案した。そして、各々の資本の構成要素は、企業側の視点で捉える場合と社会側の視点で捉える場合で認識が異なる点に留意が必要であることを述べた。さらに、持続可能性の観点から重要と考えられる構成要素を明らかにする際、次世代中心デザインが有用であることを述べた。

次回以降の論稿では、ステップ2の多元的資本と企業の関係性の具体化や、ステップ3の多元的資本家と評価方法の具体化を進めていきたい。また、ステップ2の検討過程では、現在、上場企業を中心に開示が進んでいる、統合報告書における価値創造プロセスとの関連性の検証やそこへの適用活用についても考察を試みたいと考えている。

参考資料

今泉[2022], 未来社会価値研究所報 (Annual report 2022) 「3-2. 持続可能な社会の実現に向けた新しい企業価値評価 ―「多元的企業価値評価」の提案―」

(<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=105718>)

IIRC[2021], 国際統合報告フレームワーク

(<https://integratedreporting.ifrs.org/resource/international-ir-framework/>)

長浜市[2023], 南長浜地域まちづくり共創会議／南長浜地域まちづくり検討会議

(<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013155.html>)

2-2.カーボンニュートラルへの取組が資本コストに与える影響に関する考察

～日経 225 企業の企業価値に対する影響度分析を踏まえて～

和田 哲

要約：

2050年のカーボンニュートラルの達成に向けた企業の取組の必要性が強く訴えられる一方、炭素排出量が企業価値に与える影響については十分な考察がされておらず、それが企業経営者と投資家の間での建設的な対話が進まないことの一因となっている。

そこで、代表的な企業価値の評価手法であるディスカウントキャッシュフロー（DCF）法を基礎に、脱炭素負担額を企業価値に織り込むモデル（脱炭素負担額算定モデル）を設定し、日経225企業を対象に各社のフリーキャッシュフロー（FCF）および資本コスト、負債利率に与える影響を試算した。モデル設定においては、脱炭素対策について各企業が無作為である状況（何の取組も行わない状況）を前提としている。その結果、炭素強度が多いほど企業価値や資本コストに与える影響が大きいこと、さらに、その影響の大きさには業界ごとに傾向の差異が見られることが分かった。

本考察結果を事業会社が活用する意義として、脱炭素負担額の軽減を見込んだ中長期的な投資の意思決定、および、投資家とのコミュニケーションの材料とすることが考えられる。また、金融機関における活用例としては、グリーンIAM設定時の参考材料とすることが考えられる。

第 1 章：問題認識と研究の概要・目的

サステナビリティに関する認識の高まりから、上場企業をはじめとしてESGの観点での取組が進む中、とりわけ環境分野においては、カーボンニュートラルの達成に向けての取組が喫緊の課題となっている。そして、カーボンニュートラルの達成に向けた取組や外部環境の変化は企業価値に大きく影響すると想定される。

しかし、サステナビリティやESGに関する取組と、取組内容および取組結果の情報開示が企業価値に与える影響を測定・分析する動きがあるものの十分とはいえない。特に企業価値への影響が定量化されていないことが企業経営者と投資家との間での建設的な対話が進んでいない一因となっていると考えられる¹³。

そこで、本稿ではカーボンニュートラルに向けた取組や外部環境の変化が企業価値にどのような影響を及ぼすかを、資本コストへの影響という観点から定量的に分析する。これによりカーボンニュートラルへの取組を促すとともに、企業経営者と投資家との間の建設的な対話を促進することを目的とする。

¹³ 企業側には、2050年のカーボンニュートラルの達成といった長期の目標だけでなく、その間を埋める短期・中期の目標とその進捗を示すこと、さらには、資金調達や投資対象を明らかにした「移行計画」を策定することが求められる。そして、企業経営者と投資家の建設的な対話は、「移行計画」を対象に、その有効性の確認や確度の向上にこそ実施されるべきと考えられるが、定量的な考察が不十分であるがゆえに、議論の土台となる「移行計画」の策定ができていない企業が多いのが現状であると筆者は認識している。

第2章：先行研究の調査

脱炭素を含む、サステナビリティへの取組の効果の財務定量化や企業価値への影響を分析する代表的なコンセプト、および、先行研究には、①炭素強度に関する研究（炭素強度をもとにしたポートフォリオの負荷量算定や構成見直しへの応用等）、②ICP（社内炭素価格）の設定・活用、③PBRとの関連の研究、④インパクト加重会計がある。以下では、それぞれの特徴と研究上の成果、課題について言及する。

第1節：炭素強度に関する研究

炭素強度は事業の炭素効率を示す指標であり、売上高や営業利益などの財務指標を原単位とする経済的炭素強度と、発電量などの活動量を原単位とする物理的炭素強度がある。

特に経済的炭素強度は、その多寡によって各事業が経済的価値を生み出す際に環境に与える影響の大きさを相対的に把握することができることから、企業目線では炭素強度の多いビジネスモデルから少ないビジネスモデルへの転換を図る際の指標として活用することができる。そして、この点ではPBRと炭素強度に負の相関があることを示す調査が確認できる（成田2022）。また金融機関の目線では、投融資ポートフォリオのリスク把握や構成見直しの際の指標として活用することも期待されている（環境省2023a）。

一方で、炭素強度はあくまでも温室効果ガス（GHG）の排出量を財務指標で割ったものに過ぎず、算定時点での効率性を示すものにとどまっている。そのため、単年での数値の変動による影響が大きいほか、将来的な脱炭素負担額を企業価値に落とし込んで把握、評価するものにはなっていない。

第2節：ICP（社内炭素価格）の設定・活用

GHG排出量および削減貢献量を経済的に定量化するためにICPを設定することが考えられる。ICPの設定は、単にGHG排出量を経済価値に換算するだけでなく、GHGの削減貢献量を加味したプロジェクト単位の現在価値の算定を行い、投資判断に活用することにつながるものであるため、TCFD¹⁴においても低炭素・脱炭素に向けた指標として設定・活用することが推奨されている（環境省2023b）。

炭素価格を設定してプロジェクト価値もしくは事業セグメントごとの経済的価値を算定するというコンセプトは、後述するモデル設定の考え方に近い。しかし現状では、CO2排出量もしくは削減貢献量のみについての単純な経済価値への換算やプロジェクト単位での投資対効果の判定といった活用にとどまっており、企業価値への影響度分析や2050年までのカーボンニュートラルの達成といった長期の目標達成に向けた活用は十分にされていないものと考えられる。

第3節：PBR との関連の研究

企業価値の多くが無形資産に起因するようになってきており、損益計算書や貸借対照表に記載される会計数値が企業価値を説明する能力が著しく低下しているとの指摘がある。一方で、日本企業のPBRが国際的に見ても低水準で推移していることの要因の1つに企業と投資家との情報の非対称性があることに注目し、「見えない価値を見える化」するためのモデルを提示したものに、柳の「IIRC-PBRモデル」や「非財務資本とエクイティ・スプレッドの同期化モデル（PBRモデル）」がある（柳2021）。

当該モデルによって中長期の目線で財務情報と非財務情報を接続し、ESGに代表される非財務への取組が企業の経済的な成長につながる道筋を示すことで、投資家とのコミュニケーションを効果的に行っ

¹⁴ 2015年に金融・世界経済に関する首脳会合（G20）の要請を受けて設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）のこと。気候変動が企業経営に及ぼす影響が見込まれる中、投資判断材料とすることを目的に、気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」の財務的影響を把握・開示することを企業に対して推奨している。

ていくための材料や考え方を提示したことの意義は大きいと考えられる。

一方で、当該モデルで示されるのはあくまで相関関係であり因果関係ではないため、関連する取組の意義をナラティブに伝えるためのものにしかない点、また、過去の実績の運行効果を示すにとどまるため、将来への効果を約束するものでない点には課題があると考えられる。さらに当該モデルは、情報発信により企業と投資家との間の情報の非対称性が解消されることで非財務価値がいずれは市場から評価され、株価に織り込まれることを前提としている。そのため、PBRの向上がFCFや資本コストといった企業価値評価の変数のうちの何が変化したことに起因しているのか、といった要素別の分析をすることも困難となっている。

第4節：インパクト加重会計

インパクト加重会計は、環境や社会への非財務インパクトを貨幣価値に換算し、財務諸表に織り込むことを提唱するものである。例えば、雇用の項目では、賃金の質、キャリアアップ、機会、健康とウェルビーイング、ダイバーシティ、ロケーションといった項目へのインパクトを貨幣価値に換算し、貸借対照表に人的資本として（または、包括利益計算書にその他包括利益の累計額として）計上することを試みている（David, et al.2021）。しかし、現状では貨幣価値に換算する際の読み替えルールが固定的であり、国籍・業種を超えた活用が難しい。

また、環境インパクトについては、炭素強度を含む環境強度と、株価やその他の財務指標との相関を見ているに過ぎない（林、松山2023）。そのため、投資の意思決定や投資家とのコミュニケーションのための材料にはなりにくいものと考えられる。

第3章：脱炭素負担額算定モデルの設定と算定結果

以下では、一定の前提条件の下でGHG排出量と企業価値との因果関係を示すモデル（脱炭素負担額算定モデル）を設定し、脱炭素負担の経済的なインパクトとして、脱炭素負担額¹⁵がFCFおよび資本コスト、負債利率に与える影響を算定した結果を示す。

第1節：モデルの設定と試算プロセス

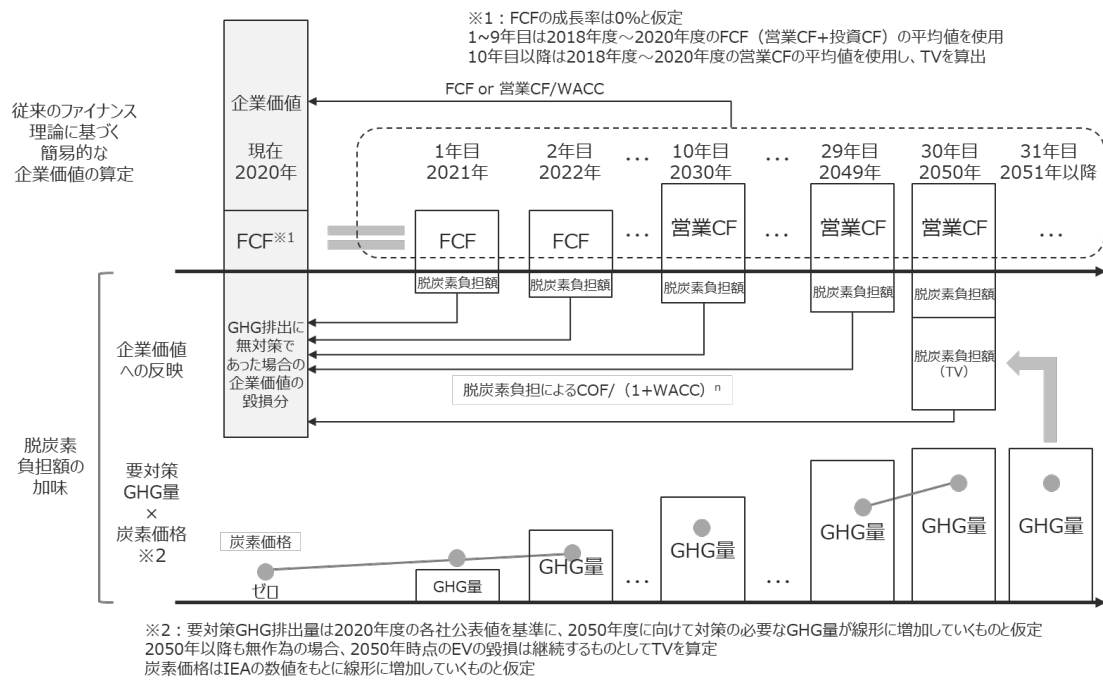
図表1に本モデルの概念図を示す。まず、企業価値の手法としてDCF法のアプローチを用いた¹⁶。そして、2050年までのカーボンニュートラルに向けて、一定の対策を行わなければFCF（分子）に負の影響があると想定し、将来的に発生する脱炭素負担額の累計額を現在価値に割り引くことで、脱炭素対策に無作為であった場合の企業価値の毀損額を算定した。そのうえで、資本コストへの影響は、FCF（分子）の減少分を資本コスト（分母）の増加分に換算することで算定を行った¹⁷。

¹⁵ 本考察において脱炭素負担額とは、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて各企業に発生しうるキャッシュアウト（費用と投資のいずれも含むもの）と定義する。

¹⁶ 金融機関はエクイティ DCF 法にて算定した。

¹⁷ FCF（分子）は額で示されるが、その額の毀損分を資本コストの増加分と考えることで、企業規模による額の多寡を捨象し、規模を問わずに企業価値への影響度を分析、比較検討することができる。この点に、本モデルおよび資本コストに換算することの有用性がある。

図表 1：脱炭素負担額算定モデルの概念図



出所：筆者作成

試算は次の順序で実施した。

- ① 2020年時点の Scope1+2 の GHG 排出量を 100 として、2050 年の要削減量が 100 となるように段階的に増加していくものと設定。
- ② 毎年の要削減量に一定の炭素価格を乗じて各年の脱炭素負担額を試算。
- ③ 脱炭素負担額の累計額を現在価値に割り引き、将来キャッシュフローの現在価値から減じることで、企業価値への影響度を試算。
- ④ 企業価値の毀損分を資本コストへの影響度に換算。

試算の前提として図表2の通り、条件設定を行った。また、試算にあたっては2023年6月時点の日経225企業¹⁸の2020年度決算データ等を用いた。2020年度を起点としたことには大きく2つの理由がある。1つ目は、パリ協定に基づく2050年カーボンニュートラルの達成に向けた中間目標年度である2030年までちょうど10年となる節目の年であるため。2つ目は、一部の先進的な企業を除き、脱炭素に向けた動きが本格化する前の時期であり、脱炭素対策について各企業が無作為であることを前提とする本モデルの条件設定と平仄が合う時期として適当と考えられたためである¹⁹。

炭素価格は、IEAが公表している“World Energy Outlook 2022”のNet Zero Emissions by 2050 Scenarioの先進国（Advanced economies with net zero emissions pledges）の予測数値を参照した（IEA2022）。炭素価格には、IEA等の国際的な研究機関の予測数値のほか、排出権取引市場における取

¹⁸ 225社のうち、次の3つの除外理由のうちのいずれかにあてはまる10社は試算の対象から除外した。①2020年度のGHG排出量が非開示の場合。②2020年度には存在しない企業体の場合。③脱炭素負担額を考慮する前の企業価値がマイナスとなる場合。結果、試算対象とした企業数は計215社となっている。

¹⁹ 2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂において、TCFDへの対応が実質義務化されたことから、プライム市場上場企業を中心として、その前後から脱炭素に向けた動きが本格化したものと考えられる。実際に、日本のTCFD賛同企業も2021年6月以降、大幅に増加している。

引価格や各国・各地域の政府が実際に導入している炭素価格、各事業会社が独自に設定する社内炭素価格がある。本考察の対象は日本企業であるが、カーボンニュートラルの達成に向けた取組やその影響はグローバルに広がることを念頭に置き、“World Energy Outlook 2022”の予測数値を参照することとした²⁰。

²⁰ “World Energy Outlook 2022”の Net Zero Emissions by 2050 Scenario の先進国の予測数値は、CO2 排出量 1 トンあたり 2030 年時点で 140US ドル、2040 年時点で 205US ドル、2050 年時点で 250US ドルとされている。一方、本論文の執筆時点では、日本では CO2 排出量 1 トン当たり 289 円の地球温暖化対策税が導入されているにとどまっている。そのため、現状と本考察の前提条件に大きな乖離があることには留意されたい。

図表 2：試算の前提一覧

#	項目	前提の考え方	出所・参照先
1	GHG 排出量	2020 年度の排出量を起点に、2050 年にかけて削減すべき量が線形に増加していくものと仮定（2050 年カーボンニュートラルに合わせ、2050 年の必要削減量が 100%となる）	各社の公表数値
2	炭素価格	2030 年、2040 年、2050 年の数値を参照し、その間の年度の数値は線形で増加していくものと仮定	IEA WEO2022NZE シナリオの先進国の数値（IEA2022）
3	為替レート	130 円で固定	なし
4	時価総額	決算日時点の数値（決算日が休日の場合は、決算日に最も近い該当年度の日付の数値）	東京証券取引所の公表数値
5	FCF	9 年目までは 2018 年度から 2020 年度の FCF の平均値、10 年目以降は 2018 年度から 2020 年度の営業 CF の平均値を使用	各社の公表数値
6	有利子負債	2019 年度と 2020 年度の平均値を使用	各社の公表数値
7	支払利息	2020 年度の数値を使用	各社の公表数値
8	リスクフリーレート	2020 年度（2020 年 4 月～2021 年 3 月）の 30 年国債金利の日次平均値を使用	財務省 国債金利情報
9	マーケットリスクプレミアム	2020 年と 2021 年の平均値を使用	IESE Business School の調査結果（Pablo, et al.2022）
10	実効税率	計算の簡略化のため、東京に所在地を置く資本金 1 億円超の企業の実効税率として一律「30.62%」で設定	国税庁 東京都主税局
11	β 値	決算日から 5 年分をさかのぼり、週次の株価を収集し、TOPIX との相関を重回帰分析して算出	東京証券取引所の公表数値
12	成長率	0%と仮定	日銀 潜在成長率 日本経済研究センター 中期経済予測における標準シナリオ

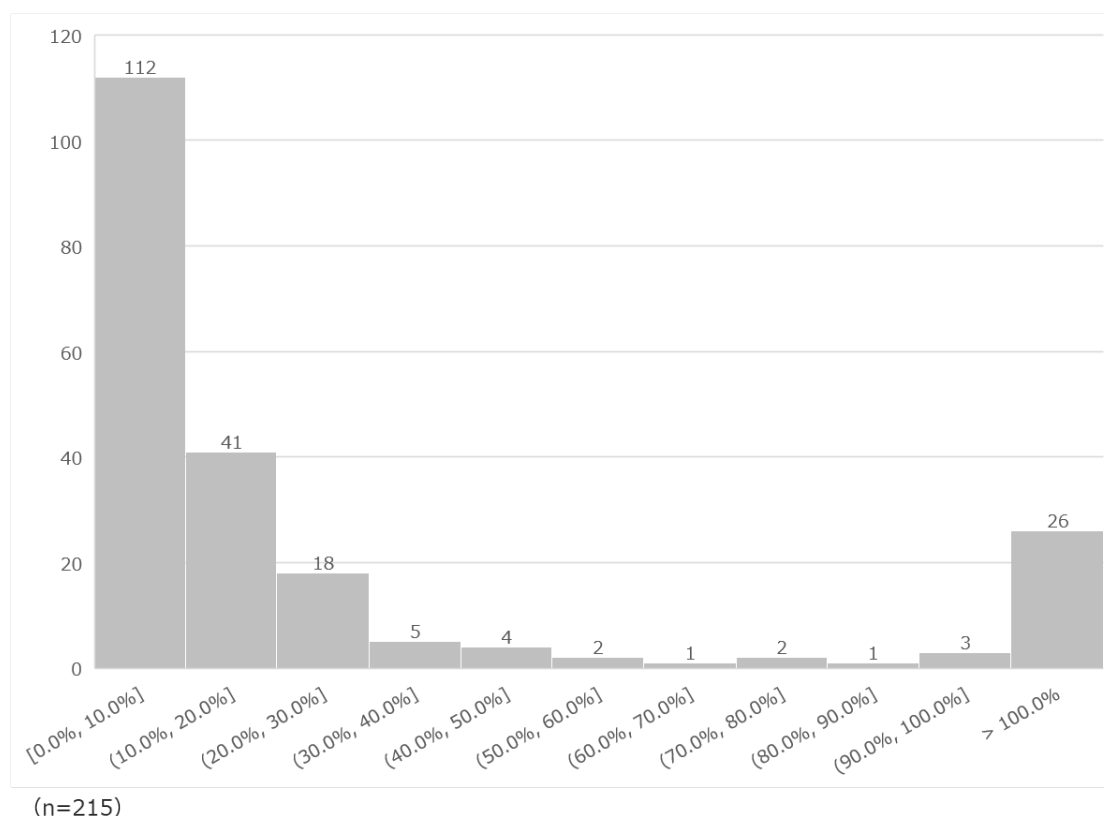
出所：筆者作成

第2節：算定結果の概要

まず、企業価値に対する脱炭素負担額の比率の分布は図表3のようになった。0～10%がボリュームゾーンで、平均値は51.0%、中央値は8.9%となった²¹。中でも、企業価値が100%以上毀損される企業が26社存在した²²。なお、企業価値が100%以上毀損される企業を除外した場合の平均値は13.0%、中央値は6.9%となる。

業種別には、鉄鋼、海運、パルプ・紙、石油、窯業、ガス等で特に影響が大きく、削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）と一致する傾向となった。一方で、銀行、保険、証券、サービス、医薬品、情報・通信等では影響が小さい結果となった。

図表3：企業価値に対する脱炭素負担額の比率



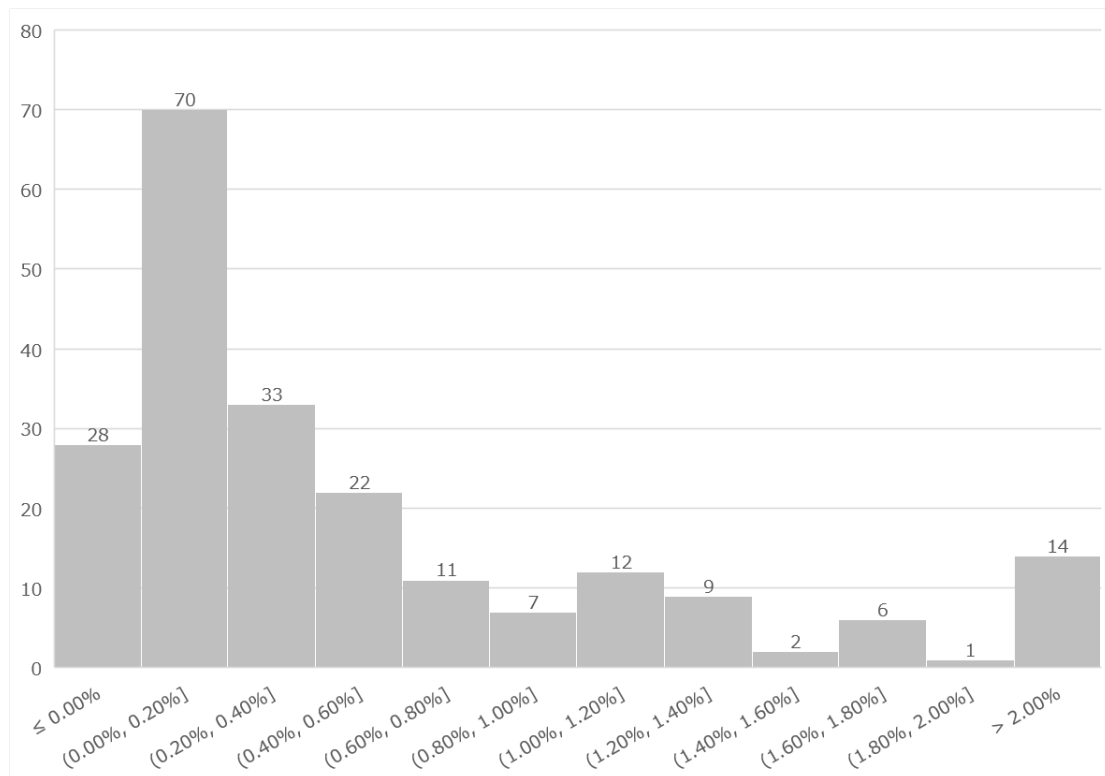
出所：筆者作成

²¹ 平均値と中央値の乖離は、企業価値に対する脱炭素負担額の比率が非常に大きいケースが存在していることに起因している。最も影響が大きいケースでは脱炭素負担額の比率が企業価値の1,300%以上に及ぶ企業があるほか、200%～600%程度の影響割合となるケースも15件程度確認された。

²² 当該26社の毀損額の合計は約250兆円で、算定対象215社の2020年度末の時価総額と有利子負債の合計値である約800兆円の約30%に相当する。

資本コストの差分では、0～0.20％がボリュームゾーンで、負の値を除いた差分の平均値は1.25％、中央値は0.33％となった²³（図表4）。

図表 4：資本コストの差分



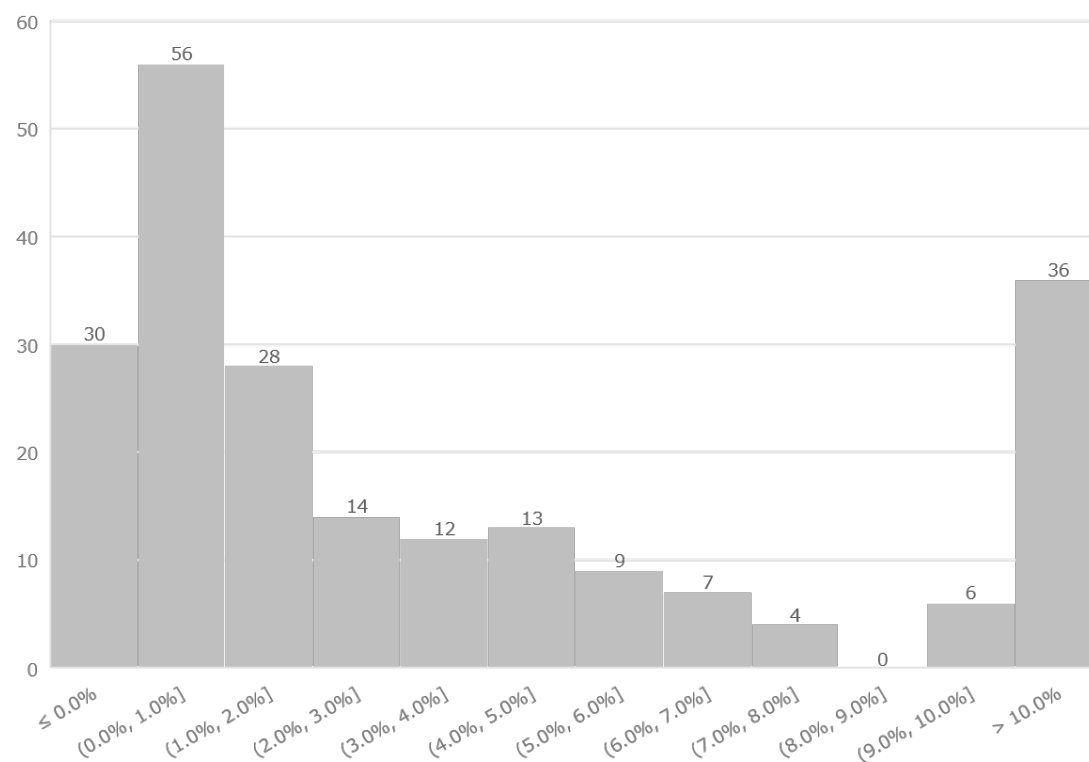
(n=215)

出所：筆者作成

²³ 脱炭素負担額の増加分（将来 CF の毀損分）について、それと同程度の変動が FCF ではなく資本コストの増加によって生じたものと捉えなおした場合の、資本コストの増加分を算定した。企業価値に対する脱炭素負担額の比率が一定の水準を超えると資本コストの差分が負の値となるため、平均値・中央値の算定にあたっては負の値は除外した。

脱炭素投資の財源および資金調達の手法として、負債を機動的に活用することを念頭におき、資本コストへの影響をすべて負債利率に換算してみると、負債利率の差分では、0～1.0%がボリュームゾーンで、負の値を除いた差分の平均値は20.1%、中央値は2.6%となった²⁴（図表5）。なお、時価総額と有利子負債の合計額に対する有利子負債の額の割合が1%以下の企業を除外した場合の平均値は7.0%、中央値は2.2%となる。

図表 5：負債利率の差分



(n=215)

出所：筆者作成

²⁴ 資本コストの変動が、すべて負債コストの変動によって生じたものと仮定して負債コストの増加分を算定し、負債利率に換算した。資本コストの差分と同様に、企業価値に対する脱炭素負担額の比率が一定の水準を超えると負の値となるため、平均値・中央値の算定にあたっては負の値は除外した。

また、平均値と中央値の乖離は、負債利率の差分が非常に大きいケースが存在していることに起因している。企業価値に対する脱炭素負担額の比率が大きい場合に加え、時価総額と有利子負債の合計額に対する有利子負債の額が小さい場合も、負債利率に片寄せした場合の差分は大きくなる。試算上では、負債利率の差分が50%超となるケースが10件程度確認された。

第4章：算定結果からの考察、課題と今後の展望

以下では、算定結果からの考察と本モデルの活用方法について提案を行い、あわせて、課題と今後の展望について言及する。

第1節：算定結果からの考察と本モデルの推奨活用方法

図表3の結果から、削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）では、特に企業価値への影響が大きいことが分かった。しかし、このことは当該産業の存在意義を否定したり、短絡的な投資撤退を促したりするものではなく、社会全体として、より炭素強度の小さいビジネスモデルへの転換・移行を図るためには、優先的な対応が必要となる産業が存在することを示すデータとして認識いただきたい。鉄鋼、海運、パルプ・紙、石油、窯業、ガス等はいずれも、現代の生活水準を支える産業として不可欠なものであり、他の産業のサプライチェーンを支えるものでもある。また、銀行、保険、証券、サービス業、医薬品、情報・通信等では、影響が小さい結果となったが、それらの産業における脱炭素の取組を劣後させてよいことには必ずしもつながらない。というのも、それらの産業も独立して存在するのではなく、サプライチェーン上の他社の活動に支えられているためである。なおこれらの点は、本試算ではScope1,2を対象に脱炭素負担額の算定をしていることにも起因している。その課題と今後の展望については別途後述する。

続けて、本モデルの推奨活用方法について、主語を①事業会社と②金融機関の2つに区別して提案を行いたい。

第1項：事業会社の活用方法

第3章の算定結果の通り、脱炭素対策に無作為であり、かつ、その負担額が顕在化した場合には、企業価値にも資金調達にも影響が避けられないことがわかった。それゆえに、既に事業会社として何らかの取組を進めているのであれば、事業会社側からその意義を立証する必要がある。その際のツールとして、脱炭素負担額算定モデルを用いたコミュニケーションを行うことが有用と考えられる。

脱炭素負担額算定モデルの概念図（図表1）では、脱炭素対策に無作為の場合の毎年のキャッシュアウトを算定していた。一方で、「脱炭素負担」を毎年のキャッシュアウトではなく、将来のGHG排出量を削減するための「脱炭素投資」とすることができれば、将来の脱炭素負担額の軽減につながる。そうして、2050年のカーボンニュートラルに向けたビジョンを示すとともに「脱炭素投資」の具体的な計画と効果を示すことで、投資の意思決定の適切さについて、企業価値評価の観点で投資家と同様の目線に立ったコミュニケーションができるものと考えられる。

また、本モデルを用いることで、部門や事業を横断して脱炭素取組の価値を定量化し、比較検討することが可能となるため、投資家との社外のコミュニケーションにとどまらず、社内の建設的なコミュニケーションの促進にもつながるものと考えられる。

総じて、脱炭素負担額が将来CFに与える影響を加味して企業価値を判断することは、ビジネスモデルや事業ポートフォリオ見直し、脱炭素投資の促進につながる意思決定を後押しするとともに、その検討プロセスを透明化するものになる。そのため、実効性のある脱炭素投資を早期に見極め、移行計画に織り込むための検討ツールとして本モデルが活用されることを期待したい。

第2項：金融機関の活用方法

図表5に示したように、本モデルを活用することで脱炭素対策に無作為であった場合に負債利率に上乗せすべき水準を個社ごと・業種ごとで算定することが可能となる。それは、グリーンアムについての将来的な議論に資するものと考えられる。一例として、短期的には脱炭素投資のインセンティブ付けとして金利を下げる（ディスカウント）ことが、長期的には取組が進んでいない企業への金利の上乗せを

する（プレミアム）ことが考えられ、本モデルは金利水準の算定の際の手法の1つとなると考えられる。

第2節：課題と今後の展望

以上、脱炭素負担額算定モデルの提示と日経225企業での試算結果の概観、および、本モデルの活用方法の提案を行ってきたが、最後に本モデルの課題と今後の展望について言及する。

まず、本試算では2020年度の決算データを用いているため、直近の脱炭素対策の効果が織り込まれていない点に留意が必要である。前述の通り、2020年度の時点では、日本においてはカーボンニュートラル達成への取組が緒に就いたばかりの企業が多いと思われる。それ以降、脱炭素に向けた動きや社会的な要請は加速度的に高まっており、現時点での評価は改めて個別に算定をするのが適当と考えられる。ただし、その際においても関連取組の意義を立証する責任が事業会社側にあることは変わらないため、本モデルを投資家とのコミュニケーション材料として活用することが望まれる。

また、脱炭素負担額の算定にはScope3のGHG排出量を含めていないことにも留意いただきたい。Scope3の算定方法や算定範囲は企業ごとに異なっており、各社の削減責任範囲が不明瞭であることから、本試算ではScope3のGHG排出量は検討の対象外とした。しかし、それはScope3を対象外のままとしてよいと考えているわけではない。

例えば、本試算において同一業種内であっても脱炭素負担額の大きさに著しい違いがある企業が見られたが、その一因にはScope1,2,3の構成割合の違いがあると考えられる²⁵。そのため、Scope1,2の範囲での負担割合が小さかったとしても、当該企業の事業活動がサプライチェーン全体に及ぼす影響も小さいことを意味しない点には留意いただきたい。

仮にScope3のGHG排出量も加えて脱炭素負担額を試算すると、その影響額は当然のことながら非常に大きくなる²⁶。

Scope3算定の現在地は、企業間でダブルカウントがあったり、責任範囲が不明確であったりしても、まずはサプライチェーン全体の排出量にまで目を向けることを目的としているものと思われる。しかし、責任範囲が曖昧なままでは具体的な対策にも動きにくく、将来負担が過大・過少に見積もられたままとになってしまう恐れがある。そのため今後は、将来負担の大きさを適切に見積もり、実効性のある脱炭素投資につなげていくためにも、Scope3の算定方法と各社の削減責任範囲の明確化にむけたルール整備が求められる。

最後に、本考察はカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素負担額を試算することが目的であり、脱炭素負担額は費用だけではなく、投資によるキャッシュアウトも含むものとしている。筆者としては、脱炭素投資による排出削減とその将来効果を期待しており、排出権の利用などの一時的かつ金銭的な費用ベースの解決を促すことを主張しているわけではない点には留意いただきたい。

²⁵ 一例として、日経業種分類の「機械」にあてはまる計16社のうち、脱炭素負担額が企業価値の10%以上となったのは7社、10%未満となったのは9社となり、同業種の中でも負担額の大きさに差異が見られた。この違いは、収益性や資本効率性はもとより、委託製造の活用度の違いなどのビジネスモデルの差異にも起因しているものと考えられる。

²⁶ 算定対象の215社のうち、2020年度時点でScope3の開示を行っている企業は計172社存在した。172社を対象に脱炭素負担額を算定すると、企業価値が100%以上毀損される企業は86社存在した。86社の毀損額の合計は約2,400兆円に上る。

参考資料

- ・環境省 [2023a] 「金融機関向け ポートフォリオ・カーボン分析を起点とした脱炭素化実践ガイドンス」
<https://www.env.go.jp/content/000125696.pdf>
- ・環境省 [2023b] 「インターナショナルカーボンプライシング活用ガイドライン～企業の低炭素投資の推進に向けて～（2022 年度版）」
<https://www.env.go.jp/content/000186370.pdf>
- ・成田 和弥 [2022] 「国内株式のバリュエーションと CO2 排出量の関係」『日興リサーチレビュー』 Short Review 2022 年 5 月
https://www.nikko-research.co.jp/wp-content/uploads/2022/05/sr_202205_iit01.pdf
- ・柳 良平 [2021] 『CFO ポリシー 財務・非財務戦略による価値創造』 中央経済社
- ・林 寿和、松山 将之 [2023] 「インパクト加重会計の現状と展望 半世紀にわたる外部性の貨幣価値換算の試行を踏まえた一考察」 金融庁金融研究センター
<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2023/DP2023-1.pdf>
- ・財務省 国債金利情報
https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm
- ・公益社団法人 日本経済研究センター [2023] 「第 49 回 中期経済予測 総括表 標準シナリオ」
- ・David Freiberg、DG Park、George Serafeim、T. Robert Zochowski [2021] "Corporate Environmental Impact: Measurement, Data, and Information" *Impact-Weighted Accounts Project Research Report*
https://www.hbs.edu/ris/Publication%20Files/Environmental%20Impact%20Draft%20Final%2010-8-22_0f521334-0a79-49e3-8637-518fb743a0a3.pdf
- ・Pablo Fernandez, Teresa García and Javier F. Acin [2022] "Survey: Market Risk Premium and Risk-Free Rate used for 95 countries in 2022" *IESE Business School*
- ・IEA [2022] "World Energy Outlook 2022"
<https://iea.blob.core.windows.net/assets/830fe099-5530-48f2-a7c1-11f35d510983/WorldEnergyOutlook2022.pdf>

2-3.レピュテーション・ゲームの時代における企業価値

～企業価値増大とサステナビリティ推進の両立を目指して～

山口 尚之

序論

「企業はサステナビリティ推進²⁷にも十分に配慮しなければならない」という社会的要請が、年々強まっている。経済産業省が2022年12月に設立した「サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ（WG）」においても、気候変動や人権問題といった多様なサステナビリティ課題に対して、企業が経営の中核に置くべき背景等が示されている²⁸。一方で、厳しい競争環境に晒されている民間企業にとって、利益追求が最重要の課題であることに変わりはなく、「サステナビリティ推進への配慮は、利益向上に資する」と喧伝されても、その実感がないと本音では呟く企業関係者は少なくない。

かといって、「当社はサステナビリティ推進など、余計なことに手を動かさない」と確信をもって宣言できる経営者も皆無に近いと言え、多くの日本企業が「企業のサステナビリティ施策は自社へのリターンを動機とする」という功利論的な発想を前提に、取り組みを模索している現状がある。

そうであるならば、少なくとも功利論として企業のサステナビリティ推進を捉えてみることに、そこに存在するだろうリターンのメカニズムを明らかにしてみることが、利益を求める企業にも、社会と地球のサステナビリティを追求したい人々にも、一定の有用性があると筆者は考えている。

本稿は主に、企業経営者や企業の戦略企画部門担当者といった、企業経営の意思決定に深く関与している人々を読者に想定した。そのため、サステナビリティ推進をはじめとする社会的要請に応えるという、一見すると企業の利益追求と相反する施策を、どう認識すべきか、どう自社の利益に繋げるか、を明らかにすることに重点を置いて論じるものである。

²⁷近年、企業経営の文脈で「サステナビリティ」という用語が使われる際には、環境や人権への配慮といった「企業の外部に存在する主体にとってのサステナビリティ」という意味と、事業活動の安定性や継続性といった「企業自身にとってのサステナビリティ」という意味がある。本稿では原則として前者の意味合いで、「サステナビリティ」を用いる。すなわち、事業の安定性といった企業の直接的な利己性とは距離のある「人のため、社会のため、地球のため」といった利他性に重点を置いた持続可能性という意味である。

²⁸ 経済産業省、「サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ（WG）」の中間整理，2023-7-18，<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230718002/20230718002.html>（参照 2024-5-29）

第1章：企業価値とレピュテーション

「情けは人の為ならず」が企業の大前提

「情けは人の為ならず」という諺の意味は、「人に親切にすれば、その相手のためになるだけでなく、やがてはよい報いとなって自分にもどってくる」である。ビジネスの世界においても、企業や経営者のあらゆる活動は、何がしかのリターンとして自社に還ってくることを、意識的か無意識的かによらず、期待することが常である。

企業のサステナビリティ推進といった現代の社会的な要請についても、この原則は変わらない。経営学者のウィリアム・C・フレデリックも、「西洋文化に登場した営利企業の本質的に物質主義的で利己的な基盤が、突然消え去ると期待するのは無知である」と論じ、「資本主義体制の中で私的な利得と利益という非常に強力な動機から逃れられると考えることは、とんでもない世間知らずだ」と批判している²⁹。

反論もあろう。功利論でサステナビリティ推進を語ると、企業の利益に還りやすいアプローチが選択され、企業の利益に還りにくい領域の社会課題は取り残されてしまうという指摘は的外れではない。ただし、そもそも社会課題の解決は政府・公共機関が担うものであり、民間セクターに負わせようとする自体が見当違いなのでは、という意見も出てこよう。

とはいえ、少なくとも功利論として企業のサステナビリティ推進によるリターンのメカニズムを明らかにすることは、利益を求める企業にとっても、サステナビリティを推進したい社会や勢力にとっても、ひとまず有用だと考えられる。

企業は「良いレピュテーション」を欲する

企業の利益を向上するにはどうすればよいか。単純な回答は、収益を増やしてコストを減らすということになる。しかし利益をより漠とした「メリット」や「利得」と表現すると、様々なステークホルダーとのギブ・アンド・テイクの関係が見えてくる。経済学の契約・エージェンシー理論では、企業を多様なステークホルダーとの「契約の束」と捉えており³⁰、企業と各ステークホルダーとは、明示的／暗黙的あるいは長期／短期の様々な契約で結ばれているとしている。契約ということは、権利と義務の関係が明らかになる必要があるが、それらは資源請求権と資源提供という形で表現することができる。

²⁹ カール・ローズ, WOKE CAPITALISM (和訳版), 東洋経済新報社, 2023

³⁰ Jensen and Meckling, 1976

図表 1 契約・エージェンシー理論の企業観による資源提供と資源請求権



株主	自己資本	配当	経営者
顧客	現金	財・サービス	
納入業者	財・サービス	現金	
従業員	技術	給料・賃金・便益	
コミュニティ	支援・公共財	仕事・慈善	
政府	公共財	租税	
債権者	貸付	利子・元金	

出所：Sunder, 1998 を基に筆者作成

このように暗示的なものも含んだ多様な契約関係において、企業が自社のメリット・利得を大きくするアプローチとしては、「情報の非対称性」と「契約の不完備性」を活用し、相手が知り得ない情報を用いて最大限自社が有利になるような契約を結ぶという手法が一義的にはあり得る。このような利己的な動機を「機会主義的動機」という。

ただ、相手も同様の思惑を抱いている可能性があるため、両者が互いに自分が情報優位に立ち有利な契約を結ぶためにしのぎを削っていくと、双方でコストが嵩んでいくことになる。このコストをエージェンシーコストと呼ぶが、エージェンシーコストの削減と効率化のため、両者は利他的な行動を選択していくというのが、「効率的契約動機」である。

ここで、企業のサステナビリティ推進という文脈での主要なステークホルダーと見做されるNGO・NPOや、地域社会、一般大衆は、明示的な契約関係者とは言えず、従来のエージェンシー理論をそのままでは通用できない。これに対し、経済学者の平屋伸洋氏は、第三の動機として「レピュテーション(向上)動機」³¹を挙げ、「経営者はステークホルダーからのポジティブなレピュテーションが得られるよう、ステークホルダーの暗黙裡の期待（暗黙的契約）に応える動機を持つ」と指摘している³²。この中で、「レピュテーションは暗黙的契約の締結と履行を促す。」とされ、「暗黙的契約は、長期・継続的な取引関係を維持することによってもたらされる利益が、不履行によって被る損失を上回る限りにおいて機能する。」と解説している。

レピュテーション (Reputation) とは、「評判」を意味する英語だが、経済学では「ある人の過去の行動によって評価・記述される、他者から与えられた特徴や属性³³」や、「ある対象に対して個人や集団が与えた好ましさの査定³⁴」等の定義がなされている。本稿では、「コーポレート・レピュテーション」を、「マルチステークホルダーが企業に対して抱く、過去から現在までの企業の活動によって形成された信頼に基づく、未来への期待」と定義したい。すなわち、企業と明示的な契約関係にない主体か

³¹ 平屋伸洋氏は著書で「レピュテーション動機」という表記をされているが、本稿では語意を明瞭にするために、以降で「レピュテーション向上動機」という表現を用いる。

³² 平屋伸洋, レピュテーション・ダイナミクス, 白桃書房, 2015

³³ Wilson, 1985

³⁴ Standifird, 2001

らのサステナビリティ推進という要請に企業が応える動機は、コーポレート・レピュテーションの維持・向上であると考えるのである。

コーポレート・レピュテーション向上が企業価値を増大させる道筋

サステナビリティ施策実施（投資）とメリット・利得（リターン）は、果たして実際に結びつくのか。リターンとしてのメリットや利得だが、ここでは企業価値という言葉に敢えて置き換えることとする。企業価値とは、値付けされた企業の金銭的価値のことだ。経営者が株主というプリンシパルにとってのエージェントである以上、金銭的価値を度外視した経営は考えにくいだろう。

企業価値の導出方法のうち、キャッシュの創出能力で評価することがコーポレート・ファイナンスの基本となっている。このモデルに従えば、企業価値を増大させるには、本業のビジネスが生み出すキャッシュフローを増やすか、資本コストを低下させることの、2通りのアプローチがあるが、これらはいずれも、コーポレート・レピュテーションとも大きく関係する。

ポジティブなコーポレート・レピュテーションは、売上の増加や株価の上昇、優秀な人材の確保といった便益をもたらすと言われている。Fombrun and Van Rielの研究では、具体的な分類として、マルチステークホルダーから、優良サプライヤー・優良雇用主・優良投資先・優良近隣企業の4つのレピュテーションを得ることが重要だとしている³⁵。企業が優良サプライヤーと認識され、新たな顧客を獲得または既存顧客のリピー率を上げることで、本業によるフリーキャッシュフローが増え、企業価値増大が期待できる。あるいは、優良投資先と思われることで、資本コストが低下することでも、企業価値増大が期待できる。このように、コーポレート・レピュテーションの向上は企業価値の押し上げ効果があると考えすることに無理はない。言い換えれば、企業価値の増大が期待できるがゆえに、経営者はマルチステークホルダーのレピュテーションを上げようとする。これが前述の「レピュテーション向上動機」の本質である。

図表2 マルチステークホルダー起点のコーポレート・レピュテーション向上効果

ステークホルダー	どう思われるか	どのような便益が期待できるか
顧客 (含・潜在的顧客)	優良サプライヤー	新たな顧客を獲得または既存顧客のリピー率向上
労働者	優良雇用主	トップレベルの人材の獲得または流出防止
投資家	優良投資先	資金調達コストの削減または株価へのプレミアム
政府・地域社会など	優良近隣企業	メディアや地域当局による好意的情報発信の後押しや、自社の活動を縛る規制等の制定回避

出所：Fombrun and Van Riel, 2004 を基に筆者作成

レピュテーション獲得がゲーム化した現代

現代は、これらレピュテーション向上動機が増大し、同時にレピュテーション棄損リスクも大きくな

³⁵ Fombrun and Van Riel, 2004

ってきていると言える。情報技術の進歩により、SNS等のコミュニケーションツールが発達・浸透したことで、マイナーな意見であってもすぐさま拡大・膨張し、世間の評価としてのレピュテーションが形成されやすくなっている。結果としてレピュテーションが企業のパフォーマンスに与える影響はより大きくなっていると考えられ、対する企業は良いレピュテーションの獲得に躍起になっている。

良いレピュテーションの獲得が目的化した現代において、その評価が果たして客観的に正当かどうかは大きな問題ではなく、「優良と思わせる」ことが重要になる。この傾向を、デビッド・ウォーラー、ルバート・ヤンガー両氏は著書のなかで、ポスト・トゥルースの時代における良い評判の獲得ゲーム状態になっているとしたうえで、「レピュテーション・ゲームの時代」だと表現した³⁶。

では、レピュテーション・ゲーム化した現代において、企業はどのように効率的・効果的に良いレピュテーションを獲得できるのか。次章では、個社がレピュテーション・ゲームを勝ち抜くための戦略を検討する。

³⁶ デビッド・ウォーラー&ルバート・ヤンガー，評価の経済学，日経 BP 社，2018

第2章：「自主的な自己規制」が定石の戦略になる時代

「柳モデル」の何が画期的か

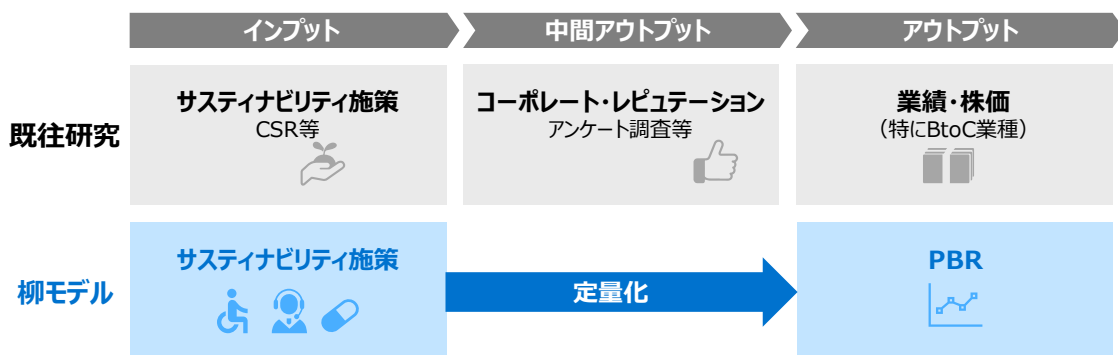
第1章では、企業がサステナビリティ施策を推進するのは、何がしかの自社へのリターン（メリット・利得）があるはずだという仮説のもと、コーポレート・レピュテーションがバリュードライバーとして機能し、フリーキャッシュフローの増加や資本コストの低下という形で企業価値を創造するという道筋を示した。その上で、企業の経営者や戦略企画担当者にとっては、具体的にどのような戦略を採ることで効率的に企業価値が増大するか、が関心事だろう。本章ではその、レピュテーション向上動機をもとに個社が採りがちな「定石」を検討する。

過去の研究では、企業がCSR等のサステナビリティ施策を実施すると、企業の評判（コーポレート・レピュテーション）が向上するということが、一般消費者へのアンケート調査等で観測されている。また、コーポレート・レピュテーションが高い企業ほど、業績や株価といった指標で優位にあることが確認された研究もある。これら2通りのアプローチを組み合わせることで、サステナビリティ施策を実施するとコーポレート・レピュテーションが向上し、企業価値を押し上げるという三段論法を展開することは不可能ではない。しかし企業のサステナビリティ推進と企業価値増大との関係を、直接的に観測するとなると簡単ではない。

エーザイ元CEOの柳良平氏はIIRC-PBRモデルを用いて、統合報告書の中でサステナビリティ施策とPBRとの相関を示している³⁷。いわゆる「柳モデル」の通称で有名な、価値創造モデルである。ここでは、財務資本に加えて知的資本や人的資本、社会関係資本といった非財務資本も盛り込み、人的資本関連では障害者雇用率や女性管理職比率、社会関係資本関連では調剤薬局取引先軒数やホットライン問合せ数といった指標と、PBRとの関係を重回帰分析によって定量化した。

その「新しさ」は、サステナビリティ推進と企業価値増大との関係性を、要素分解しつつ直接的に説明することで、どの施策をどの程度実施すると、どの程度企業価値が増大するかを、定量的に示したことにある。とは言え、相関関係を示しただけであり因果関係があるとまでは言えないという見方や、アウトプットがあくまでPBRであって企業価値を直接的に表現したものではないという見方もある。現在では更に、DCF法へより直接的にサステナビリティ施策の要素を導入する試みが行われており、今後の発展が期待される³⁸。

図表3 柳モデルは既往研究と何が違うのか



出所：筆者作成

³⁷ エーザイ株式会社、価値創造レポート 2021

³⁸ 伊藤忠商事株式会社、統合レポート 2023

サステナビリティ推進は価値創造のひとつの道筋に過ぎない

ここで注意すべきは、サステナビリティ施策によって確かにコーポレート・レピュテーションが向上し企業価値は創造され得るが、コーポレート・レピュテーションを経由した企業価値創造の起点は、サステナビリティ施策だけに限ったものではない点である。

サステナビリティ推進の他にも、経営者や従業員の行動実態、PR・IRや危機対応としての謝罪会見、企業不祥事における内部調査実施など、コーポレート・レピュテーションに影響を与える要素はさまざま挙げられる。これらはすべて、コーポレート・レピュテーションを管理することを目的としたアプローチという意味では、一体のものとして取り扱うことができると考えられる。以下、これらのアプローチを、レピュテーション・マネジメント・アプローチと呼ぶことにする。

レピュテーション・マネジメント・アプローチの分類①：攻めと守り

ここで、レピュテーション・マネジメント・アプローチを構造的に理解するために、いくつかの軸で分類しマッピングを試みる。最初の軸は、「攻め」か「守り」かである。主にコーポレート・レピュテーションの向上を期待して行う、機会主義的でコスト効率を重視した、どちらかと言えば直接的な利己性に基づくアプローチを「攻め」、主にコーポレート・レピュテーションの棄損防止を目的に行う、権利抑制的でコスト効率の低い、どちらかと言えば利他性に近いアプローチを「守り」と定義する。

PRやIRは、基本的に自社の良い側面をアピールするアプローチであり、攻めに該当するだろう。CSR活動に位置づけられるボランティア活動への参加やチャリティーへの協賛、ESGの“G”に該当するガバナンスを意識した経営も、同様の理由から攻めに分類できるはずだ。

一方で経営者・従業員の行動規範の整備・徹底といったコンプライアンス施策は、コーポレート・レピュテーションの棄損を防ぐ守りのアプローチだと言える。同様に、不祥事等のリスクが顕在化した際に行う、内部調査や記者会見等も、守りに該当するだろう。

環境や人権に配慮したバリューチェーンの管理は、環境・人権に配慮した調達を行っているとアピールすることで、自社のコーポレート・レピュテーション向上を図るという意味もあれば、環境・人権に配慮した調達を行うことで批判を回避するという守りの側面もある。よって両者の中間に置くことにする。

レピュテーション・マネジメント・アプローチの分類②：論理的と情緒的

第二の軸は、アプローチが論理的か情緒的か、である。

企業やその製品・サービスに対するレピュテーションには、科学的なデータやファクトに基づく定量的・客観的なものと、心理的な好感／嫌悪感等に基づく定性的・主観的なものとがある。前者を論理的、後者を情緒的として、各種のレピュテーション・マネジメント・アプローチが、受け手にどちらの効果を期待したものかという基準で分類する。

ガバナンス経営は、コーポレートガバナンス・コードといった明文化された基準に従った行動という意味で、論理的な側に分類できるだろう（ただしコーポレートガバナンス・コードは具体的な数値基準等まで示したのではなく、あくまで経営における考え方や姿勢を示したものである）。コンプライアンスも「法令順守」の語義の通り、法令という明文法に基づくという意味で論理的と言える。ただし現在では、コンプライアンスにおいて社会規範といった不文律を意識した行動も求められる傾向にあることから、一部情緒的な側面も含まれることになる。対外的なコミュニケーションのうち、特にIRは定量的・客観的なデータを示すものであり、論理的と言える。

一方で同じ対外的コミュニケーションでも、PRは心理的な好感度の上昇を意図しているものであり、情緒的な側に分類できる。リスク対応における対外的コミュニケーションは、謝罪会見など極めて情緒的なアプローチもあるが、内部調査や第三者委員会の設置といった手法は、比較的論理的なアプローチと言える。

マッピングの考察

さて、これらのレピュテーション・マネジメント・アプローチについて、企業価値増大との因果関係や費用対効果を完全に明らかにした研究は、現時点では確認できない。しかし、因果関係とまでは言えないが、企業価値との間に比較的強い相関関係を示す因子がある。いわゆる「炎上騒動」だ。ある研究では、オンライン上での上場企業の炎上事例において、最大で株価を5%押し下げていると報告されている³⁹。炎上に対処するレピュテーション・マネジメント・アプローチとしては、危機管理広報が基本となる。すなわち、レピュテーションの棄損を防ぐ「守り」の手法であり、一般消費者をはじめとする情緒的な大衆を相手にする「情緒的」アプローチだと言える。このことから、レピュテーション・マネジメント・アプローチのうち、企業価値へのインパクトの大きさという観点で直接的なのは、「守り」かつ「情緒的」なアプローチではないかと推察できる。

次に、攻めと守りは両立するかを考えてみたい。我が国の国内市場は既に飽和状態で、「作れば売れる」というプロダクトアウトや「少しでも安く」というマーケットインの発想から転換し、コモディティ化（陳腐化）と価格競争から離れ、多面的な視点で差別化を図ることが求められる。当然ながら、攻めのレピュテーション・マネジメント・アプローチにおいても、独自性のある「とがった」プロモーションや広告といったPRが、差別化による優位性確立の手法として用いられる。しかし、プロモーションや広告における「とがった表現」は、反感を買いやすいという諸刃の剣である。過去の上場企業における炎上事例でも、奇をてらった広告の表現が「差別的」や「性的偏見」といった批判によって差し替えや謝罪に至るケースは複数見られる。計量経済学者の山口真一氏は著書の中で、反感を買いやすい表現を「センシティブな話題」と説明し、具体的に「宗教」や「性別による役割分担」といった例を示している（下の図表4を参照）⁴⁰。そうであるならば、レピュテーション・マネジメント・アプローチの「攻め」は往々にして脆弱な「守り」の状態を生起させやすいという傾向を帯びることになる。

図表4 炎上しやすいセンシティブな話題

分類	具体的な話題
格差を感じさせる話題	食べ物・社会保障・所得格差等
熱心な人がいる話題	政治・戦争・自衛隊や他国の軍・皇室・宗教・ファンの多いコンテンツやスポーツ等
型にはめようとする話題	性別による役割分担等

出所：山口真一，炎上とクチコミの経済学，朝日新聞出版，2018

さらに守りのレピュテーション・マネジメント・アプローチのうち、特に情緒的なアプローチについ

³⁹ 田中辰雄，Effect of Flaming on Stock Price: Case of Japan，2017

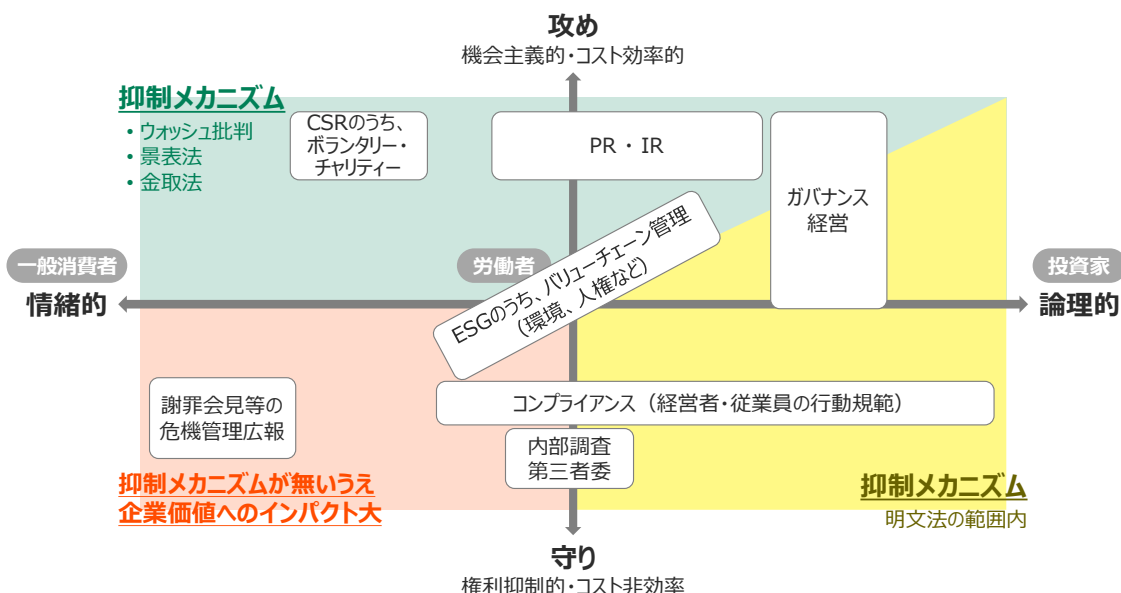
⁴⁰ 山口真一，炎上とクチコミの経済学，朝日新聞出版，2018

ては、「際限の無さ」という特徴も付きまとう。ガバナンス経営やコンプライアンス経営といった論理的アプローチには、コーポレートガバナンス・コードや各種法令・規定類のように遵守すべき対象が明確である場合が多い。また、情緒的アプローチであっても、攻めのプロモーションやCSRには、最低限の真実性や客観性が求められる。自社を良く見せようと虚偽の広告・PR・IRや見せかけの社会貢献活動を行ってはいは、ウォッシュと批判されるだけでなく、景品表示法（優良誤認表示の禁止）や金融商品取引法（風説の流布の禁止）といった法令違反になる可能性もある。そのため、これらのアプローチには一定の抑制メカニズムが働いている。

一方で、炎上対策といった「守り」「情緒的」アプローチには、法律の範囲内、事実の範囲内、といった境界が無い。法律の条文上問題ない、契約の規定に反していない、といったファクトを主張するだけでは、情緒的な炎上を抑えることにはならないのだ。内部調査や記者会見にコストや時間を割いたとしても、炎上が沈静化するとは限らず、場合によっては「言い逃れ」などと更なる批判を呼ぶ可能性すらある。

このように、炎上対策のような守り・情緒的アプローチには、企業に「ここまでやればよい」という線引きが無く、ひとたび炎上騒動が発生すると、際限なく対応することに陥る傾向を有する。

図表5 レピュテーション・マネジメント・アプローチのマッピングまとめ



出所：筆者作成

「守りを固めてレピュテーションリスクを回避せよ」が強調される傾向

「企業はサステナビリティ推進にも十分に配慮しなければならない」という社会的要請を起点として、企業側も社会的課題の解決への貢献をアピールして、コーポレート・レピュテーション向上を図りたいと考えながらも、実際には、コーポレート・レピュテーション棄損防止に窮々としているのは、皮肉な構図と言えるかもしれない。

しかし実際には、「いかに悪徳企業と思われぬか」という視点で、以下のような様々な対策強化が多くの企業で講じられている。第一は、ハードローの遵守である。ハードローとは、法的拘束力のあるルールのことである。企業がハードローを遵守しなければ、行政から罰則を受けるだけでなく、違反が公表されれば「犯罪的企業」の烙印を押され、コーポレート・レピュテーションを大きく棄損することになる。

第二は、ソフトローの遵守が挙げられる。ソフトローとは、法的拘束力のないルールのことである。ビジネスの世界では、業界ガイドラインといった特定の範囲の企業を対象としたルールが複数存在する。またひとつの企業の中にも、経営者・社員の行動規範を定めたものもある。これらの多くは、その記載事項から逸脱した行為があったとしても、すぐさま具体的なペナルティを受けることのないものが多い。そういった意味でこれらのルールは、ソフトローに分類される。しかしペナルティを受けないからといって、ソフトローを無視した行動を続けていると、やはり「悪徳企業」の烙印を押されコーポレート・レピュテーションを損なうことになる。

第三には、不文律の遵守がある。不文律とは、明文化されていないルールのこと、社会通念や条理といった概念が該当する。上記の明文のソフトローと異なるのは、不文律は個人や集団によって考え方・捉え方がまちまちであり、何をどこまで意識すればよいか判断が難しい点にある。

2022年に観測されたSNS上での炎上騒動の総数は247件で、前年比で119件増加しているという⁴¹。2023年に観測された炎上騒動も189件と、高い水準にあり⁴²、特にデマや勘違いによる「巻き込まれ炎上」が増加傾向にある。このことから、SNS上での炎上騒動による企業のレピュテーションリスクは増大しており、リスクアセスメントにおいても、レピュテーションの棄損による不利益を、これまで以上に大きく見積もっておく必要があるだろう。

そう考えると、ルールの遵守は限りなく広範にカバーすることが重要になる。法律・条例等のハードローや、業界ガイドライン等のソフトローに加えて、社会通念といった不文律も含め、反感を買う可能性のあるあらゆる要素を排除し、レピュテーションリスクの予防に努めることが求められる。今日では、ソフトローや不文律も含めて、実質的にあらゆるルールが企業にとって拘束力のあるハードローと同等の影響力を有するということだ。

「自主的な自己規制の強化」が定石化する時代

こうした時代背景のなかで、企業価値の維持・増大を図るために「自主的な自己規制の強化」が企業で定石化している傾向を、本稿では指摘したい。すなわち、自社の製品・サービスや取引先について、世間の反感を買う要素が含まれていないか入念に監視し、もしリスクの芽が見当たれば、早期の撤退・中止や取引停止といった方針転換が重要、という発想が根底にある。

例としてまず挙げられるのが、取り扱う製品・サービスが反感を買いやすい業種だ。具体的には、アルコールやギャンブル、課金制ソーシャルゲームといった、消費者の射幸性を煽り依存性のあるものが挙げられる。次に考えられるのは、「表現」を製品・サービスにしている業種だ。広告・出版をはじめとするマスメディアに加えて、アートやエンターテインメントといったコンテンツ産業も該当する。

ただし、自主的な自己規制強化に傾く企業は、上記のような特定の業種に限らない。すべての企業が、従業員や顧客、投資家といったマルチステークホルダーとの関係において、世間の反感を買わぬよう制限を強化する可能性がある。例えば、社内の従業員行動規範を強化し、違反時の懲戒等の処分を厳重にすることで、経営者や従業員の行動を制限することが考えられるだろう。また、労働搾取や炭素排出といった人権・環境を保護する観点から、サプライヤー契約を打ち切る可能性もある。顧客や投資家についても、これまでのような反社会的勢力の排除だけでなく、国際的な紛争当事国との取引停止もあり得る話だ。さらには、広告やスポンサーとして間接的に関わる芸能人やアスリートですら、世間の反感を

⁴¹ コムニコ総研、「SNS 炎上」2022 年の最新事情を振り返り。炎上件数、燃えやすかった業界・媒体などを集計、2023-3-2, <https://webtan.impress.co.jp/e/2023/03/02/44370> (参照 2024-5-29)

⁴² コムニコ総研、2023 年に起きた炎上件数ランキング！言及数まとめ、2024-3-22, https://www.comnico.jp/we-love-social/snsriscranking_2023 (参照 2024-5-29)

買わぬよう彼らの素行を注視する必要も出てくる。これらの視点は、特に大企業や知名度の高い経営者が居る「目立つ企業」、消費者の情緒的な印象で購買行動が大きく変化するBtoC企業、サプライチェーンを通して環境・人権といった観点で負荷が大きいと考えられる業種において、特に留意すべきである。

図表 6 自主的な自己規制強化の分類と具体例

どういった企業が	何を制限する	具体例
反感を買いやすい製品・サービスを取り扱う業種	その製品・サービスの取り扱いそのもの	アルコール、ギャンブル、課金制ソーシャルゲーム
「表現」を製品・サービスにしている業種	独自性の高いとがった表現※	広告、出版、マスメディア、アート、エンタメ、コンテンツ、芸能
すべての企業 特に大企業や知名度の高いCEOなど「目立つ企業」、消費者の情緒的な印象で購買行動が大きく変化するBtoC企業、サプライチェーンを通して環境・人権に負荷が大きい業種	経営者・従業員の行動・処遇※	従業員行動規範の強化と違反時の懲戒等の厳重な処分
	サプライヤー契約※	労働搾取等人権の観点（アパレル、カカオ豆等） 炭素排出等環境負荷の観点（自動車、輸送、鉄鋼等）
	顧客との契約※	ロシア、反社
	投資家との契約※	同上
	広告先、提供先との契約（スポンサーシップ）※	起用する芸能人やアスリートの不祥事

※可能性の時点で早期の決断が重要

出所：筆者作成

第3章：レピュテーション・ゲーム化時代がディストピアになる懸念

自主的に自己規制する企業の帰結

前章まででは、SNS等の発展によりコーポレート・レピュテーションが企業価値に大きな影響を及ぼす現代において、いかに炎上騒動といったレピュテーションの棄損リスクを予防するかが企業にとっての最大の関心事となり、結果、「とがった広告表現」といった攻めのレピュテーション向上施策はある程度慎み、なるべく反感を買わぬよう自社の製品・サービスや取引先の監視を強化する「自主的な自己規制」こそが、個社レベルでの戦略定石になると指摘した。

では、こうした企業戦略は、長期的な企業価値にどのような影響を及ぼすのだろうか。また、企業の背後に存在する投資家や株主にどのようなメリットを提供するのだろうか。さらに、ひろく社会全体の厚生を増進させるのだろうか。本章では大胆に、自主的に自己規制⁴³する企業の帰結をマクロな視点で論じてみたい。

マクロ視点でのポジティブな影響

企業がレピュテーションという世間の評価を気にすることで、社会的要請を反映した事業活動を自発的に展開し、外部不経済をみずから防止する等の効果を発揮する可能性はある。法律等のハードローの形成には長い時間を要するが、企業が自発的な行動をとることで、社会のニーズを素早く反映することができ、より直接的かつ効果的な行動が期待できる。とりわけ重要になる視点が、弱者の地位向上だ。市場経済の中にあっても、どうしても立場によってパワーバランスの均衡を保つことが困難になる。個人顧客、下請け業者、個々の従業員は、これまで企業に対峙する力を持たず「泣き寝入り」をせざるを得ない実態があった。しかし、レピュテーション・ゲーム化が進行する現代では、市場における弱者であっても、SNS等の情報発信の手段によって一定の影響力を発揮できるようになった⁴⁴。

加えて、行政等による監視コスト低下も、もうひとつのポジティブな影響だろう。国や地方自治体といった行政機関の重要な機能に「監視」がある。自動車運転違反や脱税、不正給付といったあらゆる法令違反に目を光らせ、違反者を摘発するという機能で、このコストは税金に転嫁され納税者が負担している。守りのレピュテーション・マネジメントが普及・拡大すれば、コストアップやルール変更を経ずとも、企業活動における社会秩序の維持と公平性確保が増進するという効果を期待できる。すなわち、「世間の目」を気にする企業が増えることによって、不法行為を回避する動機となる、牽制効果が発揮されるということだ。

⁴³ 自主的な自己規制とは、個人や団体が自主的にその活動に制約を加えること、自らが策定した規則によって自らを律すること、という意味である。ビジネスの世界において代表的な自己規制といえ、金融商品取引所による市場への信頼や品位を保つための売買審査や上場管理等が挙げられる。業界団体等の民間機関による自主的な自己規制としては、映画協会・ゲーム業界における対象年齢のレーティングや、動画投稿サイト運営会社における削除対象要件の策定等が該当する。一方で本稿では、個社の自主的な取り組みに焦点を当て、法令や業界ガイドライン等の外部要因による規範に依らず、企業みずからが自社の活動に制約を設けること、と定義する。

⁴⁴ 衣料品大手のユニクロは2023年6月、廃番予定だった前開きつなぎ型の子供服の継続販売を決めた。この商品は、2020年秋に発売したが売り上げが伸びず、廃番を予定していたものだ。しかし障害を持つ子供の保護者には根強いニーズがあり、SNSでの廃番阻止回避を求める投稿に呼応する形で、販売継続となった。この事例は、障害を持つ子の保護者の声を無視することでコーポレート・レピュテーションが棄損されることを防ぎたい「守り」のレピュテーション・マネジメントの側面と、売り上げよりも障害を持つ子の保護者のニーズを重視したという賞賛を目的とした「攻め」のレピュテーション・マネジメントとの、両方の側面があるが。だがいずれにせよ、障害を持つ子供の保護者という少数者を市場の相対的な弱者と捉えれば、弱者の声が企業の活動に反映された好例と見ることができる。

マクロ視点でのネガティブな影響

他方で、経済活動全体では高コスト化が起こり得る。企業活動が法令等のルールに違反していないかどうかは、社内法務部門がチェックする。また法的な判断が難しく、あるいは訴訟に発展しそうな重大な事態においては、顧問弁護士等の専門家へ相談する。社会のレピュテーション・ゲーム化が進むにつれて、これらに関連するコストが増大していくものと考えられ、追加コストとして製品・サービスの価格に転嫁されるとともに、顧客や消費者が負担していくことになる。最近では、民間損害保険によるレピュテーションリスク専用の商品というものが出来ており、当然ながら保険料等のリスク予備費も、コストとして商品・サービスの価格に転嫁されていく。

図表 7 近年新たに提供され始めたレピュテーションリスク専用の保険商品

保険会社の例	商品の概要
ミュンヘン再保険	メディアなどの否定的な報道により、企業の売上高・収入が著しく減少した場合に、減少した収益分の保険金が支払われる。
AIG	レピュテーションリスクへの保障に加えて、リスク対策の提案をサービスとして提供する保険商品。
Steel City Re	独自指標である「レピュテーション価値」が基準以下に低下した場合に、低下率に応じた保障金が支払われる商品。

出所：鈴木まゆ子、レピュテーションリスクとは？意味や要因、対策を事例を交えて簡単に解説、ザ・オーナー 記事、2023-4-25、
<https://the-owner.jp/archives/4684>（参照 2024-5-29）

加えて、守りのレピュテーション・マネジメントとしての自主的な自己規制の強化が広がる結果、世の中にあふれる商品やサービスが陳腐化していくことが考えられる。

企業の広報活動、特に広告では、反発を買いやすいセンシティブな話題を避け、当たり障りのない広告表現が主流となっていくと想定される。もちろん、企業広告はそれ自体が消費者の効用を直接的に増減させるものではないが、広く捉えれば消費者が多様な表現に触れる機会を損失していると言える。同様の観点でより直接的に一般消費者に影響を与えるのが、出版、アート、エンタメ、コンテンツ制作・配信、芸能、マスメディアといった業界だ。これらの業種は、「表現」がそのまま製品・サービスとして消費者に提供されている。そのため、守りのレピュテーション・マネジメントが自主的な自己規制として表現の萎縮効果をもたらせば、きわめて直接的に事業活動の幅に制約が生まれるだろう。そしてその結果、消費者が享受できる製品・サービスの幅も狭めることになる。

図表 8 萎縮効果が発揮されやすい対象の分類と、陳腐化が考えられる領域

萎縮効果の対象分類	陳腐化が考えられる具体的領域
レピュテーション・マネジメント・アプローチ (製品・サービス以外)	広告、CSR活動（主に「攻め」「情緒的」アプローチ）
「表現」を事業としている業界	出版、芸術、コンテンツ制作・配信、報道・マスメディア
製品・サービスが反感を買いやすい業界	アルコール、タバコ（依存性） ギャンブル、課金制ソーシャルゲーム（射幸性）

出所：筆者作成

ネガティブな影響により注目すべき理由

次の図表9は自主的な自己規制の強化によるメリット／デメリットを示したものである。こうして見ると、自主的な自己規制の強化によるポジティブな影響の源泉は、企業への牽制効果であり、ネガティブな影響の源泉は、企業への萎縮効果であることがわかる。そしてこの、牽制効果と萎縮効果は表裏一体であり、同時に発現してしまう関係にあることが見て取れる。そのうえで、筆者が自主的な自己規制の強化が台頭する現状を、必ずしも肯定的に捉えない理由を3つの論点から紐解いてみたい。

図表 9 自主的な自己規制の強化によるメリット／デメリット

	メリット (企業への牽制効果)	デメリット (企業への萎縮効果)
コスト面	行政コストの削減	製品・サービスコストの増加
コスト以外	- 社会的要請の反映 - 社会課題の解決	- 製品・サービスの陳腐化 - 一般消費者（社会全体）の効用減

出所：筆者作成

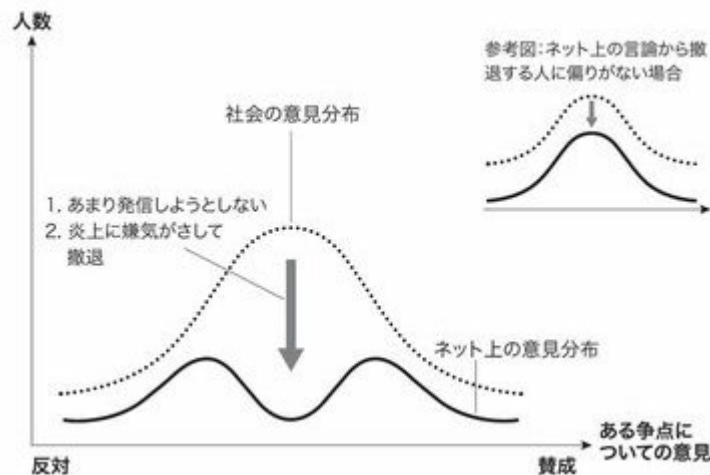
論点①：代表的な社会的要請を反映しているのか

第一に、企業による守りのレピュテーション・マネジメントでは、代表的な社会的要請を反映しているのか、という点がある。企業が自社のレピュテーション毀損防止を意識した事業活動を行うことで、社会全体にポジティブな影響を及ぼすという理屈には、企業が着目する「世の中の意見と思われるもの」と「真の社会的ニーズ」とが一致しているという大前提がある。「世の中の意見」とは言い換えると「世論」ということになるが、大手マスメディア等が行う世論調査の信頼性については、調査対象の抽出方法や設問内容によって結果に偏りが出やすいことが指摘されており、必ずしも社会全体のニーズと合致するものではない。

特に、守りのレピュテーション・マネジメントの主な回避対象となる炎上騒動は、いわゆる「ネット世論」と呼ばれるSNS上で表出する目立った意見が主要な発生要因となる。計量経済学者の山口真一氏によれば、ネット世論は通常のマスメディアによる世論調査の結果以上に、社会全体の意思とは乖離しやすいという。その主な要因は、通常の世界論調査がマスメディア等の調査主体による、「受動的アプロ

一チ」の意見収集であるのに対し、ネット世論はみずからSNS上に意見を書き込むという「能動的アプローチ」による意見であるという特徴にある。SNS上で炎上に参加しているのは、利用者全体のわずか0.5%にすぎないとも言われているが、SNS上に時間と労力を割いてわざわざ書き込む意見は、極端に先鋭化された意見である可能性が高くなり（集団極性化という）、それらの意見が多数を占めるネット世論は、本来の社会全体の意見分布とは異なると考えられる（図表10参照）。炎上騒動を回避しようとする企業の守りのレピュテーション・マネジメントが、社会的要請を的確に反映し、結果的に社会にポジティブな影響を与えるとは、簡単には言い切れないだろう。

図表 10 ネット世論と社会全体の意見分布との違い



出所：山口真一、炎上とクチコミの経済学、朝日新聞出版、2018

論点②：相互監視社会が望ましい姿か

仮に企業が、ネット世論といった集団先鋭化された意見にとらわれることなく、広く一般的な社会の意見を冷静に捉えられたとしても、守りのレピュテーション・マネジメントが社会にポジティブな影響を及ぼすと結論付けるのは尚早である。

確かに、法律等の明文化されたルールの遵守に重点を置く考え方（ルールベースという）と比較し、ルールの背景や目的を重視し明文化されていない規範にも重きを置く考え方（プリンシプルベースという）の方が、社会的要請を迅速に反映できるという即効性や、明文化されていない「法律の抜け穴」をカバーできるという利点はある。しかし明文法の形成のように十分な議論を経ないことから、「やって良いことと悪いこと」の線引きが存在せず、次に活かすべき反省点も不明確となり、再発防止策を講じることが難しくなるという欠点もある。結果として「反感を買ってしまった」ことだけが反省点として残り、企業への萎縮効果だけが過剰に発揮され、市場における自由な経済活動が阻害されてゆき、最終的に企業を非難していた人々も含めた消費者全体の効用を低下させてしまうことも考えられる。

さらに、阿部謹也氏⁴⁵や加谷珪一氏⁴⁶が著書で指摘している通り、日本人は特に「世間の目」を強く意識する傾向があり、同質性が進みやすいと言われている。コロナ禍で「自粛警察」が社会的な問題となった背景にも、この特性が関係しているとも言われている。すると、今後、我が国の企業にばかり萎縮効果が広がり、我が国の経済そのものが国際競争力を失っていくことも懸念される。戦時中のいわゆ

⁴⁵ 阿部謹也、「世間」とは何か、講談社現代新書、1995

⁴⁶ 加谷珪一、国民の底意地の悪さが、日本経済低迷の元凶、幻冬舎新書、2022

る「隣組制度」が国民同士の相互監視を生み、全体主義を助長していたという負の経験を持つ我が国は、民間の牽制機能に対しより慎重となるべきではないだろうか。

論点③：企業の泣き寝入りならば許されるのか

レピュテーション・ゲーム化のポジティブな影響として、「弱者の泣き寝入り防止」を上述したが、では、企業であれば泣き寝入りもやむなしと言ってよいのだろうか。

2015年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の公式エンブレムが盗用疑惑によって撤回されたことは、今でも多くの人の記憶に残っていることだろう。しかしこの件について、何が問題だったから撤回するに至ったのか、を明確に説明できる人は多くはない。決して、エンブレムのデザインが盗用だと判定されたからではない。盗用されたと主張するベルギーのデザイナーが、取り下げを求めて提訴したが、実際には法廷で争われていないため、盗用だったのかは「わからない」が正解である。実は五輪エンブレムだけでなく、デザインというものに対する著作権侵害の成立要件は、表現の自由の確保といった観点から、我々が一般的に考える基準よりも高い。本件に関しても、仮に法廷闘争になったとして盗用が認められる可能性は高くないと言われていた⁴⁷。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は当時、盗用を否定し、今もその見解を変えてはいない。にもかかわらず、「盗用は無いが放置できない問題となった」ためにエンブレムを取り下げると説明した。これをより具体的に言い換えれば、法的には問題ないが騒ぎが拡大すれば大会そのもののレピュテーションを大きく棄損しかねないリスクがあるため撤回する、といった意味合いだろう。すなわち、エンブレム撤回の理由は、デザインが盗用だったからではなく、守りのレピュテーション・マネジメントとしての自主的な自己規制を実践したから、ということになる。

また、生成AIの普及・発展に法整備が追いついていない昨今、AIが生成した画像を自社宣伝に活用した企業が盗作と非難され、使用の取り下げや和解金の支払いを行った例もあると聞く。こういった事例を単にリスクアセスメントの観点から、法的な正当性を主張することの重要さがレピュテーション棄損リスクの大きさを上回らなかったただけだ、と言って済ませることは簡単だ。さらに言えば、レピュテーション棄損のリスクと訴訟費用等の係争コストを負うくらいなら、真実など追求せずさっさと和解金を支払ってしまおうと考えるのも、れっきとした経営戦略である。社会の情報化によりレピュテーションの重要さが増した現代では、その傾向はより強まるだろう。だからこそ筆者は、個社レベルでのミクロな視点では、「守りのレピュテーション・マネジメント」が重要であり、「自主的な自己規制」すら勝ち筋だと主張したのだ。

だが、よりマクロな視点で考えた際、法治国家としてそれでよいのか？と問うてみることも重要だろう。強大な企業に対して立場の弱い者が、意を決して告発しているのであれば、それは法的・客観的に検証されなくとも、迅速かつ最大限に尊重されるべきなのだろうか。少なくとも筆者は、そのように考えない。法治国家である以上、たとえ力のある企業であっても、根拠なく非難されることを見過ごすことはできない。そして法治国家である以上、酷ではあるが弱者の主張にも法的正当性が求められるはずである。

⁴⁷ 田中辰雄，五輪エンブレム問題―「バクリ」批判は正しいのか？，SYNODOS オピオン，2015-10-29，<https://synodos.jp/opinion/info/15406/>（参照 2024-5-29）

第4章：自社を縛るハードロー形成へ行動する企業像と企業評価の転換

提言1：企業はあえて自社を縛るハードロー形成に向けた行動を

レピュテーション・ゲームと化した現代、企業の萎縮効果により社会全体の効用が減ってしまうことを回避するために、第一義的には「国民の意識の変化」が必要だろう。SNS等で企業への批判が表出した際に、それは法的・客観的に批判されるに相当なことなのか、自分が批判に参加することが有意義なことなのか、を冷静に判断できる国民のリテラシーが求められる。他方で、自社の企業価値の維持・増大を目指す経営者等の視点に立つとき、企業が主体的にこの理想像の実現のためにできる行動もありうる。

それは、企業が積極的に自社を縛るハードロー整備に向けて行動せよ、というものだ。これは、マーケットは自由であればあるほど企業にとっては望ましいとする従来の言説とは対極にある。企業や業界がみずから規制を増すために行動するというのは、一見すると矛盾しているように感じるだろう。

しかし現代の市場経済において、企業がとる行動は、良質な財・サービスを安価に提供することでリターンを増やそうとするプロフィットシーキングだけではない。ロビイングによって政治を動かし、いかに自社に有利な規制やルールを敷いて他社を排除するかという、レントシーキングにも日々労力を割いている。

ロビイングや他社排除と聞けば、利益を最大化する利己的で不誠実な行為だと感じる人も多いだろう。実際に経済学用語のレントシーキングは、企業が支払うコストが消費者の効用を上げることに繋がらず、社会全体で見れば資源の浪費であるという、否定的な意味で用いられる場合が多い。

ただ、社会全体の福利厚生に適う規制やルールも存在し、企業のレントシーキング活動をこの福利厚生と一致させることも、不可能ではないはずだ。タクシー業界が自動車旅客運送の規制緩和に反対する行為を、自業界の利権を維持するための悪しきレントシーキングだと決めつけるのは簡単だが、利用者の安全確保や道路交通の無秩序化防止という観点では、社会全体の福利厚生と一致していると見ることもできる（だからこそなかなか結論が出ないのだが）。

タクシー業界の事例は、一見して明らかに利己的なレントシーキングだが、例えば、仮に鉄鋼メーカーが敢えて炭素排出規制を新たに整備するロビイングを行う、あるいは畜産業界が敢えて家畜の生育環境や屠殺手法に関してアニマルウェルフェア規制導入に向けて働きかける、といった行動をとることは、どうだろうか。一見すると、単に自社や業界の自由な事業活動を妨げる自己矛盾した行為に映るかもしれない。

しかし、これまで述べてきたように、高度に情報化した現代社会においては、思いもよらないことが企業の批判の対象となり、コーポレート・レピュテーションを低下させ、企業価値を棄損する可能性があるということが、最大のリスクになる。そして、こうしたリスク対策には「ここまでやればよい」という線引きが存在しない。特に、法律等の明文化されたルールによってオーソライズされていない領域では、情緒的な意見がクローズアップされやすく、企業の対応もより際限が無くなっていく。アニマルウェルフェアなど、比較的新しく登場した概念がまさにそれだ。ならば、敢えて自社を拘束するハードローを先んじて制定させることで、自社の法的な正当性を主張しやすくする状況を予め作っておくことが、リスク回避のための有効な方策となり得る。そして同時に、企業が萎縮状態に陥っている現状を是正することにも繋がるだろう。サステナビリティと整合的なレントシーキングこそが、現代社会において的を射た企業戦略と位置づけることができるのである。

もちろん、繰り返し述べてきた通り、法的な正当性を主張しさえすれば批判を抑えられるというものではない。しかし少なくとも、正当性を主張する材料としては、最大限有効に活用できるはずだ。結果

として、コーポレート・レピュテーションの棄損に伴うコストの削減も、期待できると考えられる。

例えば2023年10月に景品表示法が改正され、いわゆるステルスマーケティングが禁止された。これまでもSNSでの著名人等による投稿がステルスマーケティングとして批判の対象となることはあったが、それを裁くルールは我が国に無かった。この法改正の背景に、広告業界等の直接的に影響を受けるであろう関係者による主体的なロビイングがあったかは不明である。しかし「やって良いことと悪いこと」の境界がある程度明確になったという点では、長期的に業界や関係者にとってもポジティブな影響が現れるのではないだろうか。

「自主的な自己規制の強化」という戦略が、果たして企業価値の維持・増大に繋がるのかという因果関係の立証と、どの程度繋がるのかという感度分析は今後の課題である。これらの分析には、With/Without比較試験やランダム化比較試験といった厳密な比較検証は難しいと考えられるものの、一定のファクトの収集によるロジックの検証は可能であろう。同時に「自社を縛るハードロー形成が企業価値を守る」というロジックの、企業価値の維持・増大との因果関係の立証や感度分析も残された宿題だ。これも厳密な比較試験の実施は困難だと想定されるが、事例を基にロジックの確からしさを示す可能性はある。

提言2：サステナブルファイナンスで用いられる企業評価手法を再構築する

「自主的な自己規制の強化」という企業戦略を「自社を縛るハードロー形成を取って先導する」という企業戦略に転換させていく契機としては、経営者等の発想の転換と同時に、企業の外部に存在する、投資家や株主などが企業を評価する際の着眼点の転換、とりわけESG投資などにあたって金融機関に評価情報を提供するESG格付・情報提供機関の姿勢が変化することも重要なカギを握る。

1980年代後半から、当時の社会的責任投資、現在のESG投資やサステナブルファイナンスの隆盛に伴って、ESG格付・情報提供機関の存在感は着実に高まってきた。その評価手法は、当初はESGに関する諸課題ごとに、領域別の方針の有無や網羅性、具体的施策の重層性・詳細さ・施策を講じた結果のパフォーマンスを、総合的にスコアリングして企業の優劣を導出する手法が主流であった。

それが近年では、企業のリスク耐性を占い、評価する流れが台頭しつつある。例えば、英国に本拠を置くESG BOOKという評価機関は、AIを活用し企業自らの公開情報の他にニュース媒体やNGO等が発信する情報を用いて、世界の約9,000社を対象に「ESGスコア」という評価結果を、ほぼリアルタイムで提供している。同社では「企業の不正が明るみに出た時期より前にパフォーマンス・スコアが下落する傾向が見られる」として、金融機関に利用を呼びかける。同社は、同時に企業行動の透明性の多寡から導いたリスク・スコアも金融機関に提供する。

また、スイスに本拠を置くRepRiskという評価機関は、世界中の企業やプロジェクトを対象にESGリスクデータを提供する。AIとヒューマンインテリジェンスを駆使して、まさに「炎上事案」を世界中のデータから抽出して、重大なESGリスクの特定や定量分析を可能にしている。当該サービスのユーザーは、対象となる企業やプロジェクトに対して投融資を行う金融機関であると同時に、自らがどの程度「炎上事案」に実際または潜在的に直面しているかのバロメーターとして活用できるとして、企業自身にも活用されている。

こうした情報提供サービスは、投融資先のレピュテーションリスクの顕在化をできる限り事前に予知・予見したいという金融機関のニーズに応えるものであり、一定の経済合理性を有するものと考えられ、その存在自体が一概に批判の対象になるべきものではない。ただ、こうした情報提供サービスが、企業側のレピュテーション・マネジメントの徹底を促し、自主的な自己規制強化という戦略をさらに定石化させ、結果として企業行動を萎縮状態に陥れる一要因になっている側面も否定できないのではない

か。

近年、ESG投資の進化的形態として、インパクト投資というカテゴリに関心が高まっているとの見方が示されることがある。これは、企業が社会や地球に追加的な正の影響を生み出しつつ、企業価値を増大させているケース、もしくは今後、そのことが見込まれるだろうケースを特定して投資を行おうとする考え方である。これに類似した着眼点として、社会全体の福利厚生に適う規制やルールの制定に貢献する企業の活動を、積極的に評価するという手法があってもよいのではないか。例えばヤマト運輸は、長年にわたり郵便法における信書便規制の問題点を指摘している⁴⁸。もちろんそこに利己的な動機も含まれるだろうが、罰則規定に不備があり市場の公平性を歪めているという主張には、社会全体の福利厚生に合致していると評価できる側面もあろう。本稿で述べたような、企業行動の萎縮状態が仮に企業価値の毀損を防止する作用を発揮しているとしても、それは新たな企業価値の創出もしくは企業価値の増大に結びつくものにはなっていないと解せる。とりわけ、近年の隆盛するESG投資やサステナブルファイナンスの領域で用いられる企業評価手法は、社会厚生の向上と企業価値の増大との双方を同時実現させているケースに焦点が当たるよう、再構築される必要があろう。

⁴⁸ ヤマト運輸株式会社、信書における問題点、
<https://www.kuronekoyamato.co.jp/ytcd/ad/opinion/shinsyo/>（参照 2024-5-29）

おわりに：ハードローこそが自分を最も自由にしてくれる

再び阿部謹也氏の著作を参照するが、日本人は和を尊び、世間の目や空気を重んじる民族である。「阿吽の呼吸」や「常識」を重視し、どちらかと言えば「個人」よりも「全体」の利益を優先する。相対的に明文化されたルールや決まり事よりも、不文律を大事にしがちである。結果的に、法律等の明文法を増やしたり、書き換えたりすることに対して、腰が重くなりがちである。例えば国家の最高法規である憲法について国際比較すると、我が国が明文化されたルールを増やしたがらず、変えたがらない様子が見えてくる。我が国の憲法は、他国と比較して単語数が少なく、また制定後70年以上にわたって改正したことが一度もないという、極めて特殊なものだ⁴⁹。

もちろん、不文律を重視する姿勢が我が国の強みと言える側面もある。フランシス・フクヤマ氏が「信無くば立たず」で語っていた通り、常識という不文律で国民が結束できたことが、信頼と安心感を生み、過剰な契約主義に陥ることなく経済を素早く回転させられたことから、高度経済成長を実現できたという考察には、説得力がある⁵⁰。

しかし、信頼と同調圧力は表裏一体である。不文律による牽制効果が過度な萎縮効果となれば、経済は硬直化し、我が国の国際競争力を衰退しかねない。

そう考えると、ハードローこそが我々を最も自由にしてくれる、とすら感じられる。

ハードローの定義が、法律や条例といった法的拘束力のあるルールであることを踏まえると、「ハードローによって自由になる」という表現は、一見すると語義矛盾するように感じられる。しかし我々は、慣習等の不文律に加え、ガイドラインや行動規範といった明文化されたものも含めたさまざまなソフトローに囲まれている。そしてこれらは、法的拘束力を持たないとは言いつつも、実際には「世間の目」という監視機能を通して牽制効果をもたらし、強力な実効性をもって我々を拘束している。コロナ禍における飲食店への時短営業の要請は拘束力の無いソフトローだったが、都内の飲食店の実に96.5%が応じると判断した⁵¹。その理由として「世間からの心象を考慮して」と回答した店舗が複数ある通り、少なくとも我が国にとってソフトローには実質的な拘束力がある。

それならばむしろ、ハードローで身を包み、法的な正当性を武器に市場経済の荒波を進む方が、自由に行く先を決められるのではないだろうか。筆者は以前、「現代の企業が、レピュテーションという波に流されるままに大海原を彷徨う小さな舟のように見える」と書いたが⁵²、ハードローによって企業が活力を増し、企業価値を高めていく未来を期待している。

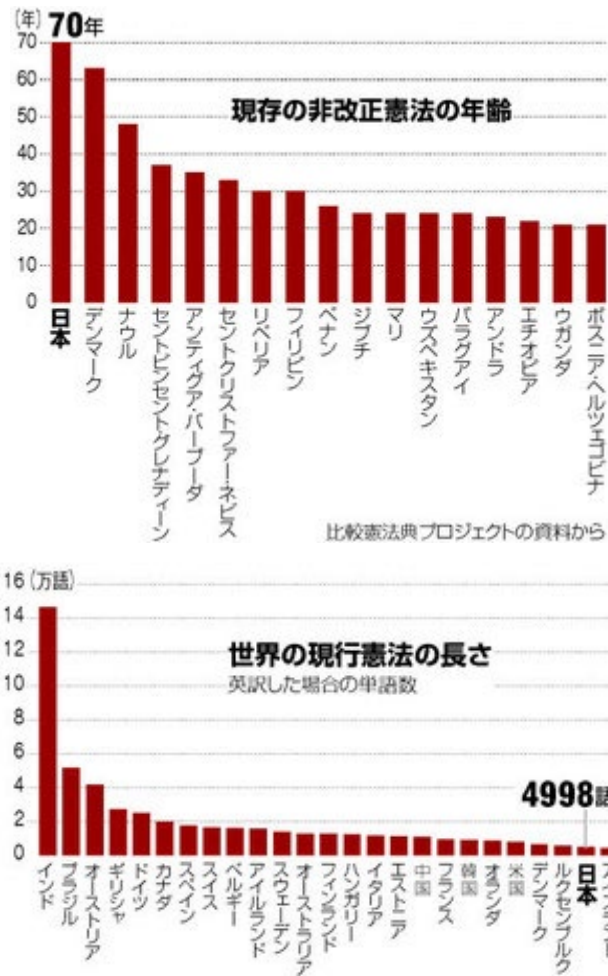
⁴⁹ 駒村圭吾&ケネス・盛・マッケルウェイン、施行70年 憲法を考える「70年変わらない意味」、朝日新聞 東京朝刊、2017-5-2、P13

⁵⁰ フランシス・フクヤマ、「信」無くば立たず、三笠書房、1996

⁵¹ 株式会社シンクロ・フード、飲食店の95%が感染防止ガイドラインを実践。一律の時短協力金に疑問の声も、PR TIMES、2021-2-3、<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000431.000001049.html>（参照 2024-5-29）

⁵² 山口尚之、レピュテーション・ゲームの時代における企業価値、未来社会価値研究所報 2022、P31

図表 11 現行憲法の長さや年齢に関する国際比較



出所：朝日学情ナビ、日本の憲法は「長寿」世界一！改憲がなかった本当の理由

https://asahi.gakujo.ne.jp/common_sense/morning_paper/detail/id=2159
etail/id=2159（参照 2024-5-29）

3

2024年度少子化対策等のための 未婚者の実態調査

3. 2024 年度少子化対策等のための未婚者の実態調査

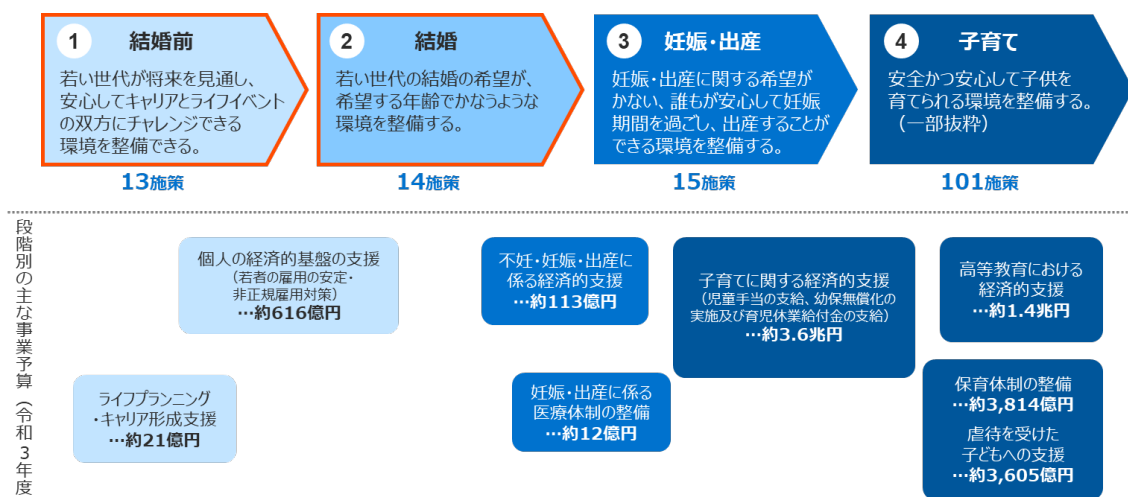
" 婚（カラコン）PJ チーム

調査の背景と目的

日本の合計特殊出生率は1980年の1.8から、2022年では1.26まで減少⁵³しており、日本の少子化はその深刻度を増している。この出生率を有配偶出生率と有配偶率（ともに15～49歳女性）に分解すると、前者は1980年の77.8から、2020年の73.0と微減⁵⁴であるが、後者の落ち込みは、1980年の67%から2020年の48%と非常に大きい⁵⁵。このことから、少子化については有配偶率低下の課題が大きいことが分かる。

政府は少子化対策大綱を打ち出しているものの、図表1に示すように143の施策のうち、子育て支援は101施策があるのに対し、有配偶率低下を改善することに繋がる結婚前・結婚段階の支援は27施策に過ぎない。ただ、直近では、結婚支援の中心となっている地域少子化対策重点推進交付金は令和4年度の補正から大幅に増額されていることや、国会において結婚支援の重要性に関する議論も増えており、当該分野における政策検討の機運が高まってきている。

図表1 少子化対策大綱におけるライフステージ各段階の政策



出所：内閣府「少子化対策大綱」を基に日本総研作成

少子化対策の施策が、子育て支援に偏重し、結婚支援について手薄になる背景としては、結婚意欲向上に資する施策は、そもそも公的機関が取り組みにくい領域だということがある。効果的な施策検討に必要な不可欠な公的統計データは少なく、思い切った施策の検討や、予算配分のハードルは高いという現状がある。

以上の背景から、未来社会価値研究所では既存の公的統計を補完し、一層深刻さを増す少子化問題への対策等の検討の一助となるよう、未婚者の実態に関する基礎的な調査を実施し、分析を行った（この

⁵³ 令和4年人口動態統計（確定数）の概況

⁵⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2023」

⁵⁵ 総務省「国勢調査」

実態調査は2021年度に初回を実施しており、今回で2回目となる。併せて、今回の調査では結婚、妊娠・出産、子育ての各段階における公的な支援ニーズ⁵⁶についても調査を行った）。

【調査の概要】

調査方法：インターネット調査

調査対象者：全国の20～49歳の男女

調査期間：2023年10月17日～2023年10月20日

回答数：有効回答数 6,566 人（回収率 6.1%）

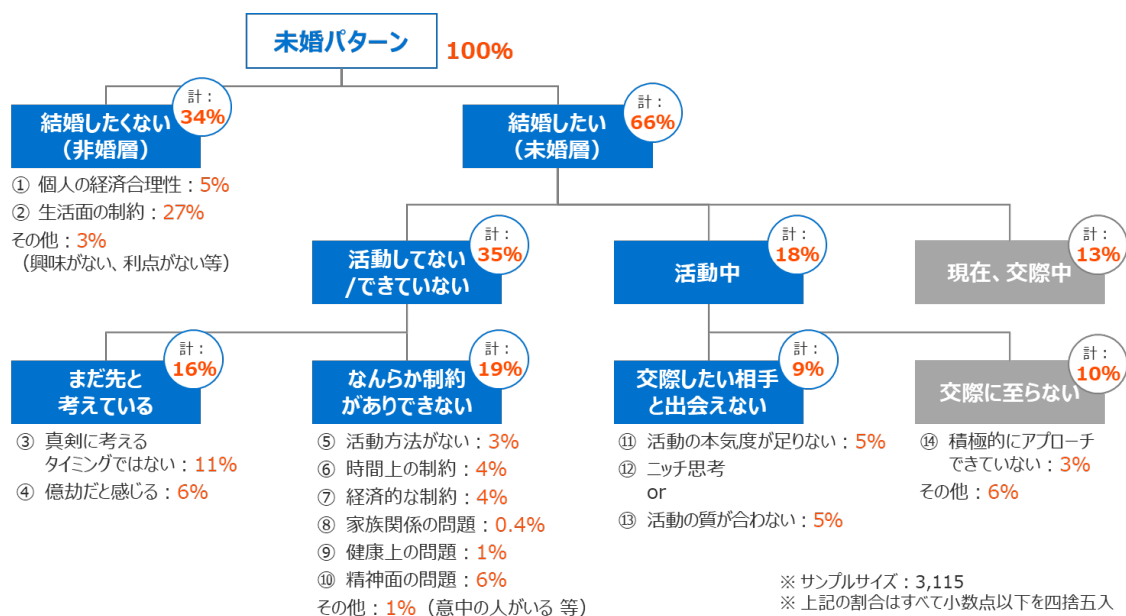
調査協力：株式会社エウレカ

⁵⁶ 結婚段階の公的支援があくまで結婚希望のある人の希望を実現することを目的にするものとしても、個人の思想や価値観に対する影響を懸念する意見もある。このことから、現時点で広く国民が結婚、妊娠・出産、子育てのそれぞれの支援についてどのようなニーズ・考えを持っているかを把握する設問を設けた。

調査結果サマリー① 未婚者の実態

本調査では、未婚の理由を調査し、その結果について、いくつかのパターンに分解、整理した。その概要が図表2である。以下では、パターンごとに調査結果を示す。

図表2 未婚パターン



出所: 筆者作成

1) 結婚したくない(非婚)層

未婚パターンのうち、結婚したくないという、いわゆる「非婚層」が、全体の34%を占めた。これは、従来の公的調査⁵⁷⁾の結果よりも高い水準であるといえる。また、前回調査時の28%より、さらに増加した。この内訳をみると、「個人の経済合理性」⁵⁸⁾(図表2のパターン①)を理由とした回答は5%、「生活面の制約(パターン②)」⁵⁹⁾をあげた回答が27%となっており、「生活面の制約」が前回調査と同様高い数字を示していた。

2) 結婚したい(未婚)層

結婚意欲はあるが結婚できていない「未婚層」については、全体の66%を占め、このうち、結婚に向けて「活動していない／できていない」と回答している割合は35%と、未婚層の半分以上の割合を占める結果となった。

さらに、結婚に向けて「活動していない／できていない」と回答している者のうち、「真剣に考えるタイミングではない」(パターン③)と回答している割合と「億劫だと感じる」(パターン④)を合計した、まだ先と考えている層は16%、その他のなんらか制約があり活動できない層が19%となっていた。まだ先と考えている層のうち「真剣に考えるタイミングではない」を回答している割合が11%と前回調

⁵⁷⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

⁵⁸⁾ 「恋愛や結婚が割に合わない」との考えのほか、「恋愛や結婚の経済的負担が制約になっている」との考えもこの回答に含まれると推察される。

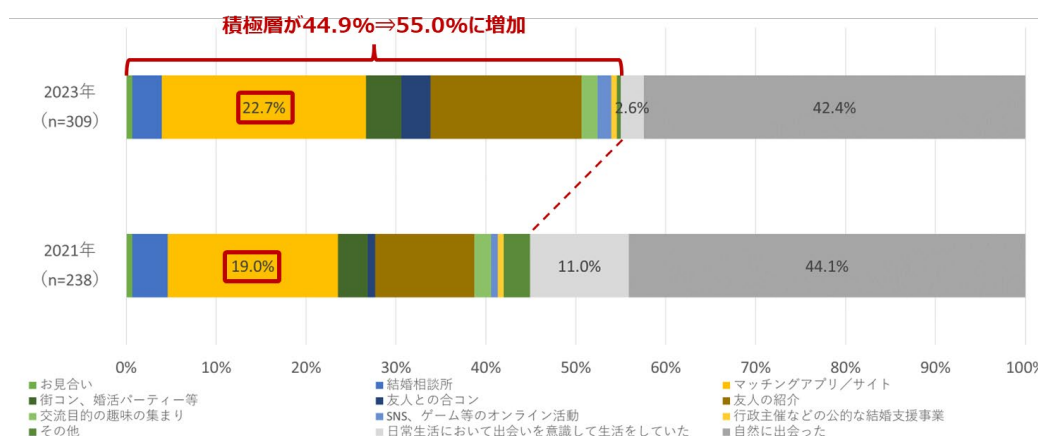
⁵⁹⁾ 「自分の時間を大切にしたい」、「ひとりでいることについて寂しさやつらさを感じるのではなく、むしろ快適と感じるなどの考えがこの回答に含まれると推察される。

査（13%）と同様、比較的高い値となっており、なんらかの制約があり活動できない層の内訳をみると理由に偏りはなく、様々な理由のケースが混在していることが分かる。

また、結婚に向けた活動を行っている活動中層は18%と前回調査の11%より増加した。ここで、結婚に向けた活動に関しては、既婚者に結婚に向けた活動の内容に関する設問を設け、前回と同様「結婚のために実施した活動（出会いのための活動）」を1年以内に結婚した既婚者から回答して貰った。その結果は図表3の通りで、自然に出会ったという割合が低下し、結婚に向けてなんらかの活動を行っていた積極層が44.9%から55.0%と大きく増加した。

前回調査は2021年実施であるため、この時点で1年以内に結婚した既婚者は新型コロナウイルス感染症の流行以前にパートナーと出会い、結婚に至っているケースが多いことが想定される。今回の調査で1年以内に結婚した既婚者はコロナ禍の状況下でパートナーと出会った層が多いことが想定される。コロナ禍の生活変化が積極的に活動した人の結婚に至る割合を高めたという仮説も設定できる。他方、この変化は割合ベースであり、実数ベースでみるとコロナ禍の期間における婚姻数が減少していることが示されている⁶⁰。そのため、積極層がより結婚しやすい環境になったという仮説と別に、非積極層が結婚できなくなってしまったという仮説も設定できる。2023年の婚姻数の減少は前年対比▲5.8%の減少であったことから、後者の仮説は変化のスケールも近い水準となる。

図表3 1年以内に結婚した既婚者の活動実態



出所：筆者作成

また、その活動内容の内訳として最も回答が多いのが「マッチングアプリ/サイト（22.7%）」で、前回調査の19.0%からさらに影響力を増していることが分かった。

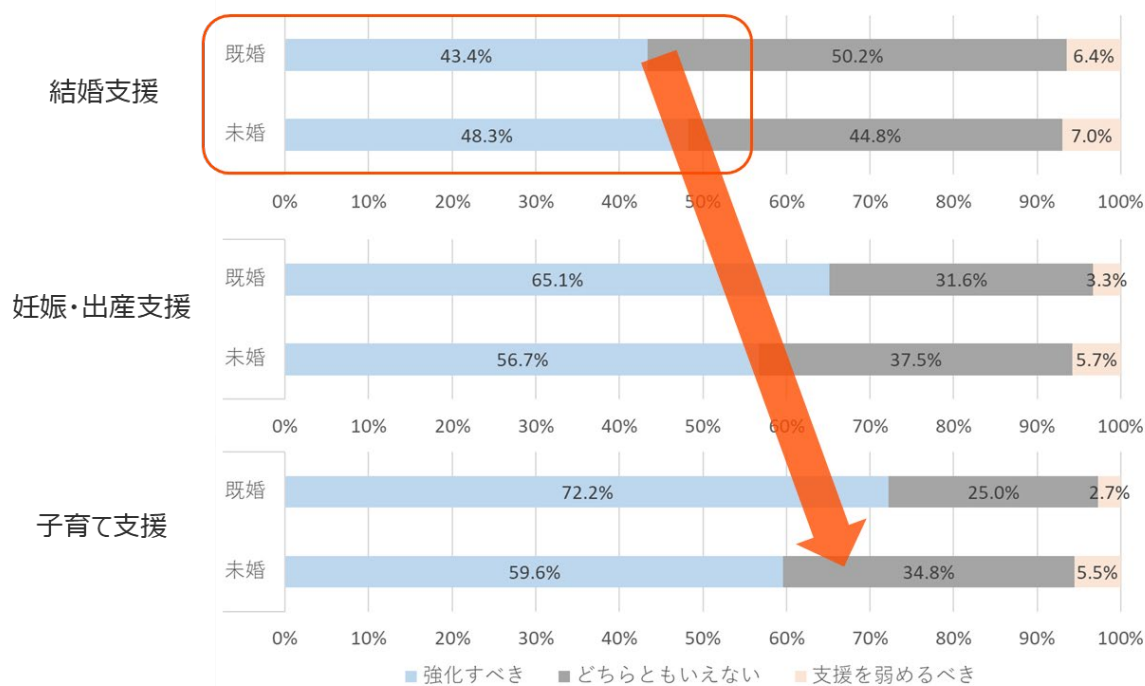
調査結果サマリー② 公的支援ニーズ

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階別の公的支援ニーズ（強化すべきと考えるか弱めるべきと考えるか）の整理結果を図表4に示す。結婚、妊娠・出産、子育てとライフステージが進むにしたがって支援を強化すべきと回答する割合が高くなる傾向にあった。結婚支援に関しては、個人の価値観への影響を

⁶⁰ 日本総合研究所「2023年の出生数は▲5.8%減、出生率は1.20前後に低下へ」リサーチ・アイ No.2023-084.2024

懸念し公的機関が取り組むことに否定的な意見があり、実際にも結婚支援をやめる自治体のケースも見られるが、今回の調査では既婚者・未婚者双方から40%を超える割合で支援を強化すべきとの回答が得られた。

図表4 段階別の公的支援ニーズ



出所：筆者作成

続いて、この支援ニーズを性別・既婚と未婚に属性を分けたうえで、人口の非集中地域と集中地域と回答率の差分を取った結果を図表5に示す。結婚支援においては未婚・既婚いずれも男性の「強化すべき」と回答した割合が人口非集中地域には多くなっていたことが分かる。この他、子育て支援においても未婚男性及び既婚女性において非集中地域で「強化すべき」との回答が多くなっていた。

※集中地域とは埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡を指す。非集中地域は他の道県を指す。

図表5 段階別の公的支援ニーズの地域差（非集中地域-集中地域）

【結婚支援】		強化すべき	どちらともいえない	支援を弱めるべき
未婚	男性	-7.6%	5.3%	2.3%
未婚	女性	1.4%	-2.8%	1.4%
既婚	男性	-5.0%	4.2%	0.7%
既婚	女性	1.2%	-2.5%	1.3%

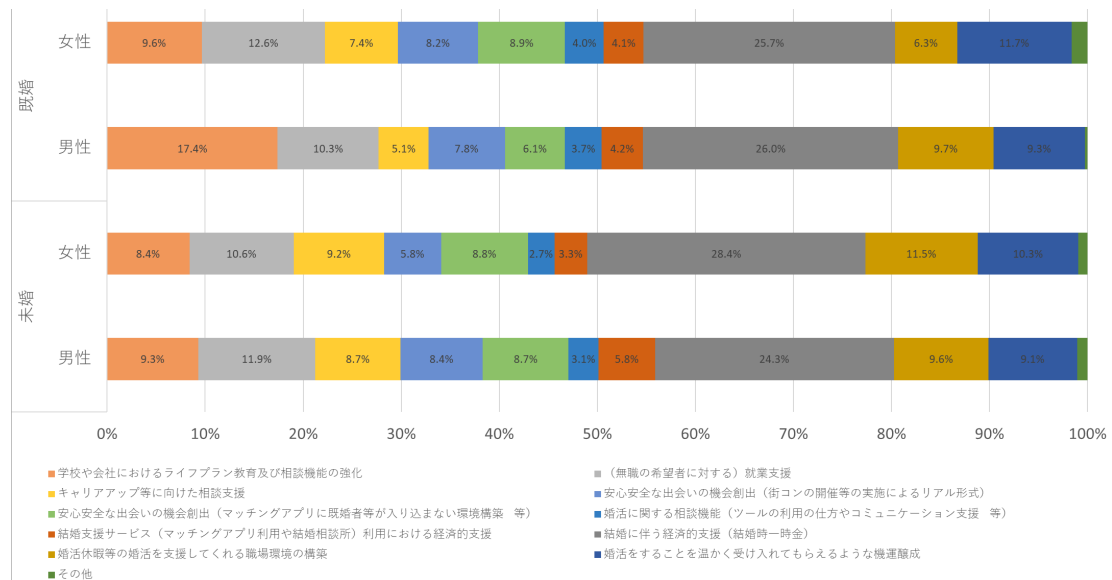
【妊娠・出産支援】		強化すべき	どちらともいえない	支援を弱めるべき
未婚	男性	-5.6%	4.2%	1.5%
未婚	女性	2.6%	-3.4%	0.8%
既婚	男性	-1.1%	2.5%	-1.5%
既婚	女性	0.0%	0.2%	-0.2%

【子育て支援】		強化すべき	どちらともいえない	支援を弱めるべき
未婚	男性	-5.1%	3.6%	1.5%
未婚	女性	1.8%	-3.0%	1.2%
既婚	男性	0.2%	-1.3%	1.0%
既婚	女性	-2.8%	2.3%	0.6%

出所：筆者作成

次に、結婚支援に関して「強化すべき」と回答した回答者に、具体的にこういった支援施策が必要と考えるかを尋ねた結果を図表6に示す。支援施策としては「結婚に伴う経済的支援」がもっとも多かった。その他、「婚活を支援してくれる職場環境の構築」や「婚活を受け入れてもらえるような機運醸成」等の回答が多くなっていた。その他、既婚男性から「ライフプラン教育及び相談機能の強化」を求める声が突出して多かった。これは結婚後に将来のライフプランの重要性に気づかされた経験の反映であることが窺える。

図表6 結婚支援における具体的な支援ニーズ



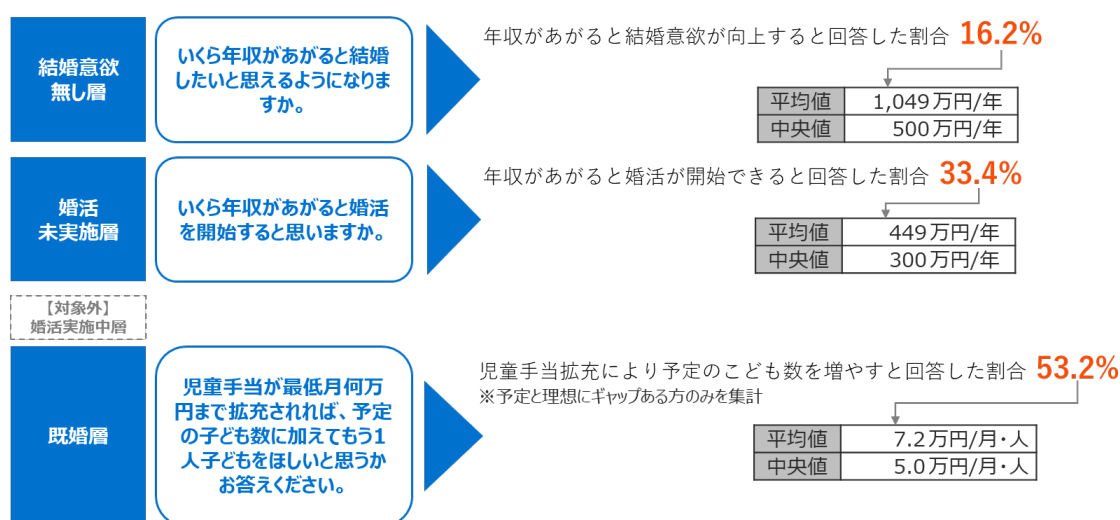
出所：筆者作成

その他、妊娠・出産の段階の支援施策では、出産費用の無償化等の経済的支援を求める声が未婚・男女いずれの層においても多かった。子育ての段階の支援施策でも学校教育の無償化等のニーズが多くなっていた。また、子育て段階の支援施策では経済的支援以外にも保育所等の拡充等の保育関連機能の

強化が求められているという結果となった。

ところで、公的支援ニーズに関する調査では経済的支援ニーズが高くでることが通例である。他方で、経済的支援はその投資対効果を意識した検討を行ったうえで施策実施につなげる必要があると考えられる。そこで本調査では、経済的支援といった公的施策による経済環境変化が結婚・婚活意欲や追加出生意欲にどの程度影響を与えそうかを定量化すべく、「どの程度年収が変わったら」又は「どの程度経済的支援があれば」という想定をしたうえで各種意欲に変化が生じるかを調査した。図表7に「結婚意欲や婚活意欲が上昇するにはどの程度の年収上昇が必要か（年収が上がることで意欲が変わるかどうかも含め確認）」、及び「予定の子どもの数が1人増えるには児童手当が月何万円まで拡充される必要があるか」を尋ねた結果を示す。結婚意欲無し層では年収が上がることで16.2%がその意欲に変化があるという回答であった、また婚活未実施層は年収が上がることで33.4%が婚活を開始できると回答した。既婚層では53.2%が児童手当拡充により予定のこども数が増加すると回答した。

図表7 経済環境変化に伴い期待される意識変化



出所：筆者作成

調査結果のまとめと政策への期待

最後に、調査結果のまとめとそれを踏まえた政策検討への期待を記載する。

1. 結婚したくない層が未婚者全体の34%を占めており、出生動向基本調査の結果と同様に結婚意欲の低下が進行している状況が示された。さらには、経済的な要因よりも生活面の制約を利用として挙げている層が多かった。これらの傾向は2021年時点の同様調査と同様の傾向であった。

【政策検討への期待】この傾向は5年ごとに行われる出生動向基本調査の結果と同様の傾向であり、今後も注視する必要があると考える。その観点からは、適切な少子化対策を講じるにあたり同基本調査の実施頻度を高めていく必要があるのではないかと考える。また、結婚したくない層の増加の原因について本調査では生活面の制約が主となっていることが示された。今後の少子化対策の検討に当たっては、結婚の押し付けとなることのないよう配慮しつつ、恋愛や結婚が「生活面の制約」になるとする意識の分析や意識変化をもたらす機会創出の検討が求められる。

2. 結婚したい層に関しても結婚に向けた活動をしていない/できていない層が35%と非常に多くなっ

ていることを明らかとした。そのうち、まだ先と考えている層は16%と多くなっていた。

【政策検討への期待】晩婚化等の傾向を踏まえるとしても、これらの層が結婚に向けた活動を開始できるよう支援が必要ではないか。支援ニーズ調査において男性へのライフプランニング教育の有効性が指摘されたように、結婚支援施策の内容としては多様なニーズが窺える。

3. 未婚者と比較し既婚者（1年以内結婚者）は結婚に向けた活動していた層の割合が大きいという結果となった。活動内容としては「マッチングアプリ／サイト（22.7%）」、「友人の紹介（21.4%）」の順でその割合が多かった。他方で、「日常生活でアンテナをはっていた」と回答した割合が急激に減少していた。

【政策検討への期待】新型コロナウイルス感染症拡大が終息したことにより、以前のような状況に戻ることも完全には否定できないが、結婚に向けて積極的に行動する層の割合が増えている実態が明らかとなった。今後は、社会が積極的に出会い・結婚することを支援する機運が醸成されていくものと考え。結婚に向けての活動がしやすくなるよう、各種サービスの利用促進はもちろん、職場等で結婚に向けた活動を後押しするような意識改革を促す施策の検討が有効と考える。

4. 本調査では、公的機関による支援ニーズを尋ねた。結婚、妊娠・出産、子育てのいずれのライフステージにおいても、公的支援を強化すべきとの回答が一定の割合を占めた。結婚支援に関して、従来、個人の価値観への影響を懸念する指摘があったが、今回の調査では既婚者・未婚者双方から40%を超える割合で公的支援を強化すべきとの回答が得られた。

【政策検討への期待】公的機関による結婚支援に対する否定的な意見は強くは見られなかったことを踏まえ、結婚を希望する層を対象に積極的な支援の展開が期待される。他方、自治体と民間団体が共同で運営している結婚支援センターに関して、結婚支援をそのまま拡充するか、その在り方についての再考を行ったうえで今後の強化方針を定めるかなどの検討余地がある。

5. 本調査では、経済状況の変化や経済的支援が、結婚意欲、結婚に向けた活動開始の意欲、予定する子どもの数に影響するかを明らかにしようと試みた。結婚意欲無し層や未婚層では収入状況に変化があったとしても意識変化の可能性は小さく、相当に大きな年収ベースでの変化が必要になることが見込まれた。他方、既婚層への児童手当の形での経済的支援の強化は、意識変化の可能性があり、望まれる金額もそこまで大きくなっていなかった。

【政策検討への期待】子育て段階における経済的支援に関しては、有効性が窺える結果となったが、結婚の段階に関する経済的支援は、必ずしも意識や行動の変容に確実に結びつくとは言いきれない結果となった。このことから、経済的支援の実施に関しては、慎重な検討を求めたいと考える。

4

新たな政策形成プロセスのあり方とは
～国民が政策決定に参画できる仕組み～

4. 新たな政策形成プロセスのあり方とは ～国民が政策決定に参画できる仕組み～

土屋 敦司

近年、日本では世論から乖離した政策が決められているとの指摘がある。これは、政治への不満を継続させている原因のひとつと考えられる。他方で、国民が自身の声を政治に反映する最も大きな機会である議会議員選挙（以下、選挙という）では、制度上、人と政党を軸に選択を行わせざるを得ず、現状では政策ごとに国民の声を反映することは困難である。本稿では、日本や米国で起きている民主主義の問題を明らかにするとともに、国民が政策決定に参画できる新たな仕組みを構想する。

世論と最終的な政策決定との乖離が生まれている

内閣府の2023年11月の世論調査（※1）で、国の政策に国民の考えや意見がどの程度反映されていると思うか聞いたところ、「反映されている」とする人の割合が22.5%、「反映されていない」とする人の割合が77.5%となっている。前回2024年12月の調査と比較すると、「反映されている」（26.6%→22.5%）とする人の割合が低下し、「反映されていない」（71.4%→77.5%）とする人の割合が上昇している。

個別の政策を例に挙げると、「2023年の今年の漢字」として選ばれた「税」は特に国民の関心が高かったが、世論調査では定額減税を始めとして減税政策を「評価しない」が62.5%（※2）であり、多くの人が政策に納得していない。長年議論されている選択的夫婦別姓制度に関しては、国民の83.1%が賛成している（※3）にも関わらず、いまだに実現に至っていない。これらのデータから、世論から乖離して最終的な政策決定がされており、その傾向は2023年に強まったと言える。

世論を尊重しつつ、包括的な視点から将来を見据えた政策決定がされることが望ましい

もちろん、必ずしも世論に従っていれば、合理的な政策決定ができるわけではない。それでも、望ましい将来は、世論を尊重しつつ、包括的な視点から将来を見据えた政策決定が実現することから導かれると考えたい。とりわけ、政策決定が、特定のグループ、あるいは企業や業界団体の意見のみによって左右されないことが大事である。

世論と最終的な政策決定の乖離が度々続いていくと、国民は自分たちの声が行政府や立法府に届いていないと感じるようになり、政治への不満や不公平感を高めていく傾向がある。そして、自分たちの意見や利益を声高に主張するしか術がなくなり、対立する集団との対立を深め、暴力や過激な抗議行動に発展し、社会の安定が脅かされる恐れがある。

世界の民主主義を主導してきた米国で、上述した事態が出現しているとの考察には、首肯せざるを得ない。トランプ氏は、移民問題や格差拡大などをやり玉にして、現状の政治に不信・不満を抱く人の支持を獲得し、再び大統領に返り咲こうとしている。もし次の大統領選でトランプ氏が敗北するようなことがあれば、2021年1月に支持者らが選挙不正を訴えてホワイトハウスを襲撃したように、同じような暴動が発生するとの予測がある。日本においても、今の世論と政策決定の乖離が続くと、民主主義への

信頼が衰退し、社会の分断と暴力化が深刻化する危険性がありうる。

選挙では個別の政策ではなく、人と政党で選択せざるを得ないので、歪みが生まれる

国民が自身の声を政治に反映する最も大きな機会は、選挙である。選挙では候補人が政策（公約）を掲げ、国民は最も好ましいと思われる政策を掲げる人に投票することができる。しかし、①選挙では、政策（公約）以外の候補者や政党のイメージといった要素も投票に与える影響が大きい、②候補者は複数の政策（公約）を掲げることから、投票する人にとって、ある候補者の政策Aは賛成、政策Bは反対ということが起きる、③当選後に政策（公約）が守られないこともある、という主として3つの問題がある。このため、現時点の制度では、選挙で個別の政策に対して国民自身の意見を直接反映し、あるいは政策実現まで達成させることは容易にはできない。

選挙以外にも、現状で国民の声を行政府や立法府に届ける仕組みはある。例えば、パブリック・コメント制度（以下、パブコメという）は、政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民から意見、情報を募集する手続き（※4）である。ただし、パブコメで軽微な修正を採用されるにしても、大きく方針転換がなれたという例を耳にすることはない。パブコメの他には、国民の声を行政府や立法府に届ける役割を担う存在にメディアがある。しかし、メディアが行う世論調査は、電話による調査等で、比較的表層的なものである。また、世論調査の結果を全く考慮せずに、政策決定することは現状では何ら制約はない。そのため、国民の声を行政府や立法府に届ける手段はあるものの、受け手側である政治家や官僚がその声を反映するかどうか委ねられており、個別政策を左右するほどの力を持たない。

一方で、行政府や立法府は、国民の声を聞くことよりも、特定の個人、企業や業界団体の意見や利害を偏重する傾向があることは否めない。政策への影響力を持ちたい企業や業界団体は、自らが持つ資金（企業献金）や投票動員力（票田）を生かして、ロビー活動を行う。また、業界団体自らが、候補者を立てるケースもある。そして、企業や業界団体の活動がしやすいように、政治家や官僚に働きかけを行う。このような行動は、必ずしも否定されるべきではない側面もあるが、政策形成過程において、ロビー活動を行う特定のグループ、企業や業界団体の声が過度に尊重され、本来聞かれるべきはずの国民の声が反映されない危険性を、常に孕んでいる。

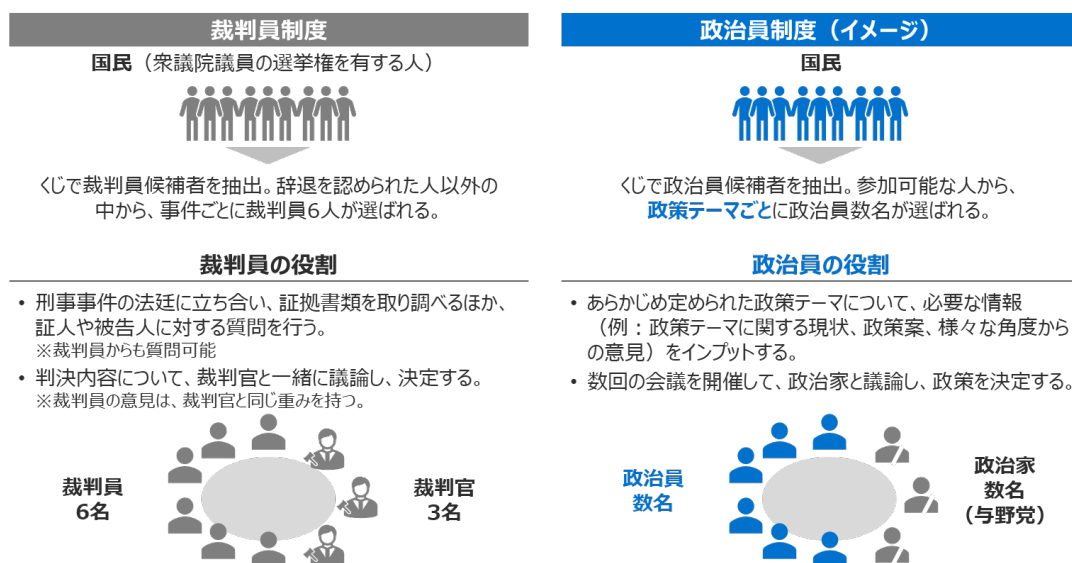
例えば、2023年の税改正については国民の反発が強かったことは冒頭に述べた通りだが、一方で政策的な減税額が大きい業界ほど、自民党への献金額が多いというデータがある（※5）。他の例では、最初に挙げた選択的夫婦別姓制度は国民の多くが賛成しているにも関わらず実現がされていない背景には、一部の与党議員が制度に反対していることが挙げられる。反対の大きな理由は、制度に賛成すれば、自身の選挙区の保守層の票田や信頼を失うことを恐れているためと言われている（※6）。このように国民から選ばれたはずの政治家や官僚が、国民より、特定のグループや企業・業界団体の意向を優先し、政策決定がなされてしまうケースがある。

国民が政策決定に参画できる仕組みが追加的に必要

政策ごとに国民の賛否を問える代表的な仕組みとしては、国民投票や住民投票がある。しかし、日本

では憲法改正の際の国民投票のみが規定されているだけに留まる。また、住民投票は、政策に対して賛成か反対しか問えず、政策を形成することはできない。そこで、筆者が提案したい仕組みは、裁判員制度に倣った政治員制度である。裁判員制度とは、国民からくじで選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度で、裁判員は、審理に出席して証拠を聞き出し、裁判官と対等に論議して、判決内容を決める（※7）。同じように、政治員制度でも、国民からくじで選ばれた政治員が、あらかじめ定められた政策テーマに関して政治家と対等に議論し、政策内容を決めることを構想している。議論にあたっては、裁判員制度の公判で裁判員が検察官・弁護人の説明を見聞きするように、政治員は政策テーマに関して幅広い視点から情報のインプットを行う。政策テーマごとに、その都度国民が選ばれるので、票田や企業・団体資金といった利害に依らず公平に決めることができるという期待が持てる。

図表1 政治員制度の概要（イメージ）



出所：筆者作成

上記の政治員制度には画餅に過ぎないという批判も生じようが、実際これに似た事例としては、フランスの気候市民会議がある。気候市民会議とは、気候変動対策としてフランス政府が掲げた燃料税引き上げ案への反発から2018年11月に始まった「黄色いベスト運動」の要望を受け、直接民主主義実現に向けてマクロン大統領が導入を決めたものだ。無作為に抽出し選ばれた150人の市民が、議論し、提案した内容が実際に国会で法案として審議された（※8）。日本でも「気候市民会議さっぽろ2020」を皮切りに、年々自治体での開催数が増加している（※9）。また、一般社団法人構想日本は、無作為に選んだ住民があらかじめ定められたテーマについて議論し、行政に提言するという「自分ごと化会議」を運営している。ただし、これらの取り組みは、市民で議論した結果を行政に提案するモデルであり、筆者が提案した政治員制度のように政治家と市民が直接、議論するものとは異なっている。

また、行政と市民とのあいだのコミュニケーションツールとして、近年、デジタルを活用したオンラインプラットフォームが注目されている。バルセロナ市で予算編成と紐づけた活用が行われた事例を皮切りに、その後世界各地に広まったDecidimや台湾のvTaiwanなどが有名である。その他、類似したプラットフォームとしてIdee Paris（フランス）、政府主導で運用が行われているJOIN（台湾）、行政DXの先進国と言われるエストニアでの事例などが確認されている（※10）。

これらの仕組みを導入したからといって、直ちに今の政策決定プロセスを取って代わるべきと主張するものではない。あくまで、上述した政策決定プロセスの弱点を補完するものとして、国民が政策決定に関与する新たな仕組みを追加することを構想するものである。しかし、それだけでも、民主主義への信頼が衰退し、社会の分断と暴力化が深刻化する危険性を回避するためには一定の意義があるのではないだろうか。そのためには、気候市民会議や自分ごと化会議などの既にある仕組みを生かしつつ、今後、国政レベルや他の政策テーマにも広げて導入可能性が検討されていくことが重要である。

※1 内閣府「社会意識に関する世論調査（令和5年11月調査）」

1 ページ目-社会意識に関する世論調査（令和5年11月調査） | 世論調査 | 内閣府 (gov-online.go.jp)

※2 日本経済新聞社「内閣支持率 28%、過去最低を更新 共同通信の世論調査」（2023年11月5日）

内閣支持率 28%、過去最低を更新 共同通信の世論調査 | 日本経済新聞 (nikkei.com)

※3 CCC マーケティング株式会社「みんなはどう思ってる？選択的夫婦別姓制度のアンケート結果を公開します！」（2020年11月6日）

みんなはどう思ってる？選択的夫婦別姓制度のアンケート結果を公開します！ | 学校総選挙プロジェクト【公式】 (note.com)

※4 e-Gov パブリック・コメント Web サイト「パブリック・コメント制度について」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/contents/about-public-comment>

※5 東京新聞「政策減税の「恩恵」、自民党献金の多い業種ほど手厚く 本紙調査で判明」（2021年4月21日）

政策減税の「恩恵」、自民党献金の多い業種ほど手厚く 本紙調査で判明 | 東京新聞 TOKYO Web (tokyo-np.co.jp)

※6 PRESIDENT WOMAN Online「多くの不利益は無視、日本で「選択制夫婦別姓」が認められない本当の理由」（2020年4月15日）

多くの不利益は無視、日本で「選択制夫婦別姓」が認められない本当の理由 | PRESIDENT WOMAN Online(プレジデント ウーマン オンライン) | “女性リーダーをつくる”

※7 日本弁護士連合会 Web サイト「裁判員制度ってどんな制度？」

裁判員制度ってどんな制度？ | 裁判員制度 | 日本弁護士連合会 (nichibenren.or.jp)

※8 東京新聞「＜民主主義のあした＞環境政策にももの申す素人集団 フランスの「くじ引き市民会議」に世界が注目」（2021年5月3日）

＜民主主義のあした＞環境政策にももの申す素人集団 フランスの「くじ引き市民会議」に世界が注目 | 東京新聞 TOKYO Web (tokyo-np.co.jp)

※9 NIRA 総合研究開発機構「気候市民会議は社会を動かせるか」（2024年2月9日）

気候市民会議は社会を動かせるか | NIRA 総合研究開発機構

※10 日本総合研究所「【デザインによる仮説探索・検証型公共サービスの新たな価値創造】

第四回 国内外の先行事例に見る、公共サービスのデザイン③」（2022年3月15日）

【デザインによる仮説探索・検証型公共サービスの新たな価値創造】第四回 国内外の先行事例に見る、公共サービスのデザイン③ | 日本総研 (jri.co.jp)

5

ヴァーチャルシンクタンク活動を通じて
ユースの社会参加を後押しする

5. ヴァーチャルシンクタンク活動を通じてユースの社会参加を後押しする

5-1. コンテストを通じて高校生の社会参加への関心を高める

～玉川大学観光学部の取組～

松木繁季、青山温子、山田英司

日本総合研究所では、次世代を担う若者が当事者として社会に積極的に関与していくことを支援したいと考え、未来社会価値研究所の「ヴァーチャルシンクタンク」活動を通じて各種のサポート活動を実施している。

その取組の一つとして、玉川大学観光学部が2021年より実施している、「高校生まちづくりコンテスト」に対する支援がある。具体的には、高校生が、地域の課題を整理したうえで、当該地域が活性化するための具体的なアイデアを考案し、その実現に向けての提案を行うものである。なお、当該コンテストは大学教員だけではなく、同学の学生がインターンシップとして、ボランティアで参加することで、「学生が学生を支援する」ことも特色の一つである。

本稿では、当該コンテストの開催者である玉川大学観光学部へのインタビューを通じて、コンテストを通して感じた「次世代」の社会の担い手である高校生の有している潜在的な能力や、それを引き出すために必要な要素、さらには「次世代」の担い手に対する期待と課題について整理する。

高校生まちづくりコンテストの概要

高校生まちづくりコンテストは玉川大学観光学部が主催しているもので、2021年からスタートして、本年度で3年目となる。3年間の実施で、延べ85校、509チーム、1,655名が参加しており、その規模は年々拡大している。また、本コンテストを「探究型学習」の機会として学校団体で取組、応募する高校が多いことも特徴である。

図表 1 コンテストの参加状況

年度	参加チーム数	参加人数	観光庁長官賞（優勝）校
2021 年度	36 チーム	87 名	私立藤女子高校（北海道）
2022 年度	177 チーム	605 名	群馬県立大間々高校
2023 年度	296 チーム	963 名	岡山県立瀬戸南高校

出所：玉川大学観光学部

「探究型学習」とは、与えられた課題に対して、生徒が情報収集、情報の整理・分析、結論のまとめとプレゼンテーションを自ら主体的に行うことで、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力などを養う学習方法である。本コンテストは、『ツーリズムを通じた自分たちの“まち”の活性化プランを考えよう』というテーマで実施しているが、提出作品は下記の6つの項目で評価されることから、まさに「探究型学習」の狙いに叶った形になっているといえよう。

- ① アイデア性（新規性、他にはないアイデアであるか）
- ② 分析力（主張を裏付けるデータの使用・分析・表現になっているか）
- ③ 論理性（課題に対する解決策の妥当性、納得感、資料構成のロジック）
- ④ 計画性（具体的な計画、計画の実現可能性）

- ⑤ 使命感（SDGsとの関連性、提案のきっかけ、自分事として捉えているか）
- ⑥ 表現力（ストーリーがある内容、惹きつける工夫や相手に伝わるプレゼンであるか）

日本総合研究所は、本コンテスト開始直後の2021年から協賛を開始し、2022年度より決勝進出校および、「探究型学習」により団体で参加している高校の作品をレビューしているが、様々な視点やアイデアから特色のある作品が多くあり、特に観光庁長官賞（優勝校）を初めとした決勝進出校は、上記の6項目を高い水準で満たしていると感じている。

本コンテストに関するインタビュー

本コンテストについては、準備から実施、協賛企業の募集、さらには参加者へのフィードバックなど、多くのリソースを大学側が投じている点が印象的である。大学側にとっても負担の大きい本コンテストを実施するに至った背景や、実施を通じての所感、さらには今後の展望について、本件を担当する同学教授の三木日出男様、准教授の小林等様にインタビューを実施した。以下は、そのインタビュー内容を要約したものである。

1. 本コンテスト実施の経緯と理念

まずは、本コンテストを実施するに至った経緯と、実施にあたっての理念をお聞きしたところ、「高校生にツーリズムの可能性をより広く、より深く知ってもらいたいという強い思い」から本企画がスタートしたという。特に、本コンテストがはじまった2021年は、未だコロナ禍の爪痕が残っている状況である中で、玉川大学観光学部としても、「ツーリズムには、コロナ禍の時代を超克して、生まれ育った郷土を、日本を、世界を変える力があるとの思いがあった」と聞く。

また、コンテストの対象を高校生としたのは、次世代を担う高校生が、自校での学習成果を総合的に発揮し、地域を超えた同世代の若者とともに研鑽できる絶好の機会であると判断するとともに、高校生が課題に対する問いを立て、情報を集めて分析し、その問いに対する答えを導き出すことが重要と認識しており、これは現在多くの高校が実施している「探究型学習」の趣旨に叶うものである、と考えたためである。さらに、本コンテストに参加する高校生が、対象とする地域の魅力発掘、企業活動やプロダクトを知ることによって、「探究型学習」を超えて、荒削りながらも新しい事業につながるアイデアの創出と実践を期待したものであった。

2. 本コンテストを通じた所感

次に、本コンテストの実施を通じて、参加する高校生のポテンシャルについての所感をお聞きした。以下は、その概要である。

まずは、高校生の地域や社会に対する「課題認識」についてであるが、近年ではサステナビリティやSDGsの概念が一般化していることから、高校生においても社会課題とその解決については関心が高まっているといえる。

一方で、これらの課題について、各種のデータを収取して分析する「調べる力」、分析結果をもとに解決の方向性を模索する「考える力」、さらに調査や検討の結果を外部の第三者に分かりやすく「表現する力」については、チームごとにばらつきがあった。この要因として、授業や部活動、さらには大学受験を控えた学習など高校生が本コンテストに関して費やせる時間に限界があるのも現実である。さらには、これらの取組に際して、実際に現地に赴いて聞き取り調査を実施する、あるいは、検討の結果をもって具体的な実践活動を行うなど「行動力」についても差異があり、この差異が作品の評価に大きく影響したといえる。

これらの「調べて・考え・表現する力」について、高校生のポテンシャルを引きあげる必要があるが、そのためには高校の教員サイドの指導力が重要なポイントになる。具体的には、単に「探究

型学習」に本コンテストを活用するだけでなく、上記の力を発揮させるために、初期的なガイダンスを教員サイドで準備をすることもまた重要である。ただし、実際には高校生と同様に、教員も多くの業務を抱えており、その負荷を軽減するために主催者サイドからもウェブ上で基本的な事項を学ぶためのコンテンツを整備するなどの工夫が必要とされた。

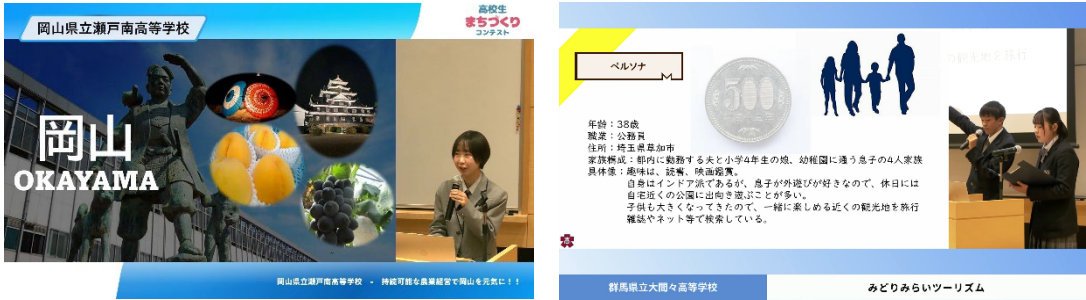
また、継続的に高校生のポテンシャルを引き上げていくためには、単純にコンテストの結果を順位付けして表彰するだけでは足りない。その意味では作品に対してのフィードバックは非常に重要である。本コンテストにおいては、優秀作品に対してフィードバックを行い、決勝大会に向けてのブラッシュアップを促すとともに、「探究型学習」の一環で、学校全体の取組として参加した高校については、個別の作品に対するフィードバックだけではなく、教員が今後、さらにより良い指導を行えるように、高校に出向き、教員に対してのフィードバックも実施したことは、双方にとってレベルの高い作品を出すために必要な取組であろう。

3. コンテストの中で印象に残った作品

さらに、これまでのコンテストにおいて、三木教授、小林准教授が個人的に印象に残った作品を挙げていただいた。

図表 2 印象に残った作品

学校名	理由
群馬県立大間々高校	「みどりみらいツーリズム」 ・ 地域資源の丁寧な分析と、フィールドワーク、具体的な収益モデルなど、地に足がついた内容であるとともに、受賞後も具体的な取組を継続した
岡山県立瀬戸南高校	「持続可能な農業経営」 ・ 具体的なフィールドワークを既に積み上げており、説得力が高い。また、一部の取組がすでに実行されており当事者意識が高い。



出所：玉川大学観光学部

これら印象に残った作品に共通するのは、机上の調査や仮説の設定ではなく、具体的なフィールドワークを積み上げており、高い当事者意識が見られる点である。実際のフィールドワークを行うことで、当事者意識が高まり、地域貢献が具体の成果として結実するということが、まさに本コンテストの狙いに合致するものであった。

4. 今後の展望

最後に、今後の展望についてあるが、2024年度も継続して本コンテストを実施することが決定している。過去3年の実績は前述の通りであり、コンテストの規模は拡大しているが、本コンテストの付加価値をどのように高めるかが議論されている。

具体的には、本コンテストへの参加が、高校生にとって単なるイベントとして終わるのではなく、高校生が検討したテーマについて、自治体や企業を繋ぎ、高校生が参加できるプラットフォームをどのように形成するかなどが挙げられる。

終わりに

本コンテストについて、日本総合研究所は協賛のみならず、高校生の探究心を高め、調査能力や思考力、さらには表現力を涵養するための支援活動を実施した。その中で、限られた時間の中でも、社会課題についての一定の関心を高校生は有している一方で、その課題を掘り下げて分析し、解決策を提示し、わかりやすくプレゼンすることについては、レベルアップの余地があると感じた。

冒頭で説明したとおり、日本総合研究所では、次世代を担う大学生や高校生が積極的に、政治や経済、社会のあるべき姿を論じることが出来るための支援を「ヴァーチャルシンクタンク」活動として支援している。玉川大学との協働も、次世代の声を聴く、次世代が様々な提案をする「場づくり」をするための活動の一環である。今後も、活動を通じて、イベントを超えた次世代の発信と実践の活動を支援していきたいと考える。

5-2. 被選挙権年齢引き下げが必要な理由

～先進諸国では選挙権も被選挙権も18歳で統一するのが主流に～

井上 岳一

一般社団法人 NO YOUTH NO JAPAN（代表：能條桃子）と日本総研の共同プロジェクト「YOUTH THINKTANK」（以下「YTT」）は（注1）、今般、被選挙権年齢引き下げに関するレポート（以下「本レポート」）を取りまとめました。

■背景

わが国の参政権が女性にも拡大されたのは1945年のことです。以来、選挙権は20歳以上、被選挙権は25歳以上とする普通選挙制度が維持されてきました（参議院と知事の被選挙権については30歳以上とされています）。2015年には、70年ぶりに参政権の拡大をする公職選挙法の改正が行われ、2016年7月より選挙権は満18歳以上とされています。しかし、被選挙権については据え置かれたままとなっています。

近年、海外では、被選挙権年齢の引き下げが相次いで行われており、OECD加盟38カ国では、既に過半数が、選挙権と被選挙権を満18歳以上で統一しています。選挙権と被選挙権に差を設けず、満18歳以上の国民に被選挙権も含めた参政権を付与するのが、OECDでは主流になっているのです。

YTTでは、若者、とりわけ30歳未満のU30世代の政治参加を高めるために有効と思われる施策の提言を行ってきました（注2）。施策の一つが、被選挙権年齢の引き下げです。この提言を受け、なぜ被選挙権年齢の引き下げが必要なのかを明らかにするために、本レポートを取りまとめました。本レポートを契機として、被選挙権年齢引き下げについての本格的な検討が始まることを期待します。

■本レポートが明らかにしていること

本レポートでは、以下のことを明らかにしています。

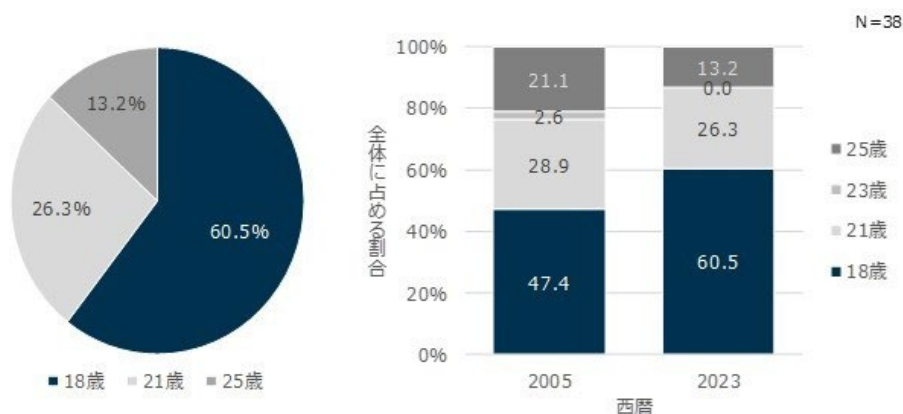
①わが国では明治時代に選挙制度を創設する際、当時の欧米各国で選挙権年齢を21～25歳以上、被選挙権年齢を25～30歳以上とするのが主流だったことから、それにならい、選挙権を満25歳以上、被選挙権を満30歳とした経緯があること。すなわち、選挙権・被選挙権年齢については確固とした根拠があるわけではなく、欧米各国の主流に合わせて決められてきたこと。

②近年のOECD加盟国の動向を見ると、選挙権と被選挙権の年齢を同一にすべく、被選挙権年齢の引き下げに動いていること。既に、OECD加盟国の中では、選挙権年齢と被選挙権年齢を満18歳以上で統一する国が過半を占めていること。すなわち、現在のOECD加盟国では、「選挙権・被選挙権共に満18歳以上」が主流となっていること。

③選挙権に比べ、被選挙権の年齢が高くなっている理由として伝統的に言われてきたのは、「議員として職務を全うするには人生経験が必要だから」というもの。これは英国も同様の意見があった。しかし、年齢が若くても議員の職務を全うするのにふさわしい者がいる可能性を排除できないこと、ふさわしい人物かどうかを決めるプロセスとして選挙があることを理由に、英国では、被選挙権年齢を満18歳以上に引き下げた経緯があること。

④選挙権年齢引き下げがどのような効果をもたらすかを定量的に示すことは難しいが、2006年に被選挙権年齢の引き下げを実施した英国では、18～29歳の若い国会議員が増加し、若者の声を反映した政策が実現するようになったことが報告されていること。

図表1 OECD加盟38カ国の被選挙権年齢の分布および過去20年間(2005年→2023年)で被選挙権年齢を引き下げた国の割合



※OECD38カ国のデータ (N=38)。うち18カ国は一院制。二院制の20カ国は下院の被選挙権年齢を表示。

下院(衆議院)の被選挙権年齢を25歳以上としているのは、日本以外ではコロンビア、ギリシャ、イタリア、米国。2005年から2023年の間に引き下げを実施した国は、フランス、リトアニア、メキシコ、韓国、トルコ、イギリスの6カ国。

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2023 (2023年7月24日取得)，毎日新聞「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」2022/1/1 を基に YTT 作成

■YTTとしての主張

YTTが被選挙権年齢の引き下げが必要と考えたのは、①現在の政治が若者の声を反映できていない、②政治家・政府が若者の声を聞こうとしない、③共感できたり、自分の意見を代弁してくれると感じられたりする政治家・候補者がいない、と感じている若者が多いという事実がYTTの調査で明らかになったからです（注3）。このような若者の意識が、若者の政治参加が進まない背景にあるのだろうこと、だとすれば、同世代の政治家・候補者が増えれば、この状況に風穴を開けられるのではないかと考えました。

これまで語られてきたとおり、候補者・政治家になるには、一定の人生経験が必要ということには同意しますが、人生経験は年齢で測られるものではなく、また、それも含めて、ふさわしい人物を選ぶプロセスとして選挙があることを思うと、被選挙権年齢を選挙権年齢よりも高く設定する合理的な理由は見当たりません。むしろ、経験よりも可能性を信じる姿勢を政府・政治家が見せることのほうが、若者に対しては重要なメッセージになるのではないかと考えます。それは、若者を信頼している、というメッセージを政府・政治家が発信することにはほかならないからです（逆に言えば、今の被選挙権年齢は、「若者は信頼できない」という間接的メッセージを投げかけていることを意味します）。

大日本帝国憲法下で普通選挙制度が導入された時、わが国の選挙権・被選挙権年齢は、欧米の主流に合わせて設定されました。特に合理的な根拠があったわけではありません。既にOECD加盟国の過半が満18歳以上で選挙権・被選挙権を統一していることを考えれば、わが国も選挙権に合わせて被選挙権も満18歳以上とすべきだと考えます。

■被選挙権年齢引き下げによって期待される効果

以下のような効果が期待できます。

- 自分と同世代が選挙に出るようになり、若者の関心事が選挙の争点になることで、若者の選挙に対する関心が高まり、若者の投票率が高まる。
- 選挙に出る若者が増え、若い政治家が増える。
- 以上の結果として、若者の声に対する関心が高まり、若者の声が政治に反映されやすくなると共に、世代間の対話が増え、民主主義が成熟する。

■積み残した課題

若者が政治家を目指すには、被選挙権年齢の引き下げのみならず、選挙における供託金制度も影響すると考えられますが、供託金制度については、本調査では触れていません。供託金制度のあるべき姿については、今後の検討課題となります。

■注記

本レポートは、公表資料（政府資料、記事、論文等）をもとにとりまとめたものです。現役議員の反応を見るため、数名の国会議員にインタビューを行っていますが、それ以外の一次情報には当たれていません。とりわけ、OECD各国で、被選挙権年齢を引き下げた背景やその効果については、入手できた公表資料が少なく、より網羅的な調査のためには、現地調査や専門家・研究者との協働などが必要です。そのような限界は認識しつつ、まずは現時点で知り得た情報を分かりやすくとりまとめ、公開・共有することが重要と考え、本レポートを公表することとしました。関係する情報・資料をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。

本レポートの全文は、こちらからダウンロード頂けます↓

[被選挙権年齢に関する調査 ～諸外国との比較を軸に～](#) 

(注1)

YTTの設立趣旨については、下記をご参照ください。

[「U30世代の政治意識調査（速報）の公表について](#)

[～U30世代の視点で「ありたい未来」をつくる「YOUTH THINKTANK」が始動～](#)（2022年7月1日）

(注2)

被選挙権年齢の引き下げを含む政策提案については、以下をご参照ください。

[「U30世代の投票率向上のための施策案について](#)

[～U30世代を5グループに分類、特徴に合わせた投票行動の促進策～](#)（2022年12月15日）

「U30世代の政治意識調査」のレポート全文は、以下からダウンロードできます。

[「U30世代の政治意識調査」](#)（2022年12月15日）

(注3)

「U30世代の政治意識調査」（2022年12月15日）を参照のこと

被選挙権年齢に関する調査 ～諸外国との比較を軸に～

2023.9

YOUTH THINKTANK
(一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN × 株式会社日本総合研究所)

YOUTH
THINKTANK

× 日本総研

日本の被選挙権年齢は選挙権年齢より高い

現在、日本の国会議員選挙の選挙権は満18歳以上に与えられている。
一方、被選挙権は衆議院議員で満25歳以上、参議院議員で満30歳以上と選挙権年齢より高い。



出所：総務省ウェブサイト 選挙権と被選挙権（2023年7月4日確認）を基にYTT作成

2

YOUTH
THINKTANK

× 日本総研

選挙権・被選挙権の年齢が設定された経緯

日本の選挙権・被選挙権年齢は諸外国の状況に倣って設定された経緯がある。

原点

1889年、大日本帝国憲法の発布に合わせ、衆議院議員選挙法が公布された。女性や納税額が基準に達しない男性には参政権がない制限選挙で、選挙権は「25歳」、被選挙権は「30歳」以上の男性に与えられた。

(中略)

この選挙法策定で中心的役割を果たしたのが、初代首相となる伊藤博文や近代化のため政府が雇用した「お雇い外国人」のドイツ人学者ヘルマン・ロessler（ロessler）だ。草案段階で示されたのは、選挙権は「20歳」、被選挙権は「25歳」以上という案だった。当時は20歳で成人を迎え、府県会（現在の都道府県議会）の選挙権年齢も20歳だったからだ。一方、欧州の選挙権は「21～25歳」以上、被選挙権は「25～30歳」以上が主流だった。結局、ロesslerが「20歳では政治上の責任を果たすまでに熟達していない」と意見し、選挙権も被選挙権も5歳ずつ引き上げられたという。

1945年

女性参政権が認められると同時に、選挙権は「20歳」、被選挙権は「25歳」以上となった。

1947年

貴族院から衣替えした参議院は「良識の府」と位置づけられ、被選挙権は衆院より5歳高い「30歳」に設定された。

2016年

2015年、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布。翌2016年に施行され、選挙権が「18歳」以上に引き下げられた。政府広報オンラインでは「少子高齢化が進むなかで未来の日本に生きていく若い世代に、現在そして未来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたい、という意図があるから」と記載。

原典：1945年、1947年・・・引用元：毎日新聞「特集ワイド：衆院25歳、参院30歳 被選挙権年齢、なぜ？」 原典は「お雇い外国人」(2023年8月20日取得)にYTTが一部太字追加

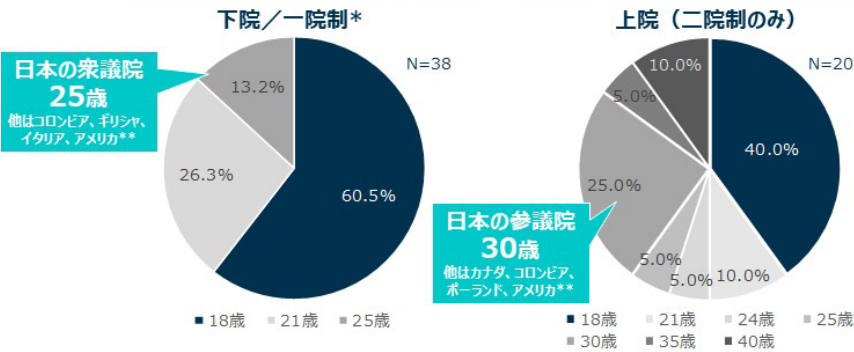
2016年 出所：総務省「選挙権年齢の引下げについて」、政府広報オンライン「若者の皆さん！ あなたの意見を一票に！」(https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201602/1.html)を基にYTT作成

3

日本の被選挙権年齢は諸外国の中でも高い

OECD加盟国では、被選挙権年齢は上院・下院ともに「18歳以上」が最も多くなっている。とりわけ下院については、日本の25歳以上というのは完全に少数派となっている。

OECD加盟国における被選挙権年齢の分布**



* 18か国は一院制、20か国は二院制で下院の年齢
** IPUのデータと韓国に関する記事に基づく

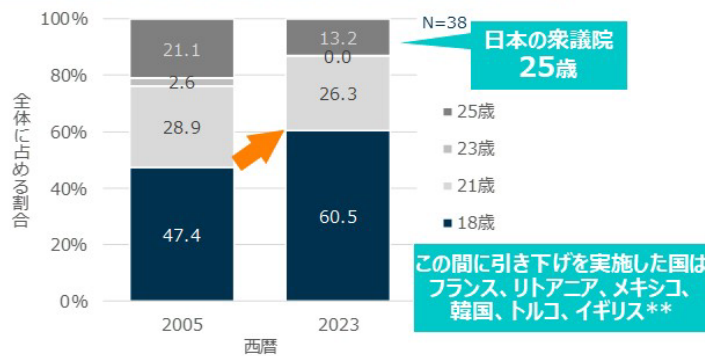
出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2023 (2023年7月24日取得)。
毎日新聞「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」2022/1/1 を基にYTT作成

4

OECD加盟国では引き下げの動きが活発化

過去20年弱の間にフランス、韓国、トルコ、イギリスなどが、相次いで被選挙権年齢を引き下げている。

OECD加盟国における被選挙権年齢*の分布推移**



* 下院／一院制
** IPUのデータと韓国に関する記事に基づく

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2005, 2023 (2023年7月24日取得)。
国会図書館「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」2015、毎日新聞「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」2022/1/1 を基にYTT作成

5

大半が、選挙権同様18歳に引き下げている

前頁の6か国のうち、リトアニア以外の5か国が、最終的に被選挙権年齢を選挙権年齢と同じ18歳に統一している（経過情報を入手できたイギリス、フランス、トルコでは下記のように引き下げている）。

近年の被選挙権年齢引き下げ国*における選挙権年齢と被選挙権年齢**の推移



* 2005年以降に被選挙権引き下げがあった。その他のOECD諸国のうち、メキシコ、韓国も同じ選挙権と揃って下げられている。

** 下院／一院制

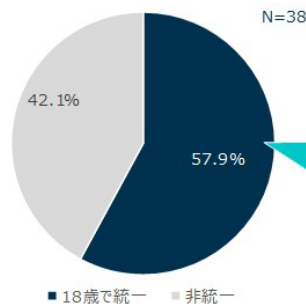
出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2005, 2023 (2023年7月24日取得)。
国会図書館「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」2015、トルコ共和国大統領府投票局「憲法改正国民投票、新憲法関連資料 2017年6月28日」(2023年7月25日取得) を基にYTT作成

6

OECD加盟国の過半数が18歳で統一している

今世紀に入ってから被選挙権年齢引き下げの動きもあり、既にOECD加盟国の過半数が、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳で統一している。

OECD加盟国における選挙権年齢と被選挙権年齢*が18歳で統一されている割合**



オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、韓国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス

* 下院／一院制
** IPUのデータと韓国に関する記事に基づく

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2023 (2023年7月24日取得)。
毎日新聞「韓国 被選挙権を18歳に引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」(2022/1/1)を基にYTT作成

国内各党は引き下げを公約にしたが、本格検討に至らず

選挙権年齢が引き下げられた2016年の参院選では各党が被選挙権年齢の引き下げを公約や重点政策として掲げたが、本格検討がなされないまま今に至る。

2016年参院選公約

自民党

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、**被選挙権年齢の引下げ**について検討します。

公明党

若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、**被選挙権年齢の引き下げ**をめざす

民進党

衆議院は20歳、参議院は25歳から**若者が立候補**できるようにします

日本共産党

被選挙権の年齢を速やかに引き下げます。

おおさか維新の会

18歳からの被選挙権付与

社民党

若者の政治参画をすすめるため、**被選挙権を当面5歳引き下げ**ることをめざします
(衆議院議員・市町村長・自治体議員は20歳、参議院議員・都道府県知事は25歳へ)。

出所：自民党「政策BANK」参議院選挙公約2016（2023年8月19日取得）、公明党「参院選2016」重点政策（2023年7月31日取得）、民進党「参院選2016国民との約束」（2023年7月31日取得）、日本共産党中央委員会「2016年参議院選挙政策」（2023年7月31日取得）、おおさか維新の会「2016参院選マニフェスト」（2023年7月31日取得）、社民党「参議院選挙公約2016（改訂版）」（2023年7月31日取得）

国会議論でも、慎重論と積極論の両論が存在

慎重論の拠りどころとしては、「思慮分別が必要」「年齢や経験に伴う判断力が必要」などが理由として挙げられている。積極論の拠りどころとしては、「若者の政治参加が促進される」や「投票率が向上する」などが理由として挙げられている。

慎重論と見なせる発言例



被選挙権の要件としてはやはり年齢を重ねること、今、参議院良識の府ということもお話をいただきましたけれども、やはり、**長く人生を経験し、そして分別を持ち、あるいはその判断力、総合的な判断力、そういったものも年齢に伴って、あるいは経験に伴って増えてくる**ということが一方ではあると思っています。ですから、選挙権年齢、被選挙権年齢をいざうに近づける、あるいは近づけ過ぎる、あるいは一致させるということについては、私は余り賛成はできません

出所：国会会議録システム「第189回国会 参議院 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 第4号 平成27年6月15日 和田 元 衆議院議員の発言」（2023年7月31日取得）にYTTが一部青色にして太字追加

積極論と見なせる発言例



我々は、（中略）何本か議員立法を出しています。（中略）候補者の裾野を広げるために、被選挙権年齢の引下げの法案も提出をしました。**ヨーロッパの例なども見ますと、これは候補者が増えるだけではなく、若い人たちの投票率も、被選挙権年齢を下げることで上がっているんですね。**（中略）そろそろ、民主主義の発展に合わせて検討をする段階だと思います。

出所：国会会議録システム「第208回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第3号 令和4年3月10日 落合 尚之 衆議院議員の発言」（2023年7月31日取得）にYTTが一部青色にして太字追加

英国では「経験」より「可能性」に着目して引き下げを実施

イギリスでも、「候補者は人生経験が豊富でなければならない」との信念があったが、21歳未満でもふさわしい候補者がいる可能性が排除できないこと、ふさわしいか否かを決めるのは選挙であることを理由に、引き下げを実施。その効果として、若い国会議員が増加し、若者の声を反映した政策が誕生している。

イギリスにおける事例

引き下げ経緯

- 英国選挙委員会は、2004年の報告書において、当時21歳であった被選挙権年齢を、選挙権年齢と同じ18歳に引き下げを勧告。これを受けて2006年に引き下げが実現した。
- 引き下げた理由として挙げられている主なものは以下のとおり。
 - 世界的には、被選挙権と選挙権の最低年齢を一致させることが最も一般的なアプローチである。
 - 選挙権と被選挙権の差を維持する意見の背景には、候補者は投票者より人生経験が豊富でなければならないという信念がある。しかし、**21歳未満であっても、選挙で選ばれた代表者になることに関心があり、その職務を果たすことができる人がいる可能性は否定できない。**
 - 法律によって年齢制限を設けずとも、すでに選挙プロセス自体が、国民が公選職にふさわしい人物か否かを判断するためのメカニズムを提供している。

出所：Electoral Commission "Age of electoral majority: Report and recommendations" (2004) を基にYTT作成

成果

若い（18-29歳）国会議員の増加



出所：House of Commons Library "UK Election Statistics: 1918-2023: A century of elections" を基にYTT作成

若者の声を反映した政策の誕生

- 2014年に「Children and families act 2014」という法律を制定。地方自治体がヤングケアラーを見つけるために積極的な行動をとることが定められた。

出所：成蹊大学文学部紀要 第52号（2017）ヤングケアラーを支える法律を基にYTT作成

未来社会価値研究所報
2023-24年

株式会社日本総合研究所
未来社会価値研究所

〒141-0022
東京都品川区東五反田2-18-1
大崎フォレストビルディング

